東京大学史料編纂所研究成果報告 2020-1（二〇二一年二月日）

中世東大寺記録執行関係史料

遠藤基郎　畠山　聡
西尾知己　三輪眞嗣

基盤研究（A）（2018～2023 年度）日本中近世寺社<記録>論の構築ー日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化（代表遠藤基郎）（課題番号 18H03583）報告書

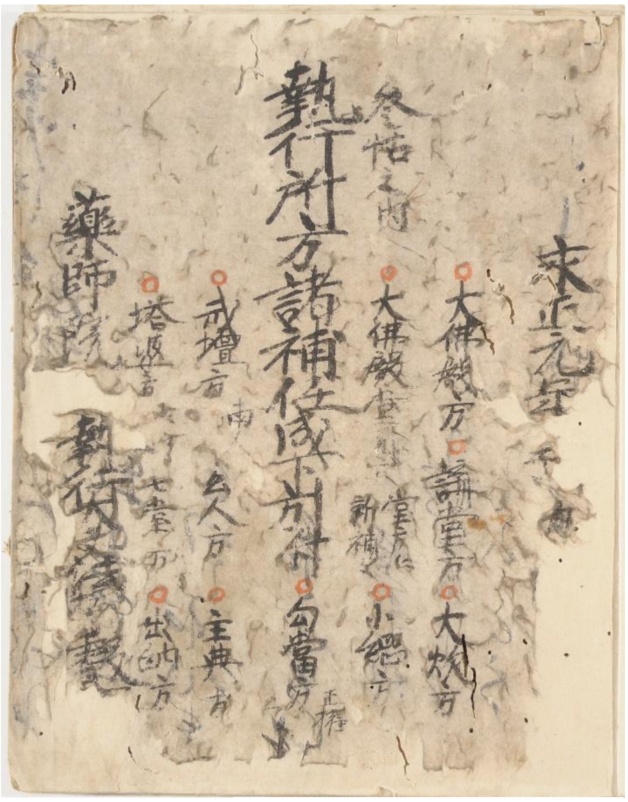

翻刻 8（薬 2-141）表紙

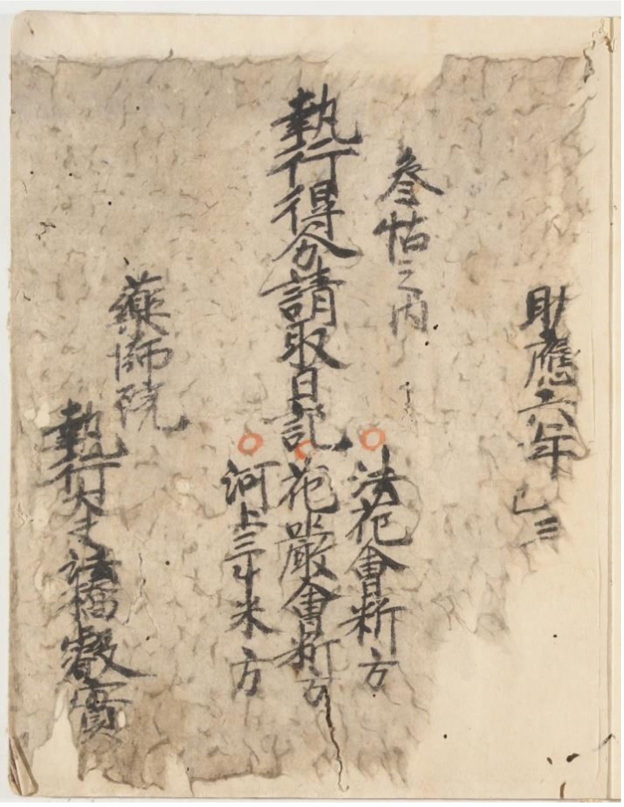

翻刻 6（薬 2-140）表紙

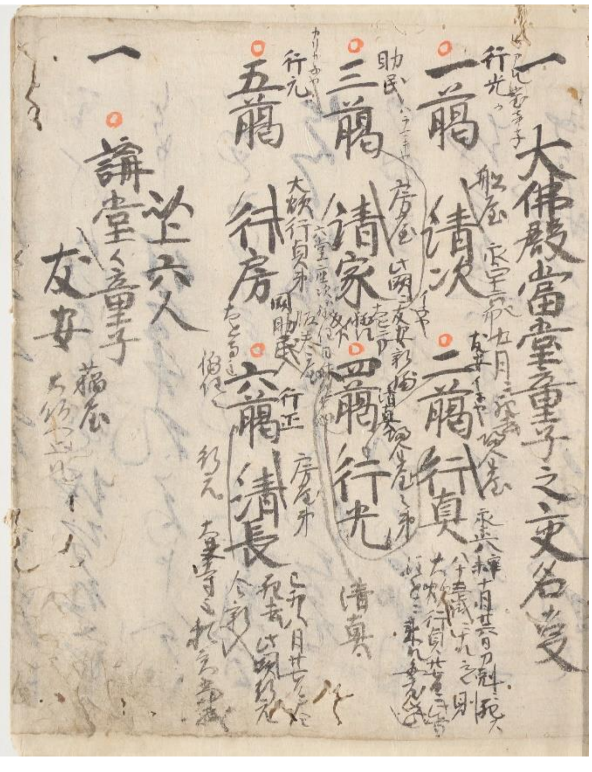

翻刻 8（薬 2-141）第 2 丁表

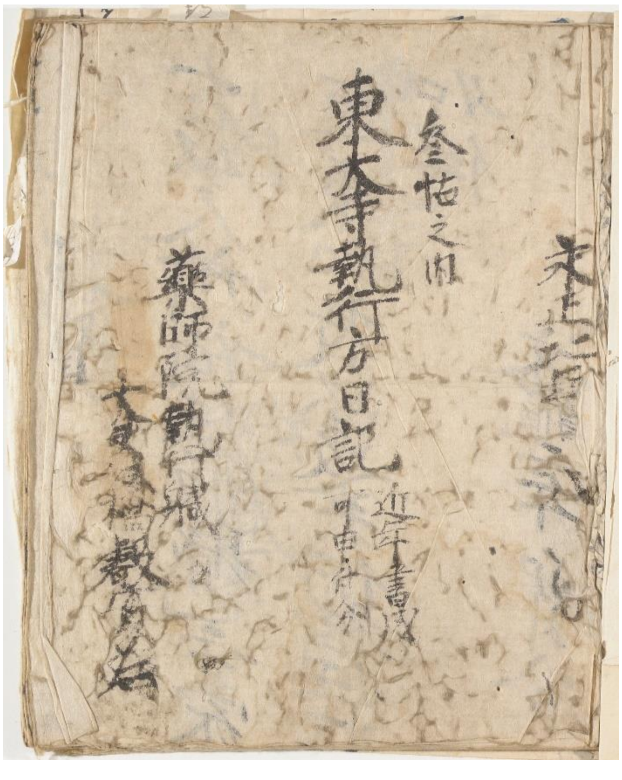

翻刻 11（薬 2-111）表紙

（図版の無断使用は禁止します。）

目次

〔解説〕……1
はじめに……1
薬師院文書中の中世記録……2
解題……5
1 東大寺薬師院実済記(写)(東京大学史料編纂所所蔵)……5
2 清澄荘近年日記(薬┃二┃一二七)……5
3 執行職事記(薬┃二┃一四二)……6
4 任職控(薬┃二┃一九二)……6
5 執行職私記(後欠)(薬┃二┃一四三┃一)……7
6 東大寺執行職得分請取日記(薬┃二┃一四〇)……7
7 東大寺執行職折中之記 私(薬┃二┃一四三┃二)……7
8 執行方諸補任成下引付(後欠)(薬┃二┃一四一)……7
9 東大寺執行所日記(薬┃二┃一〇九)……8
10 浄土堂方日記(薬┃二┃二〇六)……8
11 東大寺執行方日記(薬┃二┃一一一)……9
12 執行職之次第(薬┃二┃一四四)……9
13 東大寺々門惣別日記(薬┃二┃一五七┃二)……10
〔翻刻〕……11
1 東大寺薬師院実済記(東京大学史料編纂所写本)……11
2 清澄荘近年日記(薬二┃一二七号)……25
3 執行職事記(薬二┃一四二号)……31
〔紙背文書など〕……74
4 任職控(薬二┃一九二号)……76
5 執行職私記(後欠)(薬二┃一四三┃一号)……78
6 東大寺執行職得分請取日記(薬二┃一四〇号)……80
7 東大寺執行職折中之記〈私〉(薬二┃一四三┃二)……89
8 執行方諸補任成下引付(薬二┃一四一号)……91
9 東大寺執行所日記(薬二┃一〇九号)……104
10 浄土堂方日記(薬二┃二〇六号)……126
11 東大寺執行方日記(薬二┃一一一号)……133
12 執行職之次第(薬二┃一四四号)……142
13 東大寺寺門惣別日記(薬二┃一五七┃二)……145

〔解説〕

はじめに

中世寺社には多様な記録類があって、すでに翻刻公刊されているものも少なくない。南都に限定するならば、興福寺・春日大社・薬師寺・法隆寺・東大寺などである（表1参照）。特によく知られているのが、室町時代の興福寺の門跡の日記（『大乗院寺社雑事記』など）あるいは、鎌倉時代の春日若宮神主中臣氏の日記（『春日社家記録』）など、長期にわたるものである。ただし、これらは全体としてはむしろ少数派であり、短期間・特定行事に記述を絞り込んだ記録の方がむしろ多いと言えるだろう。

東大寺の場合、その傾向はより顕著であって、長期間の日記は残存せず、専ら短期間・特定行事に焦点を絞り込んだもののみである。そうしたこともあってか、東大寺の場合、こうした記録はこれまであまり注目されてこなかった。もちろん現在これらを所蔵する東大寺図書館には、膨大な中世史料があり、中世東大寺のみならず、中世社会全般の実態を解明する研究資源として活用されてきたことは久しい。すなわち東大寺文書である。

これは、家わけ史料集である『大日本古文書　東大寺文書』、編年史料集の『平安遺文』『鎌倉遺文』だけでなく、荘園ごとの各種自治体史において精力的に翻刻されてきた。代表的な自治体史としては、『岐阜県史』『富山県史』『静岡県史』『三重県史』『兵庫県史』がある。

一方、ここで扱う記録類は、同図書館の整理で、記録部一四一・一四一B・同一四二、雑部、薬師院文書（記録部）に分類されている[1]。これらについては、すでに「東大寺所蔵記録部等解題（抄、中世関連史料）」をインターネット上で公開[2]したほか、記録部一四一・一四二、薬師院文書（記録部）については、概要と伝来関係の見通しを論じたことがある[3]。

その特徴は、平安・鎌倉時代のものが皆無であり、室町時代のものにほぼ限定される点にある。東大寺には、惣寺方の年交替の幹事役年預五師がいて、その引き継ぎ文書目録である東大寺年預五師文書勘渡状が、鎌倉後期から室町前期にかけて残されている[4]。その精査は今後の課題だが、印象では、「記

1 横内裕人「東大寺図書館と収蔵史料」（『古文書研究』五九、二〇〇四年）

2 https://www.hi.u-tokyo.ac.jp/personal/endo/index.html　内の東大寺図書館所蔵記録部等解題（抄、中世関連史料）ver1.pdf

3 畠山聡・遠藤基郎「東大寺図書館所蔵記録部中の中世史料」（『古文書研究』八三、二〇一七年）

4 注1サイト内の「東大寺年預五師文書勘渡帳について」にある西尾知己作成のリスト参照。

録」「日記」との文書名が見えるものの単位は「通」であり、一紙物もしくは続紙である。冊子体の記録として相応しいものは、応永三〇年代の「一　集会肝要日記一帖」までないようである。残念ながらその実物は残っていないが、当座の見通しでは、東大寺における記録類の出現は室町時代以後とみるべきものと思われる。

これらの記録については、これまでに『続々群書類従』掲載の「法華堂要録」がある他、自治体史、あるいは個別の史料紹介において、その全体ないし部分が紹介されてきた[5]。したがって学界にとって完全に未知の史料というわけではない。ただし一方で、なお紹介されていないものも多く、不十分ではあるが、いくつかを翻刻・紹介することで、さらなる中世東大寺史あるいは中世史研究に裨益せんとするのが、この報告書の目論見である。

対象となる記録は多いが、本冊では「薬師院文書（記録部）」を中心に、東大寺執行に関わる記録一三点を収めた。

薬師院文書中の中世記録

「薬師院文書」は、鎌倉後期から執行を務めた薬師院伝来史料である。東大寺には、寺務別当方、惣寺方などの組織があり、執行は本来前者の寺務別当方の役職であった。「薬師院文書」中の記録については、すでに別の機会に論じたので詳細はそれに譲り[6]、ここではごく簡単に説明したい。該当する史料は表2のとおりであり、一部を除き南北朝期・室町期である。大きく執行伝来史料と、後世の収集史料がある。前者は、永享年間の慶実と明応・永正年間の叡実の二人の執行の記録に集中する。さらに内容は、執行の活動一般に関するものと、法華会・東大寺八幡宮転害会など特定行事に関するもの、その他に分類できる。

表にも示したように、これらのうち、東大寺八幡宮転害会の関連記録はすでに和田義昭・畠山聡の翻刻紹介が、永享年間の慶実の「執行所日記」は『三重県史』にそれぞれ全文が翻刻されており、これに譲る。また寺内法華会に関するものは、別の機会に翻刻紹介の予定である。つまるところ、本冊で扱うのは、総じて執行伝来史料のうち、執行の活動一般を扱う記録と位置づけられよう。なお東大寺執行関連記録のうち、応永年間の実済のみは「薬師院文書」中にはなく、東京大学史料編纂所と東大寺図書館雑部中に江戸時代中期の写本として残る。これも合わせて翻刻することとした。

---

[5] 『南都寺院文書の世界』（勝山清次編、思文閣、二〇〇七年）など。

[6] 遠藤基郎「室町期東大寺執行の日記から」（『秋大史学』六六、二〇二〇年）

表1　南都寺社記録関連資料一覧（史料翻刻・目録など）

寺社名	史料翻刻・目録など
興福寺	『大乗院寺社雑事記』『多門院日記』（以上、続史料大成、臨川書店）、『政覚大僧正日記』『経覚至要抄』『三箇院家抄』（以上、史料纂集、続群書類従完成会、八木書店）、『「大乗院文書」の解題的研究と目録　お茶の水図書館蔵成簣堂文庫（上・下）』（荻野三七彦編著、お茶の水図書館、1985・87年）、八嶌幸子「大乗院文書目録」（『北の丸―国立公文書館報』35、2002年）、『大乗院寺社雑事記研究論集第5巻』（大乗院寺社雑事記研究会編、和泉書院、2016年）
春日大社	『春日社記録』（増補続史料大成第47～49巻、臨川書店、1983年） 『春日神社記録目録』（官幣大社春日神社社務所、1929年）、『春日大社所蔵　大東家文書目録』（東京大学史料編纂所研究成果報告、2012-5、2010-2012年度東京大学史料編纂所特定共同研究（中世史料領域）研究成果報告書、藤原重雄編、2013年）、『春日大社常住神殿守大宮家文書目録』（国立文化財機構奈良文化財研究所・奈良市教育委員会編、法藏館、2015年）、 （以下藤原重雄）「宮内庁書陵部所蔵九条家本『春日社社記』」（田島公編『目録学の構築と古典学の再生（2009～2010年度報告書）』、東京大学史料編纂所研究成果報告2009-4、2011年）、「中世春日社社記拾遺」（坪内綾子・巽昌子共著、『此君』4、2013年）、「東京大学史料編纂所所蔵「弘長三年春日若宮神主中臣祐賢記」（『春日社旧記』のうち巻六）」（松村和歌子共著、『東京大学史料編纂所研究紀要』23、2013年）、「春日大社所蔵『徳治三年神木入洛記（中臣延親記）』」（『東京大学史料編纂所研究紀要』25、2015年）、「東京大学史料編纂所所蔵〔永仁六年春日社造替条々注進〕（『春日社旧記』のうち巻九）」（三輪仁美共著、『東京大学史料編纂所研究紀要』26、2016年）、「春日大社所蔵『弘安五年御進発日記』（上）（下）」（『東京大学史料編纂所研究紀要』27・28、2017年・2018年）、「春日大社所蔵『文正元年中臣延祐記』」（土山祐之共著、『東京大学史料編纂所研究紀要』30、2020年）
法隆寺	『嘉元記』（法隆寺史料集成5、法隆寺昭和資財帳編纂所編、ワコー美術出版、1984年）、『南北朝期　法隆寺記録』（南都寺社史料集1、岩田書院史料選書3、「法隆寺記録」を読む会編、2014年）、『南北朝期　法隆寺雑記』（南都寺社史料集2、岩田書院史料選書5、「法隆寺雑記」を読む会編、2017年）、藤原重雄・土山祐之「国文学研究資料館所蔵『春日御遷坐御帰坐日記』（法隆寺記録）」（『年報中世史研究』45、2020年）
薬師寺	『寺院・検断・徳政―戦国時代の寺院史料を読む』勝俣鎮夫編、山川出版会、2004年）、『薬師寺所蔵黒草紙・新黒双紙』影印・翻刻（南都史料叢書1、国立文化財機構奈良文化財研究所編、法藏館、2008年）

＊本一覧は、差し当たり気づいた範囲のものであり、遺漏については諒とされたい。

表2 薬師院文書(記録部)の中世分一覧

史料名	番号	成立・撰者など	伝来	翻刻
東大寺執行所日記	薬-2-107	永享11年(1439)慶実撰。	執行	三重
東大寺執行所日記	薬-2-109	永正2年(1505)～7年、叡実撰。	執行	9
東大寺執行方日記	薬-2-111	永正4年(1507)～17年、叡実撰。	執行	11
東大寺執行職得分請取日記	薬-2-140	明応6年～永禄6年、叡実撰。	執行	6
執行方諸補任成下引付(後欠)	薬-2-141	明応6年(1497)～永正15年(1518)、叡実・頼実撰。	執行	8
執行職事記(後欠)	薬-2-142	永享5年(1433)10月5日～文安6年(1449)、慶実撰。	執行	3
執行職私記(後欠)	薬-2-143-1	明応6年(1497)、叡実撰。	執行	5
東大寺執行職折中之記私	薬-2-143-2	明応6年(1497)～永正2年(1505)、叡実撰。	執行	7
執行職之次第	薬-2-144	永正14年(1517)、叡実撰。天文23年(1554)、頼実撰。	執行	12
東大寺々門惣別日記	薬-2-157-2	永正16年(1519)・17年(1520)、叡実撰。	執行	13
寺辺之記	薬-2-158	天文3年(1534)～慶長6年(1601)、法華堂衆蓮乗院寅清撰。	法華堂	
旧記抜書	薬-2-159	嘉吉2年(1442)～永正9年(1512)、法華堂衆撰。	法華堂	
法華堂要録	薬-2-174	長禄3年(1459)4月3日～文明15年(1483)、法華堂衆撰。	法華堂	続々群書類従
任職控	薬-2-192	永享11年(1439)8月、慶実撰か。	執行	4
浄土堂方日記	薬-2-206	永正2年(1505)～同10年、弘治3年(1557)、叡実撰。	執行	10
賢成戒和尚拝堂記	薬-2-208	康永2年(1343)、法華堂衆撰。	法華堂	
清澄庄近年日記	薬-2-217	永享4年(1422)、慶実撰か。	執行	2
東大寺年中行事	薬-2-220	正安元年(1299)、慶舜撰か。貞和2年(1346)朝増写。	執行	鎌倉遺文20308号
手掻会行烈次第并修人	薬-2-260-1	長禄元年(1457)、実済撰。	執行	畠山
貞和四・正長元転害会施行日記	薬-2-285	貞和4年(1348)、実舜撰。正長元年(1428)、慶実撰。明暦元年(1655)実宣写。	執行	畠山
転害会施行日記	薬-2-286	正長元年(1428)、慶実撰。	執行	畠山
永正二年転害会記	薬-2-287	永正2年(1505)、叡実撰。	執行	和田 59-76p
八幡宮大宮殿下遷宮並転害会記	薬-2-288	〔天文18年(1549)〕、明暦2年(1656)実宣写	八幡宮神人	和田 77-86p
(転害会日記他3冊)	薬-2-289-1~4	〔享徳元年(1453)〕・長禄元年(1457)・天文8年(1539)、寛永6年(1630)神人国勝写。	八幡宮神主?	畠山
法花会日記	薬-2-291	永正2年(1505)、叡実撰。	執行	
法花会始行日記	薬-2-292	永正10年(1513)、叡実撰。	執行	
法花会日記	薬-2-294	天文9年(1540)、頼実撰か。	執行	
法花会日記	薬-2-297	天正5年(1577)、実祐撰。慶長7年(1602)英祐撰。	執行	
衆中集会引付	薬-2-305	天正6年(1578)、興福寺沙汰衆宗信撰。	興福寺	

【翻刻項目】(アラビア数字のみは本報告書の翻刻番号)

三重:『三重県史 資料篇古代・中世(上)』黒田荘 1365号

畠山(聡):「史料紹介転害会関係史料(1)」『寺院史研究』11、2007年

和田(義昭):『日本庶民文化史料集成 第2巻 田楽・猿楽』第一書房、1974年

解題

1　東大寺薬師院実済記（写）（東京大学史料編纂所所蔵）

応永十五年（一四〇八）十一月の女院北山院の尼受戒の記事から応永二十二年（一四一五）までの執行実済の記録。応永十八年閏十月十五日の興福寺五重塔・東金堂・食堂焼失、同閏十月二十八日の内裏火事など世上の記事も散見されるが、大仏殿修正会、三月の八幡宮御経供養、法華会、五月の大仏殿大般若千部経供養、九月の八幡宮転害会など恒例の仏事神事に関わる記事が多い。また執行の得分や執行が任命・監督する公人の記事もある。総じて執行業務遂行のための有用な情報が盛り込まれている。後述の慶実の「執行職事記」はこの実済記に倣ったものとみてよいだろう。また後半では応永十八年七月からの美濃国大井荘の興行のための「蜂起」あるいは幕府・守護土岐氏との交渉に関わる記事が目を惹く。

執行の記録ではあるのだが、本書は「薬師院文書」の中にはない。底本は東京大学史料編纂所所蔵写本であり、同本を書写した東大寺図書館本を参考とした。史料編纂所本の奥書によれば、明和四年（一七六七）三月十七日に権中納言滋野井公麗（きんかず）が、勧修寺宮寛宝所蔵の実済自筆本より写したとある。滋野井公麗は、『続史愚抄』の編者である有名な公家故実家柳原紀光とも交流のあった同じく公家故実家である（『公家事典』吉川弘文館、二〇一〇年）。東大寺寺誌『東大寺要録』の写本のあることも知られる（『東大寺続要録』凡例、国書刊行会、二〇一三年）。公麗に親本を貸与した勧修寺宮寛宝は、この時まさに東大寺別当であった。東大寺執行の記録があることは故のあることだった。ただし、入手の時点は不明である。勧修寺からは寛宝以前に、室町前中期二名、江戸中期二名の別当が出ている。室町期はともかくも、江戸時代になってから入手した可能性がある。たとえば後述のように一覧の執行記録は貞享元年（一六八四）に時の執行実宣によって修補が施されている点、そしてその四年後の元禄元年（一六八八）に勧修寺済深が別当に就任した点などから、その就任時の説明資料として渡された可能性もある。薬師院文書にある江戸時代の執行の日記の中にその記事があるかもしれない。

2　清澄荘近年日記（薬―二―二一七）

永享四年（一四三二）に作成された清澄荘の経営に関わる史料。東大寺側の給主と現地との間での正月から十二月までの行事、年貢・公事の負担や内検などについて、一部漢字を交えつつも原則カタカナで書かれる。清澄荘は薬師院が給主を継承した。給主とは、一般的には預所にあたる存在で、東大寺寺内の諸行事用途を納める義務があり、その見返りとして得分を得ていた。

恐らくこの頃薬師院は実済から慶実への代替わりがあり、新給主の経営資料として整えられたものであろう。作成者は花押のみで署名がなく不明である。花押主は実済ではない。ひとつの可能性としては給主と荘園現地をつなぐ定使担当者、具体的には東大寺小綱・公人層が想定される。東大寺領の給主は寺内学侶が補任されたのだが、その経営の内実をこれ程体系的に示すものは他にはなく、その意味で極めて重要な史料である。

3　執行職事記（薬―二―一四二）

永享五年（一四三三）十月五日から文安六年（一四四九）までの執行慶実の記録。慶実はほかにも本史料とセットになる業務文書の雛形集である「東大寺執行所日記」（薬二―一〇七）を残している。これについては、すでに『三重県史』にて全文翻刻されているために、今回は割愛した。またこの二つの記録については、すでに別の機会（注6）に詳細に紹介・検討したところであり、それに譲ることとして今回は省略する。ご容赦願いたい。なお前稿において永村眞『中世寺院史料論』（吉川弘文館、二〇〇〇年）九八頁以下の記述に言及していなかった。あわせて参照されたい。また本冊には随所に天部分につけられた付箋がある。閲覧利用のための見出し（タックインデックス）である。十分な原本調査ができなかったため今回は丁ごとの存在を示すに止めたが、機会を得て補足したい。

4　任職控（薬―二―一九二）

永享年間頃に東大寺執行が補任した勾当・大仏殿堂司・小綱・公人・主典職などの書上である、永享十一年（一四三九）に成立した。「任職控」との題目は、前述の執行実宣が貞享元年に修覆した際に付けた新表紙に記されたもの。実宣が貼ったと考えられる貼り紙には、薬師院慶実筆と記されており、時期的にも慶実のものと見てよい。慶実の執行就任は永享五年であって、永享十一年の時点で、それまでの補任状況の把握の必要性が生じたために遡及して作成したと推測される。ただし異筆にて「文明七年」の補任の記事が一件見られるから、その後も書き込みがあった。なお貞享元年の修復は、裏打ち・修補表紙の追加であり、本史料以外にも以下で触れるように複数史料で確認される。本記録には紙背文書があるが、この裏打ちおよび現状の綴じにより今回は翻刻を見送った。他の史料も同じ扱いであることをあらかじめ断っておく。

以下の八点は、明応六年（一四九七）から永正十七年（一五二〇）の執行叡実によるものである。やや複雑な事情が一連の記録の成立の背景にある。それは薬師院と同じように代々執行職を勤める正法院との対立である。巨視的にいえば、薬師院・正法院が交替で就任する事態となっている。薬師院叡実の最初の任期は、明応六～永正五年（一五〇八）二月までで、途中、明応七年

（一四九八）、永正元（一五〇四）ころに一時中断があった。永正五年以降は三年おきに正法院との交替制となっており、一時子息頼実が補任された時期を挟んで、永正十七年まで補任が確認できる。こうした事情を考慮すると一連の史料の性格がより理解しやすくなる。

5　執行職私記（後欠）（薬―二―一四三―一）

明応六年（一四九七）に、父親快実の死去を受けて、執行を継いだ叡実が、就任当初の経緯を記した一種の覚書である。対立する正法院守芸の妨害によって補任が難航した様子を伝える。紙背文書があるが翻刻は省略した。

6　東大寺執行職得分請取日記（薬―二―一四〇）

執行職得分のうち法花会料・花厳会料・河上三斗米方についての記録。最初の就任時明応六年を起点とする。筆跡より判断するに年度毎に書き継いだものである。納入額と納入日の記事がある。途中、永正五年（一五〇八）二月二十九日の日付と叡実の署判がある。これは正法院との交替の区切りである。丁替えをして再度執行に就任した永正八年の記録が続く。次の薬師院の順は永正十四年で、この時は叡実子息頼実が就任。本来は永正十七年二月までだが、同年よりは再度叡実が就任していることがわかる。その後も、天文五年（一五三六）・永禄六（一五六三）年の記事がある。後任の執行の利用を示すものではあるが、思いついたように記されており、その意図を計りかねるところがある。

これも貞享元年に執行実宣が修覆している。原表紙に「三帖之内」とある。その意味は後述する（11号、本冊の翻刻番号、以下同じ）。

7　東大寺執行職折中之記　私（薬―二―一四三―二）

永正元年・二年（一五〇五）の叡実と正法院守芸との執行をめぐる相論についての覚書。末尾に永正二年四月十九日の日付と叡実の署判がある。正法院による妨害は、明応五年（一四九六）の叡実就任以来であるが、本史料からは両院の争いが、当時の大和国内の筒井・越智の国人間の抗争と絡み複雑な事情を持っていたことが判明する。政治的な妥協により、この時、両院の三年交替のルールが東大寺寺家により定められた。行間からは叡実の悔しさが滲みでている。紙背文書（書状）があるが翻刻は省略した。

8　執行方諸補任成下引付（後欠）（薬―二―一四一）

永正年間を中心に明応六年（一四九七）から永正十五年（一五一八）の間に、執行に補任権のあった大仏殿・講堂・戒壇院の堂童子・勾当・小綱・公人・主典について、補任状などの控え、補任された人名・僧名を書き上げたもの。慶実の「任職控」（4号）を真似たものといえる。表紙上書に「永正元年」とある。前

述の通りこの時期は一時的に罷免された時期と重なるのでそれが作成のひとつの契機となっていたと推測される。途中、永正五年十二月日、永正九年三月三日の叡実署判があって、三年ごとの交替が区切りになって書き継がれたことが判明する。ただし万全に整序されたものではなく、記事の内容が時系列で前後するところがあって、内容理解の上で注意を要する。一部錯簡の可能性が高い場所については、また現状では薬2―109（9号）に誤って混入したと判断される丁もあり、今回は修正を施した。もとより今後の検討によってさらなる修正が必要であろう。裏表紙は欠損しているが、これも貞享元年に執行実宣が修覆したものである。原表紙に「三帖之内」とある（後述（11号））。なお本史料を扱った研究に平澤悟「中世の公人に関する基礎的考察」（『歴史研究』大阪教育大学歴史研究室、二六号、一九八八年）がある。

9　東大寺執行所日記（薬―二―一〇九）

永正二年（一五〇五）二月～同七年までの寺内・寺外の出来事を記した。最後の記述から永正七年七月に成立したことが分かる。冒頭に「東大寺十二大会」を列挙し、また転害会の記事から始まり、執行の業務に関わる行事ごとの記録を意図した形跡がある。明らかに慶実の「執行事記」（3号）を意識して始まったものと考えられる。ただし慶実の「執行事記」程の完成度に至っていない。筆跡に揺れがあるので、後に浄書されたものではなく、記述された事件が発生してからあまり遠くない時期にその都度書かれたものという印象が強い。その意味では日記に近いとも言えるだろう。なお第二丁裏に、手掻会・法華会の日記は「別紙」に記したとあるのは、薬二―二八七・薬二―二九一を指すと考えられる。業務用資料としての有用性は損なわれたとしても多様な情報のある点が、この史料の魅力とも言える。実済記（1号）に連なると評価するのがより適切だろう。永正五年三月十八日の大講堂・三面僧坊の焼失、東南院門跡を巡る寺内の争乱、守護大内氏によって押領された周防国衙の返還運動などが注目される。特にこの史料を扱ったものとして西尾知己「中世東大寺における堂舎の防災と興福寺」（『寺社と民衆』民衆宗教史研究会編、七、二〇一一年）がある。

なお前述の通り、現状では薬2―141（8号）の断簡が紛れ込んでいると判断される。これも貞享元年に執行実宣が修覆している。

10　浄土堂方日記（薬―二―二〇六）

永正二年（一五〇五）から同十年までの寺内浄土堂の記録である。原表紙には「奉行薬師院法橋盛賢」とあるが、見返しに叡実の署判があり、これも叡実による。前述の8号と同じく永正元年の一時罷免・再任が契機なのであろう。

東大寺浄土堂は、重源上人によって建立された。重源から寺内東南院定範へ譲渡された後も東南院が継承した。東南院は別当を輩出する寺内最大院家のひとつであって、そのことも反映してか、別当系列に属する執行は、東南院相伝の浄土堂を「奉行」として管掌した。奉行の業務は、不断念仏をつとめる時衆と、一般的な管理を分担する承仕方の補任、寺内学侶への仏舎利の管理・出納であった。天文二二年(一五五三)・弘治三年(一五五七)の追加記事もあるから、叡実の後にも利用されているのだが、他の記事同様にごくごく限定的である。閲覧が主たる使用方法ではあるのだが、思いつきで墨を付けてみたという印象が強い。これも貞享元年に執行実宣が修覆を施している。

11　東大寺執行方日記(薬—二—一一一)

永正三年(一五〇六)から十七年までの記述があるが、基本は永正四年の日付の執行発給文書、出仕や用途進上についての回状あるいは用途下行切符などの控えが中心である。その他、東大寺十二大会の一覧や補任する諸職の補任料なども書き上げる。業務上必要な情報をまとめたものである。使用文書の雛形集の部分は、慶実の「執行日記」(薬二—一〇七)にならって作成したと判断される。実際、慶実の「執行日記」の永享十年(一四三八)卯月十三日付け奥書の引用がある。表紙上書に永正四年八月とあり、かつ途中にも同年同月付けの叡実の署判があることに鑑みれば、翌五年二月の正法院への執行引き渡しを控えて、それまでの必要情報を整理し記録することで、将来の再任に備えたものであろう。後半には「執行職之三ヶ年持之記」として、永正二年から永正十七年までの執行の補任状況が整理されており、叡実の置かれた不安定な状況を伺うことができる。これも貞享元年に執行実宣が修覆している。

原表紙に「三帖之内」とある。「三帖」は、6号・8号および本11号である。口絵図版から明らかなように同時に表紙が装幀されたものであった。内容的にもこの三冊は業務用史料としては比較的整っている。装幀の時期であるが、最後の永正四年八月の段階が最も可能性が高いと思われる。「三帖之内」の追記も叡実であろう。

12　執行職之次第(薬—二—一四四)

永正十四年(一五一七)と十七年の記事がある。表紙に「永正十四年二月」とあって、叡実子の頼実の執行就任を契機としていることがわかる。分量はわずかであって正法院との間でのトラブルの記述に終始している。この対立こそが叡実をして度々筆を執らせることになった動機であることが確認できるだろう。この史料の特徴は天文五年(一五三六)から同二十三年(一五五四)まで間歇的に続く点で、頼実によるものと推測される。記述からは、この段階でも

なお正法院との交替制が取られていたことがわかる。

13　東大寺々門惣別日記(薬―二―一五七―二)

薬師院が執行であった永正十六年(一五一九)と同十七年の執行業務を中心とした記録。同じく叡実による東大寺執行所日記(9号)に連なるものである。後補表紙から見て、江戸時代の合冊の際に永正十七年・十六年の順に綴じられたようである。例によって正法院との諍いの記事もあるが、二月堂で唐戸が開いた怪異、東大寺八幡宮の棟瓦落下、同社の椋木の立ち枯れなどと寺内の出来事や、遊佐・筒井・越智の和睦という大和の世情についても筆は及ぶ。

最後に思いつきめいたことを述べて解説のむすびとしたい。

翻刻3号で触れた永村書では、執行の記録を、「醍醐雑事記」(文治二年〔一一八六〕成立)、同じく醍醐寺の「寺家雑筆至要抄」(鎌倉中期成立)と同じく「寺務・所務」史料の範疇に属するとした。まさにその通りである。特に永享年間の翻刻4、明応・永正の翻刻6・8・11は整序されたものとして、この醍醐寺のふたつの史料との共通性が高い。たとえば興福寺大乗院尋尊による「三箇院家抄」なども同範疇である。

それ以外の整序が不十分なものについては、こうした浄書に備えての基礎資料、備忘録として位置づけることも可能であろう。

一方で東大寺執行の特色も窺える。今回紹介に至らなかった、転害会・法華会関係の記録も含め現在残る限りで、執行による記録は業務という目的に即した極めて実務的なものである。それ故、業務遂行のための当座の用に役立つことを最優先した感があって、それ以外の世情についての記述はほぼ皆無である。執行の記録は他の寺社でも多いが、例えば「東寺執行日記」のように毎年の繰り返しであっても、継続的に複数世代にわたり書き継ぐ日誌のようなものは、江戸時代に入るまでない。

寺内の他の組織、例えば学僧・惣寺についても、何らかの衆議の機会はあるのだが、東寺の供僧・学侶の引付にあたるものが残っていないことなども、東大寺の特色・個性があるようにも思われる。しかし一方で、法華堂のように一定の継続性がありそうなものもあって、一様ではないのだが、その点の見極めも含めて、組織内、組織間の記録方針の比較とその意味の探究も今後の課題であろう。

〔翻刻〕

凡例

原則行は追い込みである。改丁箇所については、表側は（～オ）、丁をめくった裏側は（～ウ）とした。

文字は原則通用の文字を使用した。原本文字の再現性は追求していない。後世のものと思われるようなルビは一部省略した箇所がある。

割り付けは、細字・割書は〈〉、傍書は《》で表現した。ただし助詞にあたる小文字などは煩雑であるため〈〉を付けないなど、全体として統一性が取れていない。

◎『』は朱書きを示している。

紙背文書については、現状袋綴装であるため、一部を除き、翻刻していない。

1　東大寺薬師院実済記（東京大学史料編纂所写本）

（表紙ウワ書）

応永十五年十一月日　（花押影）

東大寺日記

（表紙見返し）

薬師院

実済記

（1オ）

一、応永十五年〈戊子〉十一月八日女院殿御下向、北山殿《北山殿ハ五月六日御他界》為御仏事、於大仏殿自九日至十八日、千部経内陣ニテ有之、酉ノ外（ママ）ノ五月ニ経読所ヲ御局ニ被認テ、有御聴聞、同十二日夜女院、尼御受戒アリ、惣而女人、受戒堂之内へハ入サレトモ、□先規トテ、内之壇ヲ御マワリアリ、戒ハ□□（戒壇）院ノ長老被授申也、御布施ハ銭三十貫□□ノ堂ナリ、此次ニ法華寺殿ノ権長老殿□□戒有リ、同布施二十貫文也、

一、応永十六年〈丑〉潤三月自廿六日、法華会有始行、竪義者ハ、初夜蓮蔵

院《西ノ院家》《蓮蔵院ト云ハ僻事也トハ沙汰アリ、》、第二夜北室之按察
公、三夜西室帥公、四夜内大臣阿闍梨、二人ノ良家ハ四百文宛下行、自
余ハ三百文也、
一、日供掟役下行事
清澄庄二色ニ三斗二升、代四百五十一文也、《寺之和市ハ□別百四十文
也》
雑役庄二色ニ四斗、代五百六十三文也、
コレヲ潤三月廿七日、執行所へワタシ申ス、
(1ウ)
一、亭ノ式事
講堂未終時、会(行脱カ)事釜殿へ移テ、出納□サセテ、講堂終時畳ヲ運
ハスル、年預所ヨリ人夫ヲ出テ運之、畳ハカウライ(高麗)四帖、紫十三帖ハコ
フナリ、タヽミ(畳)ヲシク趣ハ指図ニアリ、
先畳シキテ後、聴衆出仕アリテ、タツミスミヨリレツ(列)アリ、レツスキテ
着座ノ後、講師ヲ申《講師又僧、餘事ハ七堂催也、》、又論匠衆ヲモ催、
頓皆々出仕之後、舞ヲハ下知ナリ、以小綱ヲ召テ、楽所へ舞ヲ奏ヘキヨ
シ下知スル也、舞ノ事ハカリニ、会行事立テ、綱所ノトヲリニノホリ(昇)テ
差帳ヲヨム也、
綱所退出之後三綱所モ退出、
一、亭之世俗事
会行事二句(口)〈一句自分、〉自余ハ一句宛也、〈但六句□(用カ)□〉
一、畳ヲ敷事ハ七堂童子カスル也、
(2オ)
一、執行職初任之時、公人・小綱一献ハ悦言トテ可給由申、云祝言、云鎮西
米納所地、以雖有悦酒、彼鎮西米不納以後略之、只今ハ執行・公文所之
称号計也、縦雖致侘言、就鎮西米納所、悦酒上ハ不承引者也、
公人・小綱不(マヽ)果侘言ストイヘトモ、此通何度も返答了、上古者、鎮西
米所納之時、三献在之、無熟調時者、一貫文公人中へ遣之、如形遣時マ
テ、此分ナリ、一貫五百文ノ例モ在之、又小綱方へハ五百文分ナリ、乍
去、時ノ執行可為随意也、惣而公人・小綱理運ノ申事、慮外也、又公人
上十人・小綱等各歳末之俵炭一荷ツヽ、平ノ公人柴一荷ツヽ、執行所エ
上、一献ヲ不出時ハ無之モノナリ、為(不脱)紛記之者也、
一、応永十六年〈ウシ〉四月六日万燈会施行也、中門之裏頭、自前々結構也、
三綱所之出仕如例、毎事役人共如去年、執行布施物者皆々壱貫文也、

中門之式者、四方燈ヲトホ（点）シタテヽ、立松八本、西東ニ四本宛並之、十
二導師出仕調時、以小綱、自裏頭有可乱声申下知、則乱声有之、然時、
有十二導師之

（2ウ）

列、其後於燈楼殿、奏舞ヲ奏、舞事者三番也、三番ト謂者舞六《ムツ》
ヵ、其舞終テ、内陣之十二導師之勤終時、下楽《ヲリカク》有時、皆々
退出、大仏之後之庭ニモ、立松二本歟、三綱所之畳《小文》高麗端之也、
二帖敷之、十二導師之モ同之、勾当之座長床也、惣而御経潤三月廿六日
始而読之、同四月六日結願也、開白・結願之導師者、五貫文宛之布施也、
経衆者一貫五百文宛也、導師ハ〈開白賢春三川僧都、結願覚祐帥僧都〉
去年子年之者〈開白暁円伊与法印、結願尋盛卿法印〉、

一、五月自八日、恒例之御経、大仏殿ニ有之、

一、手掻会地下十四之頭人、及其沙汰之時、地下人各々為遁神事之役、俄労
所ヲ念、付其、方々ニケイハウ（競望カ）ノ事、甚以不可然、神事之頭人器用之躰
一人も大切ノ間、八月一日、頭人方神木満足以後、補任セラルヘキ事、
尤以神妙也、此段自今已後、会奉行辺ヨリ以内儀、可得其意者哉、

（3オ）

一、御行列次第之事、日記ノ折紙、御幸ノキサミニ、検校ニツカワス御行列
ヲ、各々ケウカウ（向後）可申先例如此也、ヲツト（越度）不可在之也、

一、東大寺三倉之内、南之端綱封倉之坤ノ軒ノ角板、片寄ある間、若盗人、
為出入歟之奇怪疑胎是也、然間為寺可開見之由評定在之、猿（去）間応永十
六年〈己丑〉三月九日辰貝定、既開之、入于内、為検知之衆ハ先四方之
院勾当也、次ニハ任先規三綱所可奉行之由、雖寺命候、以堅故障之処、
猶可出仕之由、自御寺務も被下知候間、様々閣難渋二人出仕也、

院勾当者
大進已講兼俊　伊与法印暁円　帥僧都覚祐　少納言公賢
恵
東南院　尊勝院　西室院　西南院
皆々鈍色

三綱

（3ウ）

蔵人法眼〈寛専〉　大夫寺主〈慶舜、皆々法服平袈裟〉

五師
宰相五師〈頼賢〉　伊与五師〈寛英〉　少納言五師〈清覚〉
年預代　加賀阿闍梨〈行遍〉　今一人者未被定之時分也、

猿間入于内、見程に、塵共無是非多、目モ不開程也、盗人之入たる跡ハ
更になき也、公人・職掌トテかちかふり(鍛冶被)着たる物五人、内ニ入、
内ニハ辛櫃七十二〈此内下ノ重ニ四十五、二重目ニ二十七、合七十二也、
此内蓋無在、〉

就堂童子不住之儀事、

(習い書か)「未啓」　(花押影か)

一、当寺六堂・講堂・戒堂《壇》・七堂以下之堂童子職事、携所縁之職、或又
募私用ニ、欲心専、在国遠他行事、甚以不可然、所詮廿一ヶ年馳過、剰
捨傍輩交、闕寺門之奉公族者、急令改替彼職、次座ニ可移任者也、縦雖
相拘、以代官、寺用於馳過廿一ヶ年ハ可令改易也、既先年戒壇ノ堂童子
友真、仕丁廿一ヶ年依不住、雖積以代官躰、任先規彼職ヲ改者也、在国・
遠他行、生死不知故哉、可糺明者也、

(4オ)

一、応永十六年〈己丑〉四月四日、裏松殿有御下向、先ハ六日夜之万燈会を
御見物之料歟、同五日八幡へ御参アリ、神主〈延光〉御座を可誘之由内々
人に尋処、小文畳を可敷之由内々評定也、猿間、北ノ拝屋ノ中ニ畳を敷
了、則裏松殿有御参、御前ノ円座ニ御着ある間、東室殿畳へと被申ト云
ヘトモ、御着座ナシ、猿間、彼畳を取出し、御前ノ円座ノ通りニ敷時、
御着アリ、此故ハ、北山殿大将之御時とやらん御参之時は、拝屋ノ内ニ
無御着登、拝屋ノキワニヲリ、床ヲ敷て其ニ御座アリ、それを裏松殿御
覚ありて如此也、於向後も能々社家并寺も可存知置事也、

執行方可存知得分事

一、法華会料〈一口、寺納之内不依多少、以最前到来内取也、二貫八百文也、〉
一、鎮西米〈納所得分納分一并別禄十石六斗在之、〉

(4ウ)

一、華厳会料〈一口最前之到来内以取之、〉
一、三ヶ会料之使料〈六貫文取之、〉
一、河上庄参斗米　二石〈河上升定〉
一、玉井庄〈夏麦〉三石〈盆供瓜所出残分、米一石スマウ(相撲)米〉
一、櫟庄〈夏麦〉三石〈寺升定〉
一、新ロノ負所米六石〈九合五尺ノ升ナリ、トヨ田(豊田)ノ庄トヨシ(コレ)ヲ云、〉
一、玉瀧庄御封米一石〈寺升定〉

一、此外諸補任料〈日記別紙在之、〉
以上、此分執行得分也、於寺官中、任上衆﨟次、居其職、渡職之得分
也、職相替ハ鎮西米之升取渡、嘉例也、
一、転害会可有施行之由有評定、随而八月一日、会行事之使ヲ出テ神人相共
ニ差頭ヲ畢、右十月二日、同使ヲ出テ差畢、先ハ十一月ニ可有施行之由
風聞也、
一、寺官中、付当家代々可存知得分之事、
一、雑役庄、田数別紙在之、
(5オ)
一、息長庄《負所》二町六反、是ハ転害会之単衣・競馬之録(禄)之下地也、三
綱中各々此下役在之、
一、清澄庄田数別紙在之、
此外七条箕田・大宅庄已下心待(付)在之、負所米各々日記別紙在之、悉
以寺領ト云ナカラ、代々子々孫々、申付当家、致知行、専寺役、永代
可存知所領也、
就転害会郷頭事、惣寺・別院不論、往古以来之号所、毎度随下知、可勤
仕諸役之旨、昨日集会評定之趣、令結束後、付申入院家、此段不可有子
細之由、御沙汰御治定之上者、云当座、云未来、向後於祭礼者、不可立
号所、縦千万向後於諸職諸殿之中、被免号所之儀出来之時者、又為院家、
同雖有被仰出之旨、不可及異儀候、且惣寺記録明鏡者哉之由、満寺評定
所候也、以此趣可令洩披露給候、恐惶謹言、
(5ウ)
至徳三
九月十八日　専賢判
謹上　帥律師御房
此状ハ自寺、東南院殿ヘ進之、為後日写置也、
応永十六年〈己丑〉十月六日　(花押影)

一、十四ノ頭人公物升ノ事、或ハ御師之神人ノシナン(指南)ヲエ、或ハ私ノヨクシン(欲心)
ニチウシ(住)、ホシキマヽニ升トウ(等)ヲケイリヤク(計略)スル事クセ事ナリ、各々会
行事所ニ記シヲク者也、同饗膳七前ノ升等ノ事、十四ノ頭人方ヨリ長器
ノ升ニテ沙汰之、御供ノ升ト大都同辺カ、
一、神人、手掻会ニ付テ頭人ノ躰贔屓(偏頗)ヘンハンミカタスヘカラスノ由、厳密

ノ起請文、頭定已前ニ寺門ヨリ可加下知者也、於私領、年預見（検）使ニテ、
神人十八人・検校等メシ出申付ラルヽ也、毎度ノ神事ニ如此サタセラルヽ
掟者也、
一、祭礼三日之由雖有評定、先延引也、十三日之由可施行候歟、十月廿日、
郷ノ
（6オ）
頭人ノ名共大概定了、神人ニ酒給了、三献也、一番ニスヱ（据）肴〈ハス・ス
シ〉、二献目ニ毛立、三献目ニ菓子、此後、別而持香呂ニテ一献給了、是
ハ別而也、神人ノ上臈ト検校トハ両方対座也、
一、手掻会付、於会行事所、頭定之儀、神人十八人・宮祢（諸）進一人、検
校ト云、連参候、此時一献進時、神人一献ト、宮々諸進トハ座頭ニ対座
スル也、望時《臨》期、驪時トシテ申事不可然間、任先規加下知者也、
後々会行事得其意、任先例可申付者哉、〈応永十六年九月十三日記〉
一、祭礼十三日之分ニテ、宿坊集会十月《日》在之、清澄・雑役差後、各勤
仕了、
一、十一日法施頭人可沙汰公物之由加下知了、同日会奉行方の米も給候、取
廻也、

一、会奉行切符出事、
番匠方ヘ騎共十騎分《両座ヘ二通ニ下行》一石一斗〈一斗一升定〉、
此内五騎当ニ両座ヘ出了、
葺之木工方ヘ六騎分六斗六升之切符出了、《当座ヘ三斗三升アテ二通ニ
下行》、又瓦作四騎之分四斗
（6ウ）
四升出了、合二石二斗也、切符、廿騎之分ニ切符（通脱カ）五ニ出了、
請取、壱石五斗宛、法施頭人二人ノ所（当カ）旨、《河上升》七石之分請取畢、
応永十六年十一月十二日
会行事ハン
一、七僧之饗料、此法施頭人より請取米を引也、三綱三人ニ《大升》一斗宛、
僧綱二人《大升》一斗宛、五師五人《大升》一斗宛、神主《大升》一斗、
此外銭三百文下行、請取二通ニアリ、百文ト二百文、両匂当《大升》一
斗宛、承仕《小升》一斗、検校《大升》一斗、小綱六人《小升》一斗宛、
カ（鏡）ヽミトキ五升《小升》、
以上

一、戒壇院之下部《水門》西道ト云物、頭ヲサス処、不為勤仕之由、寺門ノ沙汰ニナルトイヘトモ、ツイニ寄頭人ニアタル也、頭カシラノ事ハ下部ナルニヨテ、ヨリ（寄）トウ人ニナル、於向後モ戒壇院・レウカイン（楞伽院）、イツクモ〳〵、権門勢家ヲイハス、後（々脱カ）祭礼頭人ハスヘキモノナリ、今度之祭礼ニ王ノ舞ト云物ナシ、不審ノ処、大仏殿ノ主典カレヲ勤仕ス、然ニ近年、此主典ヲト（落）サル之間、彼王舞ナシ、無勿躰云々、

（7オ）

応永十六年十二月十三日

会行事 玄（寛）盛

一、手掻会地下十四之頭人之事者、悉会行事一向相計コレヲサス（差）、但十四之頭、於器用躰ハ、神人等各々地下ニヲイテ、廻才学（覚）、荒々人数等相定、於会行事辺、ヲンミツ（隠密）ニテ伺之、八月一日御神供已後、神人并検校・会行事ノ少使、十四之頭人方エ、各々罷向、榊ヲ入也、次頭人、何宮ト相定切符賦事ハ八月廿日、於会行事所沙汰也、〈切符書様、別帋在之、〉此時神人上十八人・検校一人、会行事辺ニ連参ス、一献〈三献、日記別帋在之〉、一献過テ、切符ニ（ヲ）神人方エ遣之、少使相ソエテ、頭人方ヘ札ヲクハル（賦）者也、

一、《応永十六年定》十二月二日、於八幡宮、陪従ノ神楽在之、舞人・楽人已上八人、此内笛一人・和琴一人・ヒチリキ一人也、残者神楽ヲウタヒ、或舞フ、寺僧達ハ、北廊内ニテ御聴聞アリ、折節、京ノ正親《ヲウキ》町殿《裏築地《ウラツシ》トモ申也、》参御合アリ、北ノ御廊ノ大床ニテ御立アリテ、暫可有御聴聞ナリ、又袖褶之法師トモ、コヽカシコト徘徊ス、メツラシーーーーーノ後納所隆祐得業也、

（7ウ）

火焼者職掌二人、カチ冠也、公人者一﨟・二﨟勤仕也、三綱所之畳者、不限二帖、随時之人数可敷之、法服平袈裟也、十二導師者、法服ニ位ノ袈裟也、能々可覚悟事也、

一、応永十七年〈寅〉五月晦、惣寺令籠居了、根本、大井庄法華会料去年分五十二貫三百文到来余少分以外也、為御寺務、無御催促者、寺可訴申由嗷訴也、然処六月八日、大井庄より四十貫七百文到来、合百貫文歟、然程に是を則被下行了、然間寺僧、如本出仕シテ御願ヲサウソイ仕了、目出候、

一、京都之管領事、応永十七年六月九日ト歟や、畠山殿（満家）被《不歟》領状之、

至四度之御使者、雖不致領状、又重以京極殿（高光）、堅被仰付候間、此上者無
力、雖為一日、先可令領状之由、有沙汰、既被請取了、
一、恒例之大（仏脱）殿之千部御経、五月八日より始之、東大寺之十日分在是後経
会闕如了、
一、応永十七年十二月二日於当寺八幡宮猿楽、グワンゼ（観世）ト云者詣也、致能芸
云々、
（8オ）
珍重〳〵、
一、応永十八年〈辛卯〉正月自一日、大仏殿修正有之、
一、同年三月十五日、於大内舞御覧有之、南都之伶人少々上洛ス、
一、同十八年三月廿六日、於八幡宮御経供養被施行了、咸《或歟》衆中《六》
十人内三十人令減、不思議〳〵、引頭事、父子之出仕故障処、自寺、訪
分ニ寺升之一石賜了、自実相坊、請之了、
一、同布施川上升七升ト一斗ト七文〈ナル〉、引頭分云々、宛請之、
納所実相坊
来廿六日八幡宮大般若供養楽所酒肴事
合
黒田庄〈酒一斗七升〈寺升定也、〉肴二種〈ハスクロメ可巻之、折敷廿
枚、〉大瓶一、長櫃一合、三度入廿、銚子、鍉等〉
笠間・薦生庄〈酒一斗、折敷十枚、肴一種牛蒡、箸廿五前〉
北伊賀庄〈酒一斗二升、折敷十五枚、肴一種〈タウフサシ、箸廿五前〉〉
（8ウ）
櫟庄〈粽一合半、小土器三十〉　清澄庄〈粽一合、小土器十五〉
薬園庄〈粽二合、大土器五、小土器十五〉　長屋庄〈粽一合〉
加茂庄〈粽一合〉　雑役庄〈粽一合半、小土器三十〉
以上
右、来廿六日〈巳刻定〉任支配旨、可被寄三昧堂之辺者也、任例、支
配如件、
応永十八年〈辛卯〉三月十日
年預小綱廻之、執行所之下人ト小綱ト三昧堂辺居也、請取之了、
此粽十合ニ不足之由、楽所迄歎申候間、向後者十合分可支配之由、執
行所・年預所より楽所へ被寛宥由、聞之、不審事也、
一、応永十八年五月六日、京都御八講雑役雑人夫三人上、一人ハ中、去四月

卅日上、

当年弐貫三文云々、

一、五月八日恒例之大殿千部経有之、去年十日御経分有懈怠云々、其分も当年有之、

(9オ)

一、美濃国大井庄へ、守護毎年百貫文宛也、課役ヲ綺之由、寺用依之、闕如スル也、已ニ地下退散ニ及間、以神訴可給沙汰之由、寺門之評定也、

応永十八年七月十七日夜、天狗社ニて始蜂起、なにとか成(り?)もて行か(候カ)す(ら?)ハんと無心元云々、

又同廿日夜、同在所ニ令蜂起了、其後厳密之事共、度々奉行被付了、畏ニ両使《沙汰衆》〈越前公浄憲・少納言五師清覚(定カ)〉在京アルトイヘトモ、無意途間、重々伺候処、已ニ達上聞了、則上より管領へ被立御使、先々守護之召雑掌テ於向後者彼庄へ不可懸課役等之由、可出請文由、被仰付了、然間、召守護之雑掌、是分被仰遣了、其返事遅々以外也、内々風聞者、請文等事難義たる由其沙汰也、如此而者、不可叶者、同十八年〈ウシ〉八月十三日夜、始廻蜂起了、廻蜂起様ニハ、先天狗社へ裹頭、暮程ニ集了、然間、北《袁也》中門ノ両之床ニ、五師鈍色ニテ致出仕了、北中門之北、講堂之方之壇下ニ、公人・小綱スコシ祗候ス、壇《ノ》上ニ、中間三間之東ノ間ノトヲリ(通)ノ北面ニ、焼松明ヲ公人

(9ウ)

丸之(ママ)了、猿間、様々衆徒、悉天狗社ニ参寄了、僉議者、東室之大夫公延海法師也、猿間、貝吹之衆立寄〳〵、吹貝事第三度也、一度ツヽ也、アイサシ(間差)アルヘシ、其後僉議者云、自是皆々大湯屋ニ連々、其後是へ帰て南ノ念仏堂坂之東へ上之大杦之木の東之ソイヲ南へ行て東南院殿へ参様ニ少引て、其よりヒツシサル(未申)へ行テ、東南院棟門之トヲリノ橋ヨリ、四間ハカリヲトテ、ヒツシサルトウシトラト(丑寅)へスチカヘ(筋交)ニ橋アリ、コレヲワタリ(渡)テ西へ行候也ト、僉議者披露ス、又僉議者、召少綱、大湯屋ニ可焼松明由、下知于公人丸了、驢大湯屋西向之庭ニ焼松明了、其時衆(徒脱)悉大湯屋へ達了、此間ハ前後不繭次也、猿程ニ大湯屋也、ヒツシサルノ庭ニテ貝ヲ一度吹了、其後タツミスミ(辰巳角)ノ入釜屋面、登湯殿、北ノ端ノヒキ(引)戸ヨリ西へ出テ、悉着座仕了、湯殿ニ西向ノ妻戸ハ開ナル先規ナレトモ、今度ハ忘却哉らん、不開~~ト~~《アラハ》ノ西向ノ戸ハ悉開了、先規ハ長床ト云、畳ヲシキ(敷)テ着座スレトモ、是モコト(殊)更ノ善ニテ、其マテモナクテ、タ(、脱カ)ノ板ニ居了、

（10オ）
大概之御沙汰不叶者、可頂戴神輿由、衆儀也、其後貝ノ衆中ニヨリテ召
居、三度貝ヲ吹了、一度ツヽノ間ハ茶十服許ノム（飲）間アリ、貝吹出ヲアル
トキ、衆徒ノ中ヨリ扇ヲアケ（上）テ貝ヲトヽ（止）ムル也、其後僉議者、召小綱、
可有御動座神輿之由間、大仏殿之料理クキ・カスカヰ（鎹）等可有用意之由、
以公人丸申遣油倉了、再御輿所ヘモ飾神輿、警固以下ヲ可勤仕之由、同
遣公人也、其後、悉立テ本方ヘ出テ、又ヒツシサルノ庭ニテ、先陣後陣
之衆分テ、貝モユツル（ママ）ヘテ分了、ソコニテ貝ヲ一度吹テ、三度トヲ（答？）ス
ル、トウスル~~ト~~（コ）イ~~トトヰ~~（マヨリ）也、其後天狗社ヘ上了、先後ノアイ（タ脱カ）ハ半町許
也、路次ノアイタハ、前後ニ貝二斗（度）ツヽニテ吹テトウル了、先度如披
露、僉議者、杦木ノ下テ貝ヲ一度吹テトウシ了、是マテハ前後ナキ分ニ
テアル也、是ヨリタヽシク先陣後陣を作也、如僉議、東南院殿之向ヲヒ
ツシサル向テ橋ヲワタリテ、焼松ヲ西ヘ行テ、マスク（真直）ニ西ヘ行テ、南水
門ノ通ヨリ、北ヘ行、龍地（池カ）ノ橋ヲワたりて、戒壇ノ南中門之外ノ壇
ノ下ニ付、先陣ヲ（ママ）待彼
（10ウ）
後陣了、又貝ヲ二度吹了、貝一度ニ三度トウス、其後又、千手堂ノ南ノ
四足ヘ入了、先ハ南中門ニテモ貝一度ツヽ吹テ、不待後陣シテ過者、又
後陣一度雖可吹、貝ノ人数少之間、如此也、其後千手堂ノ東向ヲ北ヘ行
テ、北ノ門ヲ出テ、スコシ西ヘ行テ、中御門ノ内ノ北ノワキ（脇）ノ橋ヲ北ヘ
ワタリテ、西院ト云トコロヘ行テ、北ノハシ（端）エ行ツキテ、又東ヘ行テ、
当（唐）禅院之前ヲ東ヘ行テ、西室殿ヘ出テ、柳ノ木ヨリ西ノ道ヲ南ヘ行テ、
南ノ端ヲワタリテ、大仏ノ廻廊ノイヌヰスミ（戌亥角）ヨリ壇ヘノホリ（昇）テ、北向ヲ
東ヘ半町許行テ、北中門ヨリ西ノ戸ノ口ヨリ入テ、其内ニテ又待後陣テ、
ヒトツニ成テ、貝ヲ吹テ三度トウス、其後北中門ヘマスクニ東ヘ行テ、
五師ノ床ニ西向ニアリ、其西ニ東西ニ床アリ、ミナナカトコ（長床）ヲ敷ク、是
ニ衆徒コシ（腰）ヲカケテ、東向テマ（真）中程に□僉議者居テ、扇ヲカホ（顔）ニ当テ、
チ（千部？）アヲノキテ□東大寺ノ由来ノ殊勝ナルヨシユイ（言カ）テ後、彼守護人不
善之条々訴申、若不叶者、神輿ヲ頂戴シ可奉振九重之華洛也、若此善（ママ）、
然者トウ（答カ）セラルヘ
（11オ）
シトイヽテ後、三度ミナ〳〵、トコ（床）ノ後ニ立タルモ居タルモ、扇ヲタヽ（叩）
キテトウスル、其後皆々退出了、五師者《彼五師床ニ居事、爾許衆ト名
付、爾許《ニコ》》宰相法橋頼賢・但馬五師寛英二人也、帥五師賢海者、

貝ヲ吹人たる間、天狗社へ出了、笠間ノ五師者、地下ニ物忩ノ事ある
あいた(間)、不及催促、少納言五師ハ上洛也、公人・小綱ハ悉北中門ニ、始
ヨリ居ル也、然共今度者、少々廻蜂起候間モ御共スル也、東南院之内、
内大臣得業御房、為才覚内々御出也、猿間、慶舜寺主も出了、大方沙汰
人十人者、可罷出也ト云ヘトモ、成業ハ不出仕、但叡賢得業并英重得業
者出了、惣而此外ハ、成業以上ハ不出也、十人之沙汰人ハ、西勝院得業・
千手院得業・侍従得業《賢成》・西勝院子大輔公・中坊大進公《隆賢》・
帥五師賢海・大夫公延海・帥公《イヌキ》・筑後得業英重也、雖然、于今
無御承引之間、為別(列)参、八月廿一日五人上洛了、弁擬講俊《春歟》尊・
弁擬講隆盛・大弐得業弘豪・侍従得業隆祐・帥五師賢海以上上洛候也、
廿三日管領へ出仕有之、奉行所へ可被参之由、自管領被申候間、先送了、
出仕之様ハ御車ニて也、使節□(七)人之内、

(11ウ)

少納言五師まて、六人同車にて出仕也、前ニ又仕丁四人、以上、今一人
之使節沙汰衆越前公浄兼者、前様ニ一人出仕アテ、彼列参之衆を被媒介、
八月廿五日より、法華堂之後戸之執金剛神御前ニて被祈祷也、さりとも
近日之間には、落居候ハんすらん、彼祈祷ハ三日也、心経百巻歟、心落
之由ニテ皆々被出了、又彼列参之衆、度々奉行方并管領へ雖為列参、或
物忩、或他行とて、更々無所寄処、彼岸之中日九月二日、三条殿(足利義持)《将
軍》等持寺へ御成候間、道ニ待申て、御帰候時分、畠山将監殿執申され
候処、則達上聞、先請文之事、根本たる也、所詮請文事、可被仰付于守
護之由、被仰出候間、先悦喜ニテ、同三日、彼五人、又使節之内少納言
五師下向あり、沙汰衆津(鼓)坂ハ未下向、
九月四日より三ヶ日、於八幡宮信(真)読之大般若あり、自御寺務東南院殿、
御布施十貫文、寺へ被出也、可然候儀御沙汰殊勝候〱、于今請文を沙
汰不申之間、珍事也、然処結句、守護人、伊州へ越候より、直ニ承引之
間、在国之間、無事後候間、先両使十月に下向了、先地下之百姓者、令
還住了

(12オ)

以自(目出カ)在也、猿間、漸々守護在京すへき由、其聞あり、如聞、在京あり、
然間、十月朔日両使〈帥五師賢海・越前公浄兼〉上洛ス、度々管領へ出
仕問答候間、所詮、守護代請文をいたす(出)へきよし、令返答之間、不可叶
之由、使節問答する也、自満寺、厳密《重》申上間、同九日、正守護人
土岐入道常保、大井庄臨時之課役かくる(懸)事あるへからす之請文出了、然

間、両使下向、同十一日、祝之蜂起、於天狗社在之、貝ヲ吹了、其後同
潤十月十五日、巻数を寺より管領へ上了、又自門跡、将監殿へ棰被遣了、
同 方も遣了、先以東大寺沙汰長（ママ）候間、如何にても勝事候処、
無相違之条、珍重候、満寺之安堵者天下之大慶也、

一、寺官中、大湯屋ノ湯ニ入事、タトヒ無官ナリ共、西ノ正面ヨリ出入スヘシ、内ノ湯殿エハ南北ノ口ヨリ出入スヘシ、物ヲヌキヲク事モ次第タルヘシ、東頭也、正勾当職事、東南院家正北面中ニ、器用ノ躰コレ《ア》ラハ、ケイハウ（競望）次第第（衍）ニ補任スヘシ、近年ノ儀如此、万一器用ノ躰ナクハ、自余ノ躰アイハ（カ脱カ）ラウヘシ、次ニ権勾当事、山寺辺

（12ウ）

ノ法師等器用ノ（脱？）望次第ニ補任スヘシ、則菩提山順尭〈実専〉、大安寺ノ祐賢以下、先権勾当ナリ、補任ノ（ヲ？）ナス者也、補任案文、則別帋在之者也、

一、応永十八年〈辛卯〉潤十月十五日、未時及テ、興福寺五重塔ニ雷火落テ焼失ス、同東金堂焼候了、食堂ニ火懸候処ニ、様々打消了、塔ハ乾ヘタヲル（倒）ヽト云ヘトモ西風余吹間、金堂ヘハ不懸云々、其後大湯屋ニ付テ焼了、東院々家へ付、処々様々打消了、タツミ（辰巳角）スミノツイカキ（築垣）ニツキ候了、其後シコン（ママ）願了、塔二基共焼候了、春日馬場ノ木共不知数焼了、又氷室之拝殿并傍ナル堂一宇鳥居焼了、社ハ不焼、在家ヒカイ里ノ家五・六家焼了、其後東大寺東南院御所へ火懸之間、様々以秘計打消了、四所大明神両度懸テアル処、様々打消了、薬師堂早鐘撞了、聞之而、今在家郷民共走集リ、火ヲケス、併衆力と云、八幡之令照覧也、次大仏并南大門者、自油庫、人ヲ集テやねイ（た脱カ）ニノホセ（昇）、大縄ヲヒキ、様々シタヽメ（認）トモナリ、則十五日夜ハ

（13オ）

夜モスカラ、公人・郷民等ヲ大行事奉行、三〳〵（ママ）守護也、天下之哀微、法滅之時節歟、南無阿弥陀仏、〳〵、

応永十八年〈辛卯〉壬十月廿八日卯刻、大内之紫宸殿ニ火付珍事之処、様々打滅了、将軍も馬にて有御馳、無為なる間、於泉殿哉、御酒アリ、裏松殿同御入アリ、泉殿之簀子ヲ下テ土ニ被座、半畳ヲ被下共、不座給、日中マテ九献ニ及マテ土ニ被座也、慇懃之至極也、于時太刀を被進、自上御刀を被下、勘解之小路御供ニ有ケルヲ、被召間、エウノ大刀を被進、折節、畠山殿将監殿御共なりけるあいた（間）、雖被召、更々狼藉なる由申て不参、大慇懃也、さても彼火不思議事、色々雑説雖多、可承引説、于今

不聞云々、同十一月朔日、朔旦冬至ニ相当ル、延喜之御代ニ朔旦冬至アリケルトカヤ目出、〱、軈朔旦冬至ノ節会ニ、紫宸殿ノ焼たる処、悉作直了、此事ニ東南院殿十一月一日御上洛也、六日奈良へ御下向也、

番匠五人、

(13ウ)

一、応永十八年〈辛卯〉十一月廿二日東南院殿寝殿造営のチウノハシメ(手斧始)アリ、

一、応永十八年〈辛卯〉十一月廿八日、当今之王子(躬仁)御元服なり、為其、同廿八日将軍給内大臣官、軈拝賀アリ、東南院殿為御礼、廿七日御上洛也、殊更廿八日ハ天気過法殊勝、〱、彼親王をハ東洞院殿トいまハ申候也、十九年辰年四月御位之由、有風聞処、先延引云々、

一、管領之事、畠山被持(辞)退之間、細井(川)右京大夫辰年三月九日被領状了、

一、大井庄、去年夏守護沙汰ニ付て、地下人成田五郎・二郎、二人ヲチヲイ也、守護贔屓ノ者タル間、可払地下候由、厳密ニ為寺門経沙汰処、二人上洛仕候て、捧厳密之起請文了、二月堂ニ学侶登て、彼五郎并二郎同仰候仕、書起請了、然ニ地下人上洛之時ハ、必一献を沙汰いたす、御寺務へ五貫文、両預所へ弐貫宛、然ニ年預・執行へ同程致沙汰儀式也、今度執行所より問答之処、様々歎申て二貫文出了、年預所へハ三貫文

(14オ)

致沙汰了、応永十九年四月十二日云々、

執行ハ法眼寛専、年預宰相五師代侍従得業賢盛也、彼五師之子息也云々、

一、応永廿年正月十七日ヨリ法華会始行、毎年如例云々、

一、応永廿一年五月六日、京都御八講人夫以下事、雑役(庄脱カ)人夫二人進之、此外給主上洛之間、一下人、一人上中(七日？)者夫、此内一人在之、四月十九日上洛、

一、寺役中、自然触穢ノ時ハ、手掻ノ会出仕ソウシテ(惣而)カナウヘカラス、同競馬ナントモ出スヘカラス、但法華会聴衆分ハ講堂エハ出仕スル間、調鉢ノ代ハ、出仕ノ上ハ談(請)之、又竈殿ヘハカナウ(叶)ヘカラサル也、

一、正勾当事闕ハ、権勾当方其役ヲツトムヘシ、先規如此、

一、法華会執行、ソノ時ハ新聴衆入年、会料一口取之也、

一、応永廿年四月廿三日、八幡宮御経供養被執行云々、三月ニ下行之由、雖衆儀御為(マヽ)之、依難成、今月ヘ延行也、引頭両人之中ヘ、自寺、

(14ウ)

一石被助成了、其外川上升七升、壱(定カ)升也、一斗合一斗七升、人別請了、彼七升ハ自年預、切符取了、一斗ハ堂請取ニて請了、助成之米モ切

符也、

一、楽所之酒肴、先度被減間、及異儀処、今度者、如元被支配了、粽ハ雑役二人・清澄一合半也、向後モ如往古、可被支配者也、応永十八年者、毎事被減了、楽所歎申処、尤有其謂歟、

一、応永廿四年〈丙酉〉三月六日、万燈会被行之、但半減分五千燈也、一間〈五合、五十燈〉、布施ハ五升宛、自御油庄請取之、中門之式如例、畳大事は七堂并木守ニ仰了、敷之、是行事加下知者也、舞之次第如例三番也、

此一冊以勧修寺宮御本、書写〈写本・証本実済自筆殊勝也、〉畢、

明和四年三月十七日権中納言兼大宰権帥藤（滋野井公麗）（花押）

（〇東大寺図書館本書写奥書）

右以滋野井中納言公麗卿御自筆御本写之、

明和五年三月廿四日大僧都成杲

2 清澄荘近年日記（薬二―二一七号）

（表紙ウワ書）

永享四年十二月　日

清澄荘近年日記　（花押）

（表紙見返し）

一、テカイノエ（手掻会）・ホケエ（法華会）・キヤウ（京）ノ御所御クタリノトキ、サウチ（掃除）トモマイトチ下（地下）ヨリノホリテサタ（沙汰）ヲイタス、ホケエノトキハサケ（酒）ヲノマス、ホウリウ・トリ・サカナヲスル、

一、ナラシユン（奈良巡？）マイトケチス（下知）、ヒルノモノヲチ下（地下）ヨリモチ上ル、

一、キヤウ上（京上）マイトケチスル、御シム（寺務）ノヨウ、又アツカシヨ（預所）ノヨウニモ、ケチスルナリ、

一、御所ノ御クタリナトノ大儀ニハ、ムマノカイ（馬飼）ヲ下知ス、タウ荘ニカキラス（限）、ヤクヲン（薬園）・サウヤク（雑役）トモニサタヲイタス、

一、テカイノエノトキ、ホンテンカクウツ（本田楽）、コレハイチ井（櫟）・カワカミ（河上）・キヨスミ（清澄）三荘マワリテウツナリ、キヨスミアタリクチ（当口）ノトキハ、人ヘチ一斗ツヽチケニ□□ヘテトルナリ、カエケヤウハタヒコト（度毎）ニサタスルナリ、ソノホカ、シンメノヌカワラ（神馬糠藁）サタスル、

（1オ）

清澄近年之作法

一、正月一日ミヤウシユ（名主）三人、ヲウホヲヒキテノホル（曳上）、モチ井（餅飯）一センツヽスユル、ホウリウ、又メキリマセニテサケ（酒）ヲノマス、ホウリハキン年ヘチキ（別儀？）ノシツケナリ、ヒトヽセ、ユキ（雪）ニノホルアイタ、アマリサム（寒）キニヨテ、ホウリウヲクワス（喰）、ソノヽチトヽムルニヲヨハス、又チヤウツカイ（定使）フントテモチ井（餅飯）スエ、サカナ

（1ウ）

ニテサケヲノマス〈ホウリウハナシ、〉ヲウホヲモチヤウツカイ（定使）フンニモサタス（沙汰）、コノヲウホノコトハ、マイ年ニハヒカス、中一年ヲキテサタスルコトナリ、

一、五日キツショ（吉書）クタス、アツカミ（厚紙）一テウ、チヤウツカイモチテクタル（持下）、カヽミ（鏡）・コモチイ（小餅飯）九センノフンアルヘシ、カヽミハ一メン（面）ツヽ、コモチイハ八マイ、

アカイモチイ五キレツヽナリ、九セントイツハ、
ケシ（下司）・クモン（公文）・ツシ（図師）・センタウ（専当）二人・ミヤウシユ三人・シキシ（職事）、コレラ
ナリ、コノ内シキシフンヲハ、チケ（地下）ニトヽムルナリ、ソノユエ（故）ハ六日シキ
シノホリ（上）テ、

（2オ）

チヤウツカイ（定使）ノモトニテ、カヽミ・コモチイヲトルアイタ（間）、チケニテリウヨウ（立用）
スルヨシ申ナリ、シカラハ八センノフン上ヘキ（膳）ニ、キン年六セン・七セン上
ルコトフシン（不審）ナリ、センタウ二人ノ内フサタ（不沙汰）アルカ、コン日ノヒンキ（便宜）ニ
コワウ（午玉?）ノモチ廾三十、キヤウ二ハイ上ル、

一、六日ホテ（ほで）十一上、モチイ二セン、又メキリマセニテサケ（酒）ノマス、二センハ
チヤウツカイノマテナリ、チヤウツカイエモ、ホテアリ、又サタ人方ノモノ
二センヲカム、

一、《六日》スキ（杉?）ノタウヨリ、カヽミ一メン、小ムシロ一マイ上、モチ廾五マイ・
サケヲノマス〈チヤウツカイハ、ソウ（惣）シテイロワス（綺）〉

（2ウ）

一、二月ヲコナイノコワウ（午玉?）ノモチイ三十上ノホスル、日ハサタマラス（定）、ヒンキ

二二月十日コロニ上、フシンナリ、チヤウ日（定日）アルヘキヲヤ、

一、三月二日クサ（草）モチイノセン合（仙合）十一上、

一、四月十日コロニヒル（蒜）六ワノ代十八文上、

一、五月四日チマキ十一レン〈カス百十〉ミヤウシユカタ（方）上ル、シヨク人（職人）ノチマ
キ〈カス四百四十〉　四十四レンノ代百六十文上〈一ワヘチ四文ツヽ〉、

（3オ）

一、チマキモチ人夫一人三日上〈キヤウト（京都）ヘノホル〉、

一、ムキ（麦）ノコト
三石一斗ノウチ、
七斗九升二合〈スキケ、チヤウミシン（定未進）〉
ノコル二石三斗八合〈キン年サタアリ、コノ内〉
六斗三升二合六タ〈スキケ、チキ（直?）ナシ〉、アキ米ニテハカルトキ（計時）モアリ
一斗七升六合〈トウ内次郎チキナシ〉
一石四斗九升八合〈サタ人トリタテ（取立）ヽサタアリ〉

（3ウ）

一斗〈コレハコムキ（小麦）ナリ、下シ（下司）ノ役ナリ、コレハソウ（惣）ノムキノホカニサタ
アルモノナリ、〉

○約一行分貼紙を剥がし取った痕があり、「姓ナリ」など残画がある。

一、六月ウリ（瓜）ノコト
ショク人ノウリ二百〈コレニヲリウトノ代廿文ソエテ上、〉
ミヤウシユノウリ五十、又テラウリ〈一駄半〉マタハン（半）〈チコ（稚児）ノウリ八ツ〉
シキシノウリ十五、マイ年コノ分上、
テラウリ一タ（一駄）トイフハ、一ハンノ大ウリ十四・コウリ六ツナリ、
合廿ヲ一タトイフ、一タハン（半）トハ都合卅上

（4オ）

コノショク人ノウリ二百ノ内、百二十〈四カノフン（顆分）〉、ウリニテカワスルナ
リ、ノコル八十ヲハ代ニテトル、コノホカハ、ミナウリニテ上ル、
ウリモチ二人上〈キヤウトエノホル〉、
コノウリスキテノチ（過後）ヘクリウリ（平群瓜）トテ代百文上〈シユク人ノサタナリ、〉

一、七月十四日ホク（盆供）ノモノ
ウリ・ナスヒ二五イレタルコ（籠）三コ〈ミヤウシユ三人ノ上〉、
ウリ・ナスヒ二五イレタルコ六コ、サタ人ノ上、イツレモ子イモ・マメ・サヽ
ケアリ、
モトハ米ヲ八升上トイエトモ、キン年サタニヲヨハス、

（4ウ）

一、九月ノハシメサウテンケミ（早田検見）アリ
三百分三斗〈メントク（免得？）〉、スキトノ〈コレモ秋ノ年貢ノ内ニ加テサタアリ〉、
大　二斗四升〈メントク〉トウ四郎
半　一斗八升〈メントク〉サコノ三郎
トシニヨリテ、メントクカワルヘシ

一、ヤキ（焼）米ノコト
三斗五升　〈ショク人上、ショク人ノ分ナリ〉、
八升　ミヤうシユ三人シテ上、

（5オ）

一、九月五日
マツリノヨミヤ（宵宮）ノモチ井三十・サカテ（酒手）三升上〈トウ人（頭人）ノサタ〉、

六日マツリノセン一セン　チヤウツカイトル、米升四升ツヽ八升上〈トウ人
サタ〉、
一、九月八日
セン合十一合〈ミヤウシユ上〉、
一、十月廿日〈シユカイエ（手搔会？）ノヨウ〉
ヌカ二ツ、ワラ四ソク、上、
一、内ケン（内検）ノ内、スキノ名二町ノコト、押妨過テ、近年ハ内見帳ニモ不入之、

（5ウ）

一、ナイケン（内検）ノコト
一丁二反半《四石五斗》〈三斗六升代〉〈メントク〉
〈ヨキ年ハメン七・八升ノ間也、近年思様ニスルナリ、〉
一丁《三石》〈三斗代〉〈メントク〉
五反九十分、一石八斗九升〈メントク〉　〈コレハ久シク杉殿作也、〉
三反百九十五分、一石二斗七升五合〈メントク〉〈是モ杉殿ノナリ、〉
一反　三斗六升〈メントク〉
大　二斗四升〈メントク〉〈コレハ頭四郎作トテ地子ハ別上〉

（6オ）

コノ分、トシニヨリテ、メントクカワルヘシ、
一丁　〈コレハサク半ナリ、コノ一丁ニハネンクノトキ、マニタリノムシロ（莚）
一マイツヽ上〉、
イツレモ年ニヨルヘシ、
コノサク半一丁分、シム（寺務）ノカワリメ（替目）ニハ、カナラス一斗ツヽノニンレウ（任料）ヲ
サタス、
一丁ノホカ一反サタ人キウ（給）アリ、ヨテ十二月一メン、一ヘイ、サク半カタ（方）ト
テサタス、
又定ツカイ給一反アリ、定チシ（地子）三斗ツヽ毎年シサイナシ、《是ハ作半ノ内
ニハナシ、》
一、ソウ（惣）ノネンクノ内ヲ荘立用トテ毎年二石ツヽ荘ヘヒク、
応永廿八年〈ウシ〉アマリニ年貢少間、半分一石ノ分ヒキヲハンヌ、

（6ウ）

永享四年〈辛子〉八月三日《ニシムロトノ（西室殿）》シム（寺務）僧正御ハウ御タカイ（他界）アリ、
スナワチ御テシ（弟子）子禅師御房シムヲサウソク（相続）アリ、ソノ時ハイマタ童躰（トウタイ）ナ
カラ、シムヲ御ヒカヘアリテ、日数ノヽチ御シユツケ（出家）アリテ、シムサウソク

ノヒロウ(披露)アリ、ヨテタウ(当)荘ノニンレウトモサイソク(催促)ス、
一石五斗《七斗ヲハ十二月ニ上了》《八斗ヲハ丑三月ニ上了、》
〈スキ方ヨリ上、ケシ・クモンノサタ、ムカシ(昔)ハシムカハリ八石、
アツカシヨカハリ(預所替)四石トイヘトモ、キンネン(近年)コノフン(分)ト申テサタヲイ
タスフンナリ、〉
サク半一丁ニ一石ノコト、シサイ(子細)ナント云ヘトモ、百姓トモイロ〳〵ナケキ(歎)
申、シカレトモ、ケンミツ(厳密)ニサイソクノアヒタ、ミナ〳〵ツキ(次)ノ年ノ春ニ一
斗ツヽノフンハカリ(計)ヲハンヌ、
(7オ)
スキヨリハ一石六斗五升ナニカニ上、一石五斗ハシヨク人ノサタ、
一斗五升ハサク半三反内、且五升ツヽサタ云々、
つシノニンレウ(図師任料)モ六斗アリトイヘトモ、近年サタニヲヨハス、シコノサタト
シテ一石五斗トサク半一斗ツヽトナクテハサタ(沙汰)ナシ、ソレヲタニ、
スキハウ(杉方)ノサク半五升ツヽミシン、モテノホカ(以外)ノコトヽモナリ、
コヽニ、シムカワリ(寺務替)ノトシ、定使サケ(酒)トテ一石サタ人ヒキヲハヌ、
コヽロエ(心得)ヌ事ナリ、キ 年(近年?)雅意ニマカセ□ヒキツク(引継)モナリ、

一、ミヤウシユ三人ヲノ〳〵イネ七ハ・ワラ廿一ハツヽサタスルナリ、
　合イネ廿一ハ・ワラ六十三ソク、
一、大ユヤ(湯屋)ノウスヘリ(薄縁)十二月廿九日ニ上、
(7ウ)
同廿九日サク半方一メン・一ヘイ上、
〽小ムシロ一マイ上、コレハ荘カタノサタ人ニツク、〈コレハキウカタ(給方)ノサ
タ人上ルナリ〉
一、ホテ土〈ミヤウシユ上五十〉、同セン合〈十一合上〉、
百文イホ(魚?)ノ代トテ上、コレハツシノサイマツ(図師歳末)ナリ、
セン合四十合〈サタ人エセン合ノ代廿文ト、モチイ四五十ト上、餅トハセン
合ノミナリ、〉
以上近年致沙汰分歟、
永享四年〈辛丑〉十二月廿九日　(花押)
一、テカイエノホテ、カク三度ニ一ト(一度)、キヨスミウツ、地下ヘ米六斗ヒク、
テカイエノトキ、シンメノカヌ・ワラ上、ヌカ五ツ、ワラ十五ソク
(8オ)

一、清澄荘之内三綱給方事

正月六日〈ホテナシ、モチ一センスユル、〉　五月四日〈チマキ四十〉、七月

十四日〈ウリナシ、ナスヒナシ、ネイモ以下〉、

ナツノウリ二十カ〈近年代ニテ廿五文ツヽ上〉、

十二月サイマツノムシロ一枚〈サタ人上〉　ヤイ米三升アリ、

三斗六升代一反〈早田〉アリ、〈メントク〉近年杉ニアリ、

五反小　三斗六升代〈メントク〉

以上年ニシタイ（従?）テサタ（定）マルヘシ、

三斗代二反〈チヤウチシ（定地子）、コノ内一反近年杉ニアリ、〉

十二月ニ小莚一枚、歳末分サタ人上、

以上

永享四年〈壬子〉十二月廿九日　（花押）

（8ウ）（白紙）

3　執行職事記（薬二―一四二号）

（新後補表紙ウワ書）
執行職事記、慶実
（後補表紙ウワ書）
永享五〈癸巳〉年ヨリ永享十二年迄、薬師院慶実
（後補表紙見返し）
此一帖薬師院家重宝也、仍預置申候、一帖合八十八枚在之、東大寺観音院法印
英訓（花押）
一、倶舎卅講之日記〈一帖〉法花会日記〈二帖〉合三帖返進申候、〈天文七〈戊
　五月十五日法印英訓〉
一、公人召仕事京上、伊賀巡、笠置巡、日巡　大都是等之定」
（表紙ウワ書）
永享五年〈癸亥丑〉十月五日始之
　執行職
　　　　法橋慶実（花押）
（表紙見返し）
一、寺門ニ盗人召取之時、為糺問召具テ、若衆執行所ニ来臨之事在之、於煩等
　者、以鎮西米納所内、有其沙汰、然鎮西米中絶之間、彼来臨事、故障ニ
　候、雖然為不執其跡、毎度執行之任中一度入臨云々、則近比者実舜執行、
　其後寛専執行之時一度ツヽ入臨云々、一献之体三コン〈居肴・毛立・サウ
　メン・菓子〉以上公人中ヘ一種一瓶下行云々、将又糺問之具足・ヤチヤ
　ウ・ハサミ木・ヲケ、是等ヲハ、雖無来臨、盗人糺問在所ヘ毎度出之者
　也、スミ同出之、
（1オ）
執行補任諸任料之事、
正権同使二二百文
勾当　参貫文　　小綱　七百文　　公人　百文
主典　三百文　　出納　壹貫文　権出納同　　講堂　五石　使ニ四百文
六堂　十石　使二百文　大炊　五石　使二百文　権大炊壹貫文　百文
戒壇　五貫文　三旬上廿日者三貫三百卅一文、使二百文　権戒壇二貫文　七堂各一貫文
　　下十日一貫六百六十六文、使二百文
塔　壹貫文
大仏殿堂司〈使二百文近年減少歟、〉
（1ウ）
一、正月七日之タン供之札、於執行九日算合会合在之、人数者料所之給主〈西
　勝院〉、年預五師、同小綱一人

饗膳并土器之飯・毛立等在之、〈不精進、〉但米四年分算合之煩分、タン供之内ヲ被出之間、以其有沙汰之間、如法〳〵不在也、年始会合之間、結構之年モ在之云々、寛済報行之時、応永十一年ヨリ三四ヶ年之間者、大都以四年分被沙汰云々、是近年タン供料絶之間、不及算合事也、

一、法花会之時講師坊料理之具足事

屏風一サウ、簾一間、カウライ二帖、ムラサキ一帖、四ワリノタタミ二テウ、長床ノウスヘリ二テウ、高トウタイ一ツイ、火ハチ一、スミ取一、火ハシ、以上五ヶ日之間、出置之、云々、

（2オ）

執行職事〈永享五年〈癸丑〉十月五日〉

一、宛文事

当寺執行職事、早可令存知給之由、別当仰所候也、仍執達如件、

永享五年十月五日　大法師憲延〈判〉

謹上　大夫法橋御房

此宛文事、五日依為吉日可拝領之由、兼日

（2ウ）

申定畢、然之間、五日可参之由、相存之処、以御使彼早旦送給之間、猶所令祝着也、則御使に一献出之、扇一本・紙之代二百文出之、別而補任料之事無之、軈参御礼見参申畢、奉行大進得業対面、今度之事、殊申御沙汰恐悦候也之由、懇切ニ加詞了、

（3オ）

一、当職申沙汰之奉行に、近比樽・瓶子之体之物進之歟之由、内々所存置也、但此ハ不定儀也、爰今度補任事者、早々可有其沙汰之処、去年依不慮之題目、奉行辺不和之子細在之、仍無何令遅引了、任理運被補任之間、此事道行ニツレテ奉行モ被対面之間、余事之落居ヲ根本トシテ、指樽二・鳥目一結進之、篇々祝着喜入之由、委細之返状在之、

（3ウ）

一、礼ニ来入之体、

公人〈六堂〉・小綱等七日来ル、

次出納并主玉井沙汰人来ル

次八幡宮神人少々来、是者非公事之儀、別而記歟、

（三行分白紙）

（4オ）

一、法花会々料使事

使公人〈清助・家次〉

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰法花会々料事

右、会料者、今月廿日以前可致究済之沙汰者也、仍差下専使、早速可催促

之旨、依政所仰下知状如件、

（4ウ）

永享五年十月五日

公文所判

追立使公人清持

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰法花会々料事

右、会料者、今月廿日以前可致究済之沙汰之由、既成下知畢、随而猶為令

無遅引等之不法、追而可相觸之旨、依　政所仰下知状如件、

（5オ）

永享五年十月七日

公文所判

公文所職事、始而其沙汰候、仍会料使差下候、毎事被専先例候者、新補之

時節、殊可喜入候也、恐々謹言、

十月五日　執行処勾当快学奉

大井荘三職御中

日付者雖為如、此使者十日立之、云々、

（5ウ）

此下知状二通、三人之使ニ仰付了、初心之間、三職方へニも状下了、快学

トハ勾当之事也、寛専法眼当職之時者、勾当之奉書無之歟、祖父実舜法眼

之跡ニ任テ、慈父実済法眼自応永十一年至十四年如此致沙汰、以其跡、令

下知了、

（二行分白紙）

（6オ）（見出し押紙あり）

十月五日

一、河上三斗米方執行納所得分五斗二升七合《河上升定》事、先執行九月一日

他界之間、自是可請取歟、然而万一八月中、先方被請哉否之由、彼遺跡へ

令不審之処、於浄願坊淡路得業許、八月中仁已請取候由、返答之間、自是

者、不及遣請者也、

一、十月廿日鎮西米之斗事、当職依為納所自先方取寄事、

（6ウ）

（白紙）

（7オ）

一、主典職事〈補任料三百文被沙汰了、近年三人云々、上古者十二人也、〉

東大寺公文所

補任　大仏殿主典職事

善智〈三人之内、押上郷莇屋孫六男之闕〉

右、以人所補任彼職也、寺家宜承知敢勿違失、仍補任状如件、

永享五年十一月二日

執行法橋上人位判

（7ウ）

一、玉井荘之内相撲米事、

請取　玉井荘内相撲米事

合　七斗五升者

右、当年分之内かつゝゝ所請取如件、

永享五年十一月十五日

執行所判　此内〈米三斗・ソハ四斗　十一月五日上、又米二斗　十一月廿日上〉

此公事物者、号手掻会方、毎年一石ツヽ雖致其沙汰、近年八斗ニ令減少云々、尚七斗五升ニ先職之時ヨリ令減事以外也、持手三人之内一人ニハ飯酒、二人者酒計出者也、

（8オ）

一、法花会々料請取之事、

検納　大井荘法華会料事

合肆拾貫文者、

右、当年会料之内、且検納如件、

永享五年〈癸丑〉十一月廿一日

公文所判

一、此肆拾貫文内、執行納所得分弐貫八百文、則到来之日、於納所花蔵坊請之了、初度之到来之内ヲ請之段、毎年儀云々、

（8ウ）

検納　大井荘法華会料事

合捌拾伍貫文者、

右、当年会料之内、且検納如件、

永享五年〈癸丑〉十二月十九日

公文所判
会料員数百参拾五貫文之内、百弐拾五貫文者也、請取之面在之、今未進拾
貫文云々、
　三人之使今日上洛、清助一貫文出之、
　　家次一貫文并山葵一束之、
　　清持七百文出之、以新儀歎申旨在也、

（9オ）

一、十二月二日〈辛亥、沐浴吉〉大湯屋へ入ル、大方寺官皆以□沐浴之事、有
何之苦歟、ナレトモ若輩之時者、篇々可有斟酌之条、柔和之至極也、当職
ニ居スル者大都法橋之時分也、依為上首之職毎度僧綱也、此時分ハ座席等
サノモシニクヤラス、仍大湯屋へ入ル、自西向入之、（以下料紙切除による
欠損約三行分）

（9ウ）（見出し押紙あり）

一、大仏殿堂司職事、近年者大都於中□（門）方雖為補任、今度者、依無其器用、
法花会堂方ニオヒテ補任之了、任料事雖為三石、近来者依無得分、先執行
之時、両三度以一石分補任之云々、仍任其跡、今度モ任料一石分致沙汰
了、
　東大寺　公文所

　補任　大仏殿堂司職事
　　栄春大法師
右、以人所補任彼職也、寺家宜承知、敢勿違失、仍補任状如件、
　永享五年十二月五日
　　執行上座法橋上人位判

（10オ）

一、十二月切符事
下乃米　三斗五升　七賢仏供料
　永享五年十二月八日　大膳請之、
右、以大井荘所納之内、可有下行、
公文所判　日来者、以鎮西米之内トアリ、当代如此、
下乃米　三斗五升　湯木直料
　永享五年十二月八日　下部請之、
右、以玉瀧寺所納之内、可有下行、
公文所判

（10ウ）

下乃米　肆斗伍升九合

永享五年十二月廿八日　楽所請之、
右、下司山陵仏供料、可有下行、
公文所判

下乃米　二斗八升五合
永享五年十二月廿八日　楽所請之、
右、下司疫神供料、可有下行、
公文所判

(11オ)

下乃米　四斗五升四合
永享五年十二月廿八日　出納請之、
右、上司山陵仏供料、可有下行、
公文所判

下乃米　三斗五升
永享五年十二月廿八日　出納請之、
右、上司疫神供料、可有下行、
公文所判

(11ウ)

下之米　八斗
永享五年十二月晦日《小之時者、廿九日歟、》六堂童子請之、
右、大仏殿仏供料可有下行、
公文所〈判〉

下之米　三斗
永享五年十二月晦日《小之時者、廿九日歟、》堂童子請之、
右、講堂仏供料可有下行、
公文所〈判〉

以上　八通

(12オ)

一、支配五通認之、〈案文支配之双紙ニアリ、〉
一通〈大湯畳之支配、木守取之、日付十二月廿五日〉
二通政所長講請之、〈年預小綱触之、日付正月日云々、〉
当年者、依炎旱、布施之足、雖無之、口別五十文ツヽ一庄二百五十
文分出之、〈加小綱之分定〉
二通講堂修正酒肴料〈講堂々童子触之、日付十二月廿九日〉
一、六堂童子ヨリ一面一瓶到来ス、〈廿九日〉

一、出納之歳末、年内ニ不見来、不審、
(12ウ)(見出し押紙あり。「公人　一面瓶沙汰事」)
正月一日一面一瓶出納沙汰ス、是者旧冬薪ヲ立ル処、遅々不審ナリシニ、
朔日面瓶神妙也、倉マツリニ自此出シタル円競(鏡)・酒等也、珍重云々、
一、惣之公人〈上首ハ薪、下首ハ柴〉各任人数雖有歳末、近年略之、鎮西米所納之時、執行納所得分アルニヨテ、歳末ヲ納メ正月ニ節ヲスル也、彼鎮西米不到来之間、諸篇如此事令停止之間、節之儀不可叶、仍歳末略之、自然彼納所得分出来時者、云祝着、云先例、尤歳末ヲ納テ節アルヘシ、
(13オ)
永享六年〈甲寅〉
一、正月一日〈巳刻〉　御倉祭事
八種菓子一前〈大門ツイカサネニ備之、〉　円鏡一面〈三升鏡〉
御酒一瓶子〈三升〉　御肴一前〈〆コハウ・マメ〉　御盞三〈赤土器〉
毛立三〈今度ハ二、山ノイモ・コンニヤク〉　テウシ一枝
以上〈人夫ヲモテ御クラヘ進之、ホカイ・瓶・テウシ、是ヲハヤカテ、倉ヨリ持テカヘル、〉
(13ウ)
又八種ノ菓子一前、毛立二、肴一前、酒〈出納ニ、是ニテ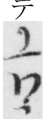〈ユワ、?〉スルナリ、〉御クラマツリ過テ後、出納ノモトヨリ一面一瓶サタス、
コレハ冬ノ歳末分トイヘリ、
(五行分白紙)
(14オ)
一、三月二日公人・小綱之中ヘ一コンノ代下行ス、
五百文〈小綱之中ヘ〉・一貫五百文〈公人中ヘ〉
コノ一献ノ代ト云者、当職ニ任シテハ、公人・小綱ヲ召仕ニヨテ、初任之時下行スル事也、但近比者、其年ノ内ニ下行之跡モアリ、大都ハ次年中ニ下行云々、祖父〈大夫法眼〉実舜執行之時者、次年調下云々、慈父〈大夫法眼〉実済自応永十一年至十四年当職ヲ沙汰ス、其時モ次ノ年小綱中ヘ五百文、公人中ヘ壹貫文下行セリ、然之間、任其跡今度可下行之由、令問答処、公人之人数事外
(14ウ)
増之間、以只壹貫文モテハ、不可叶候、所詮者、無論之様皆以執行所ニ可参申、調シテ可給之由申之間、無力五百文増シテ、壹貫五百文下行了、土代者、当職之物ニ如本式、両輩召シテ一コンヲ可調下者也、今之公人人数四十六人云々、大勢之公人之沙汰、風度ハ事之煩之間、旁以不取敢分ニ、

毎度之代銭者下行歟、調下アラハ可三献不精進之肴・毛立・索麪等可在之歟、随于時テ取成ヘキモノ歟、

(15オ)

一、花厳会料使等事

使〈公人清時・法師丸〉

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰花厳会々料事、

右、会料者、任先例今月廿日以前可有皆済者也、仍早達可加催促之旨、依政所仰下知如件、

永享六年三月三日

公文所判

(15ウ)

追立使公人清重

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰花厳会々料事

右、会料者、任先例今月廿日以前、可有皆済由既成下知畢、随而猶為令無遅引等之懈怠、追而可相触之旨、依　政所仰下知状如件、

永享六年三月五日

公文所判〈此三人使、三月廿四日雖下向状之日付等、任先例如此認之畢、〉

(16オ)(見出し押紙あり)

一、祈雨事

自四月二日於龍池可有祈雨、任先例可成巻莚之支配之由、自年預所三月廿日に触承之間、則成支配畢、安文支配之双紙内ニアリ、仍二日荘々莚ヲ出云々、自是モ清澄・雑役分ニ三枚出了、イツレモ借出者也、後ニハ自給主、取ニ遣スヘキ者也、巫女・神人モ同自二日致沙汰云々、巫女・神人中酒肴之事、先ツ一七ヶ日致沙汰テ後、猶雨不降之時、重又致其沙汰時、依致粉骨二七日ニカヽレハ酒肴ノ支配ヲ成法則流例也、当年炎旱ハ一七日之間ニモ、更

(16ウ)

不可降気色也、然而二七日ニカヽラハ可支配之間、内々令用意之、至八日〈七ヶ日〉マテ更雨不下、又今日〈八日〉於大講堂、図画之薬師供養在之、〈寺僧・堂方〉等出仕、如解除会之時歟、是者寺辺郷内、諸病悉除ノタメ、或人副銭、或勧進ニテ沙汰アリ、

爰九日自暁天、大雨降下之間、珍重不過之、酒肴事、二七日ニカヽラス、

一七日分テ満足之間、不及支配者也、然之間、雖四五日尚々雨降之間、借
出莚共自木守方給主之許へ慥送返了、

(17オ)

一、花厳会料請取等之事

検納　大井荘花厳会々料事

　合拾参貫文者、

右、当年分之内、且検納如件、

　永亨六年〈甲寅〉卯月十九日

公文所判　此請取ニ納所有加判歟、

　此拾三貫文料足、納所浄願坊請取云々、

(17ウ)

地下之送文并往来、同壹貫二百文也、執行得分等、自浄願坊送賜之畢、仍
任先之儀、封往来了、其封様ハ、

拾参貫文　大井荘花厳会々料下行畢、

但此内壹貫二百文者、執行得分

永亨六年〈甲寅〉卯月十九日　執行所判

如此、壹貫二百文之執行得分者、到来之初度計之事也、封之事ハ、随員数
毎度可有其沙汰之事歟、

(18オ)

一、五月四日菖蒲葺事〈菖蒲ヲ持参シテ葺之、ノホリハシヲ兼ヨリ立テヲク〉、
近年者、公人四十五人アリト云々、本式公人ノ屋ナラハ十間計ノ在所入へ
シ、下ケタハ無テ、ウチ板トテウラニ算打タル板ヲウチニ敷云々、近年者
只或ツクリアヒ、或廊ナトニ長床ヲ敷テ居云々、先執行所ニテモ縁以下マ
テ大都居ル、茶所マテモ近年ハ居ケルト云々、所詮今度者、大勢ハアルへ
カラサル由、兼以聞之、故者少々大井荘ニアリ、少々者指合云々、然之
間、七間分用意之、四枚ツキノウスヘリ六枚敷之、上下トニ横ニ一枚
ツヽ、

(18ウ)

中ニ立サマニ四枚敷之、公人現出仕廿三人云々、随分指合ヲ減少云々、サ
レトモ座席ハ七間ノトコロニ、ヒロクモ無ク、セハクモ無居了、小者共十
人計者、別之縁ニ置之、自後年者ハ間ノ所ヲ可用意、十間、九間モ雖可
然、サノミハ如何、

　用意ノ色々

大桶〈サカ杓アルヘシ、酒一斗七升入之、前々者、大都一斗云々、今度依為初事、増スル分也、〉

魚二枚〈名吉、無之時者ヒタイヲ用之、〉　干蕨一鉢〈或フキヲモスル、〉
ムキ大豆一鉢　粽三合〈〽七十五、前々五十云々、但人数ニシタカフ、八十、コレヲモ増スル分ナリ、〉
鍉二〈テウシハ出サス、〉　折敷〈大五十枚・小五十枚〉　カイ敷ノ葉用之、
(19オ)
五ト入十　イヒモリ百　ストキ百　箸五十前
ハイセンノ下部二人〈ヒトエ物ヲキル〉
サケハテヽ皆退出、六堂後ニ立テ出ル時、此方ノ縁ノ上ニ出テ片手ヲ少シサケテ、面々目出クト云、其時上首ノ公人等畏テ罷出了、
以上
名吉当年ハ大ナル無シテ、勢分チイサシ、尋常ナルヲ可尋者歟、ケニ無ハ、ヒタイ可用也、二種ノ肴如法〳〵再進シテ賞翫、味吉尋常ニ可用意之、
酒一斗七升雖用意、半分入之、人数減少之故也、折敷・土器・箸及至酒マテモ、依人数可用意、但酒ノ事者、
(19ウ)
大桶ニ、タフヽヽト入テ可出之、アマリタル者可然也、目クホナルハ見苦シ、随而今度モ半分餘了、此方之雑人祝之、マナ枚・ハシ・刀入ヘシ、

(約四行白紙)
(20オ)
検納　大井荘花厳会々料事
合拾貫文者、
右、当年分内且検納如件、
永享六年〈甲寅〉五月十一日
公文所判
往来封事如先度、
是まて廿三貫文到来、
(20ウ)
一、玉井荘之内執行方夏麦事
請取　玉井荘内夏麦事
合　壹(石脱)五斗者、
右、且所請取也、相残分早速可致沙汰状如件、
永享六年〈甲寅〉五月十一日　〈職事一人ニハ飯酒、自余ニハ取肴ニテ酒也、〉
公文所判
彼麦事、前々二石雖致沙汰、先執行末程四五年歟之間ヨリ、令減少云々、

仍相尋子細、令催促之処、依荒不之分減少ト答、若荒不ヲヒラカハ可増進
之由申也、先且分請取下候了、

(21オ)

検納　大井荘花厳会々料事

　合拾貫文者

右、当年分之、且検納如件、

　　永享六年〈甲寅〉五月十七日

公文所判

　如例往来封畢、但往来ニハ七貫文花厳会々料所下了ト封了、今三
貫文ハ大般若方ヘ可有下行之由、納所被申之間、如其ニ封了、請
取ヲハ拾貫文分ニ則下了、納所ヨリ折紙ニ随テ賜也、

是まて三十三貫文到来、請取如此、往来ニ卅貫文分封了、

(21ウ)

花厳会々料惣参拾七貫文云之内、参拾三貫文致沙汰了、今四貫文未進歟、
但毎度三拾貫文者、会料方云々、七貫文者大般若方云々、然者、会料方
者、既究済トモ可謂、大般若方、今四貫未進歟、
三人差下使、已地下ヲハ五月中旬比罷立云々、雖然是ヘハ至七月中、不見
来之条、不審千万也、

一、大湯屋粥漬莚之支配事
　任先規成之了、木守支配ヲ持テ相触之、〈五月廿九日〉

(22オ)

一、櫟下執行麦事、上古者雖及三石、近年二段分三斗致沙汰云々、一反〈マコ
シ一斗五升宮ノ浄俊房作云々〉、一反〈スチカイヘン一斗五升、カワラカマ
ノ頭大郎作云々、〉是ハ今ノ百姓ノ名也、仍令催促処、此麦ハ田ニカヽリ候
テ、田ノカマチヨリ沙汰申事ニテ候、去年炎旱ニ田ノ物ヒトツモ候ハス候
間、当年ハ沙汰申マシキ由、再往申テ不致其沙汰、言語道断之次第也、宮
之浄俊房、様々回答之間、初年之御事ト承候間、御祝計トテ料足五十文致
沙汰了、比興々々、此外者、百姓ヲモ田畠ヲモ不存知之間、催促ニタニ及
ハス、如此ニテハ如何、

(22ウ)

一、瓜事、六月十三日以前、御寺務ヘ可沙汰進之由、任先例成支配了、仍黒田
荘并大和方、近年沙汰申付ク分ヲハ如形、致其沙汰云々、笠間・薦生之事
者、近年不致沙汰之由、給主之被申也、彼一往相触テ後者、不及催促、
又寺瓜事、近年諸荘無沙汰云々、

薬薗荘三駄之内二駄致沙汰云々、給主之許ヨリ、直ニ両堂へ可被入之由、
兼テ申遣之間、一駄ツヽ両堂へ二駄被入之云々、児瓜一駄ニ五ツヽ十分給
主ヨリ送給候之間、執行分トシテ納之、今一駄未進、
清澄荘寺瓜一駄入社頭了、児瓜五、執行分ニ此ニトヽム
（23オ）
櫟荘寺瓜三駄ノ内、一駄致沙汰歟、此一駄ノ内半分ツヽニ分テ両堂へ被入
之由、給主申給、大方諸堂配分事、非給主之沙汰、執行所ヨリ申ニ付テコ
ソ、可有沙汰之処、給主サキヲクミテ分配之条、更無其謂者哉、但薬薗荘
寺瓜一駄ツヽ入之外者、無沙汰之間、入度之段ハ無子細者也、サレトモ前
ヲクミテ沙汰次第、不得其意、児瓜一駄ニ五分送給了、為当職分納之了、

（三行分白紙）

（23ウ）
一、去春公人中へ一献料下行之時者、成清ヲ口入人トシテ借銭シ畢、随而花厳
会料使二人近日上洛云々、一献之代二人シテ一貫文致沙汰云々、成清請取
テ、彼銭主方へ渡云々、今一人之会料使一献事、未到来云々、重注之、今
一人モ五百文渡云々、合一貫五百文之分《不審、寅七月十三日、不審注
之、》成請取立テ、銭主へ渡云々、請取此方へ渡了、請取之日付七月廿二日
云々、

（二行分白紙）

（24オ）
一、玉井荘瓫供瓜代事
請取　玉井荘瓫供瓜事
合壹貫六百文者　薪五十束上
右、弐貫文内且所請取之状如件、
永享六年〈甲寅〉七月十二日
執行所（花押）
以此代十二日三日之間、瓜ヲ売（買）（以下同じ）フ、尋常之瓜ヲ二百ソロヘテ、十三日々
中過程ニ大膳方へ下行畢、アナタヨリ瓜二百ノ請取ヲ以テ請ニ来ル、彼二
百之内三綱所分〈人数可随時〉・勾当〈二人分〉、コノ分ヲハ此方ニトヽメ
テ、コレヨリ下行畢、
（24ウ）
瓜二百五十計モ売テ、其内勢分同程ナル瓜ヲソロヘテ可下行也、十三日一
朝ニ売ソロフトモ、不可有子細歟、但瓜難得ナル年ナラハ、一朝ニハソロ
エカタカルヘシ、然者十二日ヨリモ半分計ハ可売置、十一日ナトヨリハ、

如何様ニモ売ヘカラス、瓜損シテ、イタツラ物タルヘキ故ナリ、向後為意
得委細注之、当年ハ瓜時分ニ合間、サノミ不及劬労、瓜百ヲ代三百十文
ツヽニテ売了、然而八百文計ニテ売テ、尋常瓜ヲソロヘテ二百分渡了、代
コト可随年者也、玉井荘ヨリ沙汰分ハ、毎年定リテ二貫文タリト云ヘト
モ、近年一貫六百文沙汰ト号シテ減少以外也、荒否ト号シテ減少云々、

（25オ）

一、龍池祈雨事

又炎旱以外之間、可祈雨之由、被成御教書云々、仍自七月廿日、寺社共於
龍池被始祈雨了、莚事支配如先度、爰廿一日、自社家以神人申様者、酒肴
事、近年七ヶ日之後、重致祈雨時始之間、先度七ヶ日分致沙汰間者不申
之、随而雨降了、今又致沙汰上者、先立之七ヶ日ヲ相続シテ、二七日ニ及
之間、急酒肴可給由、委細申候了、返答之様者、二七日之時者、依為粉骨
酒肴取下之段、近年之儀、無子細、雖然当年之事者、

（25ウ）

四月初ニ七ヶ日分ニテ雨降了之間、不及酒肴沙汰、又今度炎旱之間、始而
祈雨在之、先立之七ヶ日ヲ今ノ日数ニ可相続之条、不得其意者也、先ツ一
七ヶ日可致沙汰、其ニ不降シテ重而有粉骨之儀者、如何様申合年預所、可
成支配之由返答事畢、

今度之祈雨、自廿日至廿六日〈七日〉、既致其沙汰雨不降間、重テ猶致其沙
汰、仍廿八日任先規酒肴取下畢、如前々、執行所之使出テ、年預小綱相共
ニ請取之テ、黒田之人夫、自戒壇之廻廊、龍池ヘ運テ渡之云々、先諸荘分
請取調テ、小綱・執行所ノ使・黒田之掌領等、彼酒肴之内ヲコヽロミテ渡
云々、毎度之儀云々、

（26オ）

一、公人宛文事〈友清之子十五歳云々、〉

東大寺公文所

補任　公人職事、

清国

右、以人所補任彼職也、寺家宜承知致勿違失、仍補任状如件、

永享六年〈甲寅〉八月十日

執行法橋上人位判　任料百文致沙汰了、友次ト云公人ツレテ来テ補
任状ヲ頂戴ス、

（26ウ）（見出し押紙あり。「河上三斗米□状□政事」）

一、河上荘三斗米方執行分事

請申　河上三斗米方執行分事、

合伍斗弐升七合者、
右、所請申之状、如件、
永享六年〈甲寅〉九月十四日　　請使判
此者、河上升定也、雖為何之納所方、此方之心任ニ可請也、今度者、師已講
房之所ニテ請之、自河上致沙汰者、驪々被所下云々、大都八月之末、九月之
初云々、請取ハ如此歟、
(27オ)
一、法花会々料使下事
使〈公人清教、五郎次郎男〉
東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所
早可致沙汰法花会々料事
右、会料者、任先例早速可有皆済者也、敢不可有不法之旨、依　政所仰下知
状、如件、
永享六年十月二十六日
公文所判
(27ウ)
追立使公人清時

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所
早可致沙汰法花会々料事
右、会料者、任先例早速可有究済之由、既相触畢、随而猶為令無遅引等之不
法、追而可加催促之旨、依　政所仰、下知状如件、
永享六年十月二十八日
公文所判
(28オ)
一、玉井相撲米事
請取　玉井荘内相撲米事
合七斗五升者
右、米者、一石内且所請取之状如件、
永享六年〈甲寅〉十一月二日
執行所判　人二人上酒ヲ出ス、一人職事ニハ飯ヲ出ス
(28ウ)
一、法花会々料事
検納　大井荘法花会々料事
合参拾弐貫文者、

右、会料者、当年分内且検納如件、

永享六年〈甲寅〉十二月六日

公文所在判

此初度之到来内ヲ以テ、執行分弐貫八百文、納所花蔵坊ニテ請取之了、

(29オ)

検納　大井荘法花会々料事

合伍拾弐貫五百文者、〈此内〈十二月廿四日〉三拾弐貫五百文送文アリ、〈十二月廿五日〉廿貫文無送文、乍去致沙汰之間、請取出了、〉

右、当年会料之内且検納如件、

永享六年〈甲寅〉十二月廿五日

公文所判

会料使三人之内、五郎次郎分一貫文〈加袈衣ロ入之使〉〈十二月廿八日〉致沙汰了、清時分〈同廿八日〉一貫文致沙汰了、清教分代清貞一貫文〈正月□七日〉出之、

都合八拾四貫五百文致沙汰了、相残未進五拾貫五百文歟、〈百参拾五貫文定也、〉

(29ウ)

一、十二月切符事〈三日書置之〉

下乃米　三斗五升七賢御仏供料

永享六年十二月八日　大膳請之、

右、以大井荘所納之内可有下行、

公文所判〈本或者、以鎮西米所納内トアリ、近年如此、〉

下乃米　三斗五升　湯木直料

永享六年十二月八日　下部請之、

右、玉滝寺所納之内可有下行、

公文所判

(30オ)

下乃米　肆斗五升九合

永享六年十二月廿八日　楽所請之、

右、下司山陵御仏供料可有下行、

公文所判

下乃米　弐斗八升五合

永享六年十二月廿八日　出納請之、

右、下司疫神供料可有下行、

公文所判

下乃米　肆斗五升四合

　永享六年十二月廿八日　楽所請之、

右、上司山陵御仏供料可有下行、

公文所判

(30ウ)

下乃米　三斗五升

　永享六年十二月廿九日　出納請之、

右、上司疫神供料可有下行、

公文所判

下乃米　八斗

　永享六年十二月廿九日　六堂童子請之、

右、大仏殿御仏供料可有下行、

公文所判

下乃米　三斗

　永享六年十二月廿九日　堂童子請之、

右、講堂御仏供料可有下行、

公文所判

(31オ)（見出し押紙あり）

以上八通内〈一通者玉滝寺給主□(分)に所下、七通者自御寺務、所下云々〉、

一、支配五通認之、〈案文支配之双紙ニアリ、〉

一通大湯屋畳〈木守取之、〉

二通正月政所長講〈小綱取之、〉

二通講堂酒肴料〈堂童子取之、〉

一、六堂童子中ヨリ一面一瓶到来〈廿九日〉

一、出納一面一瓶到来〈同廿九日、是ハ尤可為薪、近年依歎申、比興之円鏡納也、一面一瓶ナラハ可為六堂之勢分者也、〉

(31ウ)（白紙）

(32オ)

永享七年〈乙卯〉

一、正月一日〈巳刻〉　御倉祭事

八種御菓子一前〈大門ツイカサネニ備之、〉　円鏡一面〈三升カヽミ〉　酒

一瓶子〈三升〉　御肴一前〈〆牛房・マメ〉　御盞三〈赤土器〉　毛立三種

〈山ノイモ・ク丶立・コンニヤク、去年ハ二種タリト云ヘトモ、為祝三種進
也、〉

(32ウ)

以上、御倉ヘ分〈ホカイ一荷ニ入之、〉

マツホカイ一方ニ酒桶ヲ入テ、カケコニ少々入之、

イマ一方ニイロ丶丶ノ分入之、

テウシ一枝ソヘテ進之、ホカイト、テウシト、酒桶トヲハ倉ヨ
リ此方ノ夫持テカヘル、是ハ瓶子指合間、ホカイ一荷ニ入之、
瓶子指合スハホカイハ片方タルヘシ、

又出納ニ出分

八種菓子一前・肴一前〈マメ・コハウ〆〉・盞二〈五ト入〉

毛立三〈ク丶立・コンニヤク・コ丶リ・エヒ無之、シカリト云
ヘトモ出納申之間出之、出納ノ前ヲハ人ヲツレテ来テ
トリテカヘル、酒済々ノムト云々、〉

(33オ)

一、花厳会料使事

使公人〈清行・清国〉

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰花厳会々料事

右、会料者、任先規早速可有皆済者也、仍急々可加催促之旨、依政所之
仰、下知状如件、

(33ウ)

永享七年三月十五日

公文所判

追立使公人清里

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰花厳会々料事

右、会料者、任先規、早速可有皆済之既成下知畢、随而猶為令無遅引等之
懈怠、追而可相触之間、依政所之

(34オ)

仰下知状如件

永享七年三月十八日

公文所判

彼使事、本式ニ之月末ニ下テ、三月一日徴符取テ、則相触云々、仍右書
之下ニ、今月二十日以前可有皆済者也、書之、雖然此間者、下向之日記
延引之間、廿日以前ト不及書之、但十日十一日ナトノ間之日付ナラハ、

今月二十日以前ト可在之歟、

(34ウ)

一、花厳会々料請取事

検納　大井荘花厳会々料事

合廿貫文者、

右、当年分之内且検納如件、

永享七年〈乙卯〉卯月廿二日

公文所判

納所浄願坊ヨリ送文ト執行分之一貫二百文ト送給之間、則往来ヲ封ス、

地下ヘノ請取ヲモ出了、

(35オ)

一、菖蒲葺事〈当年者公人三十四人〉

酒一斗八升〈大桶ニ入ル、杓副ル、一斗三升ハカリ飲畢、〉、干蕨〈一鉢〉、ムキ大豆〈一鉢〉、名吉〈二枚、勢分尋常〉、粽三合〈〽数七十五、八十〉、折敷〈大五束・小五束〉、鍉〈三〉、箸〈五十前〉、五ト入〈十ハカリ〉、イヒモリ〈七十〉、ストキ〈七十〉、マナ板〈同箸〉、シヤクノ下部〈二人、上下ヲキル〉、カイ敷ノ葉

以上

爰公人申云、粽ハ八十ニテ候ニ七十五候、人数多ク候間、八十候ハテハト申、

返答ニハ、去年ステニ七十五下行了、又初テ八十ト申条如何様事哉、但粽分

済事者、八十モ不可有異儀者也、当年ハ七十五分

(35ウ)

用意也之由下知之処、サ候ハヽ後年ヨリハ、八十分可有御下行ニテ候ト申之

間、不可有子細旨、領状了、今粽五分、返々ヤスカルヘキ事也、後年ニハ八

十可用意、

一、櫟荘之内執行麦事、〈近年二段之内〉

一段〈一斗五升内一斗上、五月十日アサ名スチカヘト云々、百姓カワラ釜ノ頭太郎云々、〉

一、玉井荘之内執行所麦事、

一石五斗上〈六月十日二石内近年五斗減少之、且々請取出了、職事一人ニハ飯酒、余之持夫ニハ取肴ニテ酒出之、〉、

(36オ)

一、櫟荘内執行麦事、〈近年二段之内〉

一段ハ前ニ見之、又一段者、〈アサナマコシ云々、百姓宮之浄覚云々〉、

一、荘々供御瓜支配事、

今月廿五日以前可被沙汰進之由、六月廿日成支配畢、当年以外瓜遅出来云々

去年者十日以前致沙汰候歟、

一、大湯屋粥漬差莚之支配事、

如前々五月廿八日ニ触候了、

(36ウ)

一、公人補任事、〈百文沙汰之、中御門之清員之息男云々、〉

東大寺公文所

補任　公人職事

清長

右、以人所補任也、寺家宜承知敢勿違失、仍補任状如件、

永享七年〈乙卯〉六月二十六日

執行法橋上人位判

(37オ)

一、先立下向之花厳会料使酒肴料之事

〈清里・清行〉此二人者、未在荘アリト云ヘトモ、口入人清貞タル之間、簾直之余、各壹貫文ツヽ、二人分ニ二貫文〈六月廿三日〉致沙汰了、今一人者、清国未致沙汰在荘之上者、別而非科、仍不催促、会料之皆済アラハ、使モ皆々上リヌヘシ、其時定而清国分者、可致沙汰候歟、

清国酒肴料壹貫文、九月二十日致沙汰了、

(37ウ)

一、瓜事、前ニ注申如ク成支配之処、黒田并大和方近年之沙汰分、御寺務方ヘ進上云々、笠間以下事近年無沙汰云々、

寺瓜事、清澄一駄〈数廿〉社頭拝殿ヘ入了、薬薗二駄〈数四十〉・一駄〈数廿〉ツヽ、両堂ヘ自給主方直被入云々、一駄ニ五ツノ児ノ瓜十、執行所ヘ送賜候了、

長屋荘寺瓜廿五請取了、〈此内五ハ児瓜〉、

(38オ)

一、玉井荘之内、盆供瓜代事〈雖為二貫文、近年四百文減之、職事持テ上之時、飯酒下行之、〉

検納　玉井荘分盆供瓜代事

合壹貫六百文者　薪五十束同納之、

右、瓜代者、且検納如件、

永享七年〈乙卯〉七月十一日

執行所判

此数ニテ瓜二百分売(買)テ、十三日々中過程ニ、大膳方ヘ渡之、以請取トリニ

来ル、二百之内、三綱所時之人数・勾当二人之分ト丶メテ、自是直下行之、
十二日・三日両日之間ニ、勢分尋常ノ瓜ヲソロヘテ可売之、大小不同之瓜ハ
不可然也、所詮巨細ノ者ヲ遣シテ、アソコヒテ瓜ヲソロエテ売
(38ウ)
ワセテ、以人夫ハコハセテ、可取、只駄瓜・荷瓜ヲソノマ丶売ツレハ、ソロ
ワスシテ、エリクツヲ丶シ、仍代物公平ナシ、当年ハ十三日一和市ニ取之、
虹ニヨテ大仏殿ニ市ヲ立ラル丶間、於此市ソロヘテカワセテ、是ヘハコハス
ル也、近々タル間、別而煩ナキ者也、

(七行分白紙)

(39オ)
一、堂童子新補之事
東大寺公文所
補任　講堂々童子職事
助次
右、以人所補任彼職也、寺家宜承知敢勿違失、仍補任状如件、
永享七年八月九日
執行上座法橋上人位判
(39ウ)
任料事、五石〈仏性升定〉八月七日於和市代物ヲ定処、九升二合ツ丶云々、
雖然別而歎申旨在之間、以優免之儀五石ヲ五貫百文ニテ請取候了、仍補任状
九日巳時過程ニ遣之、補任使之引物百文在之、二百文之跡モアレトモ近年之
儀只百文云々、

(以下三行分白紙)

(40オ)
東大寺公文所
補任　大仏殿堂童子職事
成清
右、以人所補任彼職也、寺家宜承知、敢勿違失、仍補任状如件、
永享七年八月廿五日
執行上座法橋上人位判
任料十石〈大仏殿仏性升定〉、補任使引物二百文
(40ウ)
以時之和市、請取之、九貫文納之、〈一斗一升一合ツ丶〉
一、玉井荘之内相撲米事

納　相撲米事

合七斗五升者〈長合升定〉

右、米者且所請取納如件、

永享七年〈乙卯〉九月十五日

執行所判

取肴ニテ酒下行〈但職事一人ニハ飯ヲモ出ス〉

(41オ)

一、転害会事

九月廿三日有施行、〈田楽頭人大夫得業見賢〉

荘役以下支配如前々〈十一通〉、

当職切符出事〈競馬単衣支配之面、相撲食料河上ト黒田ト二通〉

会行事蔵人寺主公寛沙汰之、

本田楽、当年清澄荘〈櫟・清澄・河上三ヶ所替分定後年ハ河上、其後ハ又櫟

ヨリ可始之、〉

自余雖多端、不相替前々之間、不注之、大都支配之双紙ニテ可見之、

(41ウ)

一、河上三斗米方執行納所得分事

請申　河上三斗米方執行所納所得分事、

合伍斗弐升七合者、

右、所請申之状如件、

永享七年〈乙卯〉十月四日　　請使（花押）

（以下三行分白紙）

(42オ)

一、法花会々料使事

使公人〈家長・清国〉

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰法花会々料事

右、会料者、任先例早速可有皆済者也、敢不可有無沙汰之旨、依政所仰、下

知状如件、

永享七年十月廿日

公文所判

(42ウ)

追立使公人清家

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰法花会々料事

右、会料者、任先例早速可有皆済之由既相触了、随而猶為無遅引等之不法、
追而可加催促之旨、依　政所之仰、下知状如件、

永亨七年十月廿一日

公文所判

(43オ)

一、会料請取事

検納　大井荘法花会々料事

合拾貫文

右、当年会料之内、且検納如件、

永亨七年〈乙卯〉十一月十六日

公文所（花押）　此内弐貫八百文執行分則請了、

法花会十一月十六日ヨリ始行之、竪者七人、
聴衆之所下等如例、新聴衆分事、会料未到之間、雖難被配分、未到之時ノ先
規ヲ以テ二貫文ツヽ、

(43ウ)

有所下、浄実都維那当年始タルニヨテ、新聴衆分二貫文請取也、皆下定云々、
会料究済之時、借銭等被立用テ、余ル料足アラハ会料衆ニ可被配分、二貫取、
新聴衆ハ巳皆下分ヲ取上者、余ル料足配分ヲハ不可取云々、

一、無官絹布代事

請申　法花会無官絹布代事

合四貫文者、〈三貫文ハ布代、一貫文ハ絹代〉

右為楽頭・寺侍并小綱等之下行
右、為諸下行物、自大井荘所請申之状如件、

永亨七年十一月十四日

執行所（花押）

所下事

四百文　楽頭、一貫五十文　寺侍、七百文　小綱七人〈随時之人数〉
百文　出納、以上、但今度ハ出納不請之、

(44オ)

一、講師坊料理事

屏風〈一双〉、小文三帖〈小文二帖ムラサキ、一帖ノ時モアリ、今度ハ小文ヲ只三帖出了、〉
御簾〈一間〉、小タヽミ二帖、長床ノウスヘリ二帖、台火鉢〈一〉、
灯台〈二〉

以上

一、日供垸飯事
如支配、闕荘共ヲハ寺ヨリ以和市、被沙汰了、綱所三人ニ一石五斗ツヽ下行
了、但五斗ツヽヲハ代ニテ下行之、
以上
(44ウ)
一、請取之事
検納　大井荘法花会々料事
合柒貫文者、
右、当年会料之内、且検納如件、
永享七年〈乙卯〉十二月廿三日
公文所判
会料使〈清家・家永・清国〉三人〈各一貫文ツヽ、三貫文之酒肴料被沙汰了、卯十二月廿四日〉
(45オ)
検納　大井荘法花会々料事
合九貫六百文者、
右、当年分之内、且検納如件、
永享七年〈乙卯〉十二月廿四日
公文所判
以上、廿六貫六百文〈執行請取出之定、〉
此外月迫ニ大井荘之政所〈公人友清〉上洛之間、致秘計、先以仮請取、
納所ニ渡之云々、於員数者、不存知、正請取之時、可為存知歟、
(45ウ)(白紙)
(46オ)(見出し押紙あり)
一、切符用意事
八通〈大仏殿之一通・講堂之一通・上司方二通・下司方二通・大湯屋七賢二通〉
一、支配事
五通〈政所長講二通〈大宮若宮〉・講堂二通・大湯屋一通〉巨細者如先々、
六堂中ヨリ一面一瓶到来〈卅日〉
出納之歳末、雖為薪、依計会、明春可致沙汰之由歎申、早無力可相待之由、
領状了、仍明春御倉マツリニ、自是進ル円鏡ト酒トヲ沙汰シ了、大方自由之
儀タリト云ヘ共、別而ワヒ申上ハ、此分ニテヲキ畢、
(46ウ)(白紙)
(47オ)(見出し押紙あり)
永享八年〈丙辰〉

一、正月一日御倉祭事
　如前々、出納之節日如前々、
一、万燈会事〈於当職者、無奉行之題目、致出仕計也、請定以下皆以御油目代沙汰也、〉
正月廿五日施行〈半減五千燈〉、巨細可有別紙、〈於中門職者之式歟、会行事沙汰之、〉
一、花厳会料使事
公人〈家長・清行〉三月十二日〈下知状下了、〉　公人清国
〈追立〉同十五日〈下知状下了、〉
(47ウ)（見出し押紙あり）
以上三人下知状文案如前々、但如此認置之処、三月廿七日ニ自御寺務、地下へ人下之間、下知状可出由承候間、則今両通出了、定而被下地下歟、
一、経供養事〈三月廿八日施行、〉
楽所酒肴支配如例、〈粽十合・酒五斗三升〉肴四種、其外色々在支配、〈但黒田之酒二斗五升タリト云へ共二斗分持出云々、然者少減歟、〉
楽所下行物二石云々、〈自寺門納所沙汰〉、此外笙笛〈五百文〉・横笛〈五百文〉　合壹貫文下行云々、引頭二人〈蔵人寺主公寛大夫都維那浄実〉
又掌領公人〈二人〉召テ、小綱之所へ遣ス、是ハ荘役ヲソキ時催促之用也、
(48オ)

一、恒例菖蒲葺事
五月四日早旦如例、〈公人卅五人・小者十人、七間之所ニ満シテ居ル、小者猶縁ニ居ル、〉
大桶一〈酒一斗七升入之、〉　肴二鉢〈干蕨・ムキ大豆〉　粽〈数八十〉
折敷百枚〈大小五十枚ツヽ〉　箸〈五十前〉　名吉魚〈二枚　魚板・ハシ・刀副之、〉
カイシキノ葉　五ト入〈十〉此外土器如前々、　鍉〈三〉　酒杓〈一〉　酌之下部二人
　以上如例、〈此外公人雖有人数、或在国、或京上云々、所在之定悉来分ナリ、〉
粽事、正宝院之時、数十年薬薗荘之ヲ被出了、雖然、是ニハ薬薗ヲ依不知行、ワサト一文粽ヲ誂テ出了、モトノ粽ニ合セハ、随分ノ多宝云々、比興々々、
(48ウ)
一、龍池祈雨事
自今月廿五日可有施行之由、五月廿二日自年預所、以小綱被申送之間、則差莚之支配成之了、〈案文在別紙〉
然間閏五月一日〈一七ヶ日満之云々、〉、祈雨者、降ランヲ期限ニ可有沙汰云々、
随而酒肴事、閏五月四日〈巳鐘定〉可被寄龍池辺由、前日二日ヲイテ成支配畢、初ノ七ヶ日之内ニ自社家雖申之、不及支配一七ヶ日間沙汰シテ、又後段

ニ重テ致沙汰之時、及支配者也、先規古今如此、
先年預小綱・黒田之雑掌・執行所之使、并堂預公人一人、戒壇院廻廊辺ニ会合シテ、諸荘之役ヲ取ト丶ノヘテ黒田之雑掌、神人ニ渡之、二人ハ荘役遅引之時、為催促也、執行所ヨリコレヲモヨス、

(49オ)

一、花厳会料事
合柒貫文〈閏五月六日到来〉、当年分之内、且之請取如前々、此内壹貫弐百文執行分以請取、於納所請了、

一、玉井執行麦事
壹石五斗〈閏五月六日上二石之内且ノ定〉酒ヲ出之、職事一人ニハ飯ヲモ出ス、

一、櫟荘之内執行麦事
一斗上〈カハラ釜ノ頭大郎、一段一斗五升之内アサナスチカイ云々、閏五月八日〉

(49ウ)

一、大井荘花厳会料事
合拾肆貫文〈閏五月廿四日到来且〉〈是ハ二度目都合廿一貫文歟、〉
又会料使分之二貫文到来、〈同月廿五日〉
三人使之内二人分云々、〈地下之使申分不分明之間、追委細者可注之、〉
又請負分一貫文沙汰了、
合三人分三貫文極了、〈同閏五月廿五日〉

一、供御瓜支配出之、〈今月中可被沙汰進之由触之、但瓜三十トモ一所ニ出ル事無之、然者可延引歟、雖然先涯分以最可被沙汰進之由触了、同廿五日〉

(50オ)

一、大湯屋粥漬差莚支配出之、〈閏五月廿八日〉

一、瓜事
供御瓜支配如前々、〈案文有支配双紙〉
又寺瓜事
根本十五駄〈一駄者、大瓜十四・小瓜六〉〈此外児瓜トテ一駄ニ五ツ丶在之、是ハ五ハ執行所ニト丶マル、五ハ預所ニト丶ム、〉
此内
櫟〈一タ沙汰、二タ未進〉 清(澄脱)〈一駄沙汰、一タ未進〉 薬薗〈二タ沙汰、一タ未進〉 長屋〈一タ沙汰、一タ未進〉 雑役〈一タ沙汰、二タ未進〉 飛騨〈二タ全未進〉
以上六駄到来之内、〈近年定〉

(50ウ)

一駄〈櫟、両堂ヘ片方ツヽ〉　清澄〈一駄、八幡宮ヘ〉
二駄〈薬薗、両堂ヘ一タツヽ〉　一駄〈長屋、両堂ヘ片方ツヽ〉
一駄〈雑役、執行所ニトヽム〉
近年之定〈自給主方、直如此ワケテ可被渡之由、執行所ヨリ申送了、児瓜五ツツヽヲハ、イツレノ預所ヨリ、執行所ヘ被送了、〉
（三行分白紙）

（51オ）

一、梵供瓜事
代物〈本式二貫文、近年一貫六百文〉、玉井荘ヨリ可致沙汰之処、当年依大
炎旱、田畠悉不作之間、不可然由申之、雖然、様々令下知之間、壹貫文且先
致沙汰了、随而瓜二百、如例用意シテ十三日ニ大膳方ヘ渡了、当年者、瓜末
ニ成テ惣而無キ間、然取其煩多端、〈巨細不及注之〉玉井同薪事、五十束之
内肆拾束沙汰了、是ヲモ及減少歟、沙汰外也、
一、花厳会料八貫文到来云々、〈請取ヲハ雖不出、納所ヨリ料足納上者、可封往来之由、被申之間、封了、〉
是ハ納所、以仮請取被納歟、八月六日到来云々、

（51ウ）

一、河上三斗米方執行分事
五斗二升七合如前々請之了、〈納所於宝蔵院請之、九月八日請使〈花押〉〉
一、小綱一人新補之、
幸尊云々、九月廿日補任之、任料七百文請取之了、
補任状ハ公人等ニ同、何職ト名ト替也、
一、公人一人新補
行次云々、十月二日補任之、〈百文請取之、実家同道シテ来ル、〉
補状同前
一玉井スマイノ米コト七斗五升〈上　十月四日五日比書落間、後日ニ入之了、〉

（52オ）

一、大井荘法花会料使事
十月二日与風公人清助下知状取ニ来候間、卒爾ナカラ認出了、
使公人〈清助・康房〉十月二日下知状、追立使〈公人清時、同四日之日付下知状〉
前々ヨリハ当年ハ早シ、土代ハ九月ノ末ニ下、サリ乍、近年ハ十月廿日比下
知之間、廿日以前ト云文言ヲハ雖略之、今度ハ月始ニ下向之日付タルノ間、
廿日以前ト載之了、
一、公人一人新補
清氏云々、　十月五日補任之、〈百文請取之、〉

補任状如前之、

(52ウ)

一、法花会料之事

検納　大井荘法花会料事

合卅貫文者、

右、当年分内且検納如件、

永享八年〈丙辰〉十一月廿二日

公文所判

此内執行分二貫八百文《初度之到来内》如前々、於納所請之了、

(53オ)

一、十二月用支配請取等認之〈十二月一日〉

支配五通〈政所長講二通、大湯屋莚一通、講堂方二通〉

乃米之切符八通

一、法花会料事

参拾貫文到来、〈辰十二月一日、又且検納之請取出了、〉

同会料事

参拾三貫到来、〈辰十二月十一日、又且検納之請取下了、〉

是マテ九拾参貫文運送之、至第三ヶ度了、於以前六拾貫文者、則被所下了、口別八百五十文ツヽ云々、

(53ウ)

同会料〈又参拾三貫文之時、五貫文ツヽ十二日被所下了、〉

弐拾貫文到来、〈辰十二月十五日、且之返抄了、〉

是マテ百拾参貫文到来了、

会料使以下廿一日上着ス、会料事以前ノ外ハ、来年マテ可有延引之由申上了、

会料未進廿二貫在之、

則〈清助・清時・康房〉三人酒肴料三貫文出、各一貫文ツヽ、

又弐拾二貫文之請取、辰十二月二十三日　（花押）

十二月廿日ト出了、是ハ友清借違云々、此請取ハ次之春三月十一日出了、以納所之折紙、友清取ニ来ル、以上百卅五貫皆済云々、（花押）

(54オ)

一、政所長講事、清澄・雑役、依炎旱、弥無正体、大豆・蕎麦等之物少々納スル作ナル間、一斗ツヽノ布施無用意、然者、長講不可被行歟、是又無勿体、所詮常ノ長講ノ通ニ人別五十文ツヽ可下行之由、以小綱、内々可被行仁相侘了、

結句彼五十文内、小綱節料トテ相分ト云々、最少事行ヒテ被取候歟、有問之
至極也、仍年内ニ一荘ニ百五十文ツヽ分、両荘ニ三百文、小綱ニ渡了、黒田
以下大荘者、如本式沙汰云々、旱損之在所者、惣而少事ノ布施ヲモ無下行之
間、不被行云々、殊無勿体者哉、其ニ合せハ、随分又不忘敬神分歟、但先年
丑年ニモ、以此儀、両荘ニ料足三百文出テ長講ノ所相続也、

(54ウ)

雖後々年、更長講料絶スル様ニハアルヘカラス、

一、出納歳末本式薪ヲ立ル処、近年依無力歟、年内ニ不立シテ御倉マツリノ時ノ
円鏡ニ酒ヲソヘテ、其日ヤカテ歳末分トテ出ス、又コソサ様ニセンスランメ
ト、兼テ推察スルトモ、以憐愍差シノハストコロ也、

一、六堂一面一瓶如例、二十九日到来、

（三行分白紙）

(55オ)

永享九年〈丁巳〉

一、正月一日〈巳刻〉御倉祭事
八種御菓〈ツイキカサネ〉 円鏡〈三升餅〉 御酒〈一瓶子〉 毛立〈三〉
居肴〈〆マメ・午房〉
以上〈ホカイニ入テ御倉ヘ進ス、御盞〈赤三〉・ホカイ酒桶・銚子・コ
ナタノ人夫持テカヘル〉
此外
菓子〈八種〉・コヽリ・エヒ、出納ニスエル、
是ハ歳末ヲ立ルニツイテノ節ノ分也、
薪一荷〈六束〉六日到来ス、

(55ウ)

一、八幡宮大般若供養事
三月廿六日施行之荘役等之支配、如前々、今度黒田方之荘役分、代物五百文
ニテ楽所取之云々、新儀歟、当職ハ如前々、支配ヲナスハカリ也、ムカヒノ〳
〵アヒシライテ、代ニテ取ラン事、可綺ニアラス、大瓶・長櫃以下物モ已ニ
代ヲ取上ハ、楽所ノ沙汰ナラン、又黒田ノ沙汰やらん、ワシマテモ不知分也、
引頭事、如去年〈公寛寺主浄実都那〉勤之、出仕之煩、寺門被察ルヽヨテ、
二人ニ一石分合力アリ、是ハ毎度ナト可有事ニ非ス、例ニモスヘカラス、

(56オ)

今度ノ経供養ハ、天気モ如法宜之、寺社掃除綺麗ナリ、馬場以下悉掃除在之、
掃除之事ハ、室町殿御下向ノ御沙汰ニ付テ在之、馬場ノ掃除ハ如祭礼、荘役
也、但今度ハ為沙汰衆、七郷之夫致沙汰了、前々モ如此之儀在之、諸荘夫依

国中依為在陣、皆々不上之間、旁々先七郷之夫沙汰候間、支配等マテモ無之、

一、花厳会々料使事

下知状〈如例、使公人清行・清国、状之日付三月廿四日〉

追立之下知状〈如例、使公人康房、状之日付三月廿七日〉

(56 ウ)

イツレモ本式如云上、二月末ニ雖可下時分之事、自御寺務蒙御指南之間、延引如此、結句下知状者此比之日付ニ雖相認、四月二日状ヲ取ニ来ル、申様ニ延引之時者、右書ニ何比可致沙汰トハ不書、右会料ハ任先例早速可致沙汰之由、載之、文章大都如云上、

(四行分白紙)

(57 オ)

一、菖蒲葺之事〈五月四日〉

如例、酒一桶〈一斗七升余入之、酒、ヒサコソユル、三分一余之了、〉

肴三種〈干蕨・ムキ大豆・名吉之魚二枚〉　此外粽八十

折敷十束〈大五束・小五束〉　酒土器五余〈乃至十斗〉

イヒモリ六十　ストキ六十　箸六十せン　鍉三

マナ板〈同ハシ・包丁・カイシキノ葉〉

酌ノ下部二人〈上下ヲキル〉

以上

当年公人現出仕卅二人在之、此外十余人、或田舎、或指合テ、タトヘハ九間計ノ分ニウスヘリヲ敷テ、此人数居分無子細、又少物十余人在之、〈是ハ別之在所へ[illegible]ニヲク、〉

(57 ウ)

一、馬場之掃除事

今月十三日室町殿可有御下向之由、及御沙汰云々、仍去春ノ如ク、以七郷之夫、不日ニ所々ノ掃除ヲシサセラレ了、近年者、御所之御下向之時ハ荘役之掃除ニアラス、仍今度、至両度以郷民被沙汰了、

一、清澄・雑役・薬薗者、自往古馬ノ飼ヲ給主方へ致沙汰候、仍三荘共加下知云々、雖然可致沙汰之条、不審、乍去先規候間、先下知了、

一、〈初度〉大井荘花厳会料事、

廿五貫文〈五月十九日到来、則廿日廿五貫、且検納之請取了、〉

此内〈一貫二百貫、執行分請取了、往来追テ可封之、封了、〉

(58 オ)

一、櫟荘内執行麦事

一段一斗五升〈此内且七十文上〈六月四日〉、瓦釜ノ頭太郎〉、
　アサナハマコシト云々、同四日
一段一斗五升〈此内且五十文上、宮ノ浄親云々、〉
凡此麦事、雖為三石余、悉失テ、僅二段相残、仍雖加催促、任雅意、只跡付
計之沙汰、言語道断也、

一、玉井荘内執行麦事
一石五斗上〈六月六日〉、職事一人ニハ飯酒余者、取肴ニテ酒計也、此麦事、
雖為二石、近年称荒否、五斗ツヽ致未進之条、不可然、結句今度申様者、近
日之大洪水、五十年以外之希代之事、仍諸国所々方々家人損失此事候、随而
玉井洪水入テ、田畠惣成河候間、
(58ウ)
不可有本復之期之候、然者、後年ヨリハ、弥可減少候由申了、此間事コソ、
任雅意之処、尚々不可有正体之条、珍事々々、今度洪水大方以外也、雖然此
玉井之分済ニ申様、事々敷者哉、又又執行方之公事田を求て、洪水之儀不可
在之、所詮先者謳歌之至極也、但不可有隠事歟之由返答了、

一、花厳会料事〈第二度目〉
弐貫文到来、〈六月十一日請取出了、〉　且定〈是マテ廿七貫文也、〉
　往来封之事、如前ナルヘシ、

同日大般若用途七貫文致沙汰云々、是ニハ此方ヨリ請取ヲハ不出、只地下ノ
兵士是ニテ申之間、書付了、
(59オ)

一、供御瓜支配事
今月廿日以前可被沙汰進之旨、成支配畢〈六月十一日〉、

一、寺瓜事
二駄〈薬薗荘沙汰之〉、給主方ヨリ直ニ両堂ヘ一タツヽ被入之了、児瓜十ヲ
　ハ是ヘ送給了、両堂ヘ直ニ可被入之段ハ兼日約束了、
一駄〈清澄荘沙汰之〉、則八幡ヘ入了、
半駄〈長屋荘沙汰之〉、〈半駄トハ数十也、此児瓜三、以上十三沙汰之、是ハ
　執行所ニトヽメ了、〉
　如此之間、自両堂、瓜事有有名無実之儀、無勿体由、催促之間、櫟荘
　等雖及催促、兎角無沙汰了、
(59ウ)

一、玉井荘内梵供瓜代事〈瓜二百内、三綱方并勾当二人分、是ニ留テ下行了、〉
合壹貫三百文〈丁巳七月十二日、薪五十束代五十文上〉
　此瓜代ハ近年雖為一貫六百文、依大洪水田畠河成云々、以外也、
当年ハ瓜、依洪水高直也、其上無之様候、尋出カラ瓜・青子瓜、取合テ
二百分、十三日ノ日中過程ニ出了、十日ノ朝ヨリ売(買)置之間、瓜クサリ

テ損亡ス、トクカエ（疾）ハ瓜クサル、オソクカエハ瓜無之、進退珍事也、瓜
二百廿三ノ分ヲ九百四拾七文ニテ、三四ヶ度ニ取了、随分高直也、又瓜
モ次之品也、
(60オ)
一、花厳会料事
参貫文〈八月十六日到来、請取則出了、以上三ヶ度ニ参拾貫文皆済定〉
往来封了、
又会料使三人内、
清国分酒肴料一貫文到来了、〈同月十六日〉
今二人分遅引不審之、
又安房・清行二人分二貫文到来了、〈八月廿四日〉
以上三人三貫文皆納了、
一、河上三斗米方事
請申　河上三斗米方内、
合五斗二升七合者、
(60ウ)
右、為執行方所請申如件、

永享九年〈丁巳〉九月十六日　　請使（花押）
一、当年法花会料使事
下知状〈一通　十月十四日之日付在之、文章如例、使公人清助・家永二人〉
追下知状〈一通　十月十七日日付、文章如例、使公人清時一人〉
以上三人下ス、
一、小綱〈新補十一月十四日舜長〉〈任料七百文請取了、補任状如前々、〉
(61オ)
一、玉井荘スマイノ米ノコト、近年減少シテ七斗五升ツヽ、雖致其沙汰、於当年
者、一粒不致沙汰、其故ハ、彼地下御寺務ニ楯ツキ申テ、職事ナトヲ打害テ、
百姓悉《ニケチラス》逃散アリ、凡以外事也、落居イツヨリトモ不聞、
一、当年法花会料内且
弐拾貫文〈十一月廿五日到来、且々返抄下了、〉
此内二貫八百文、執行分如例、
一、十二月一日用意ノタメ認置事
切符〈八通如前々、〉　支配五通〈講堂二通・大湯屋一通・政所長講二通〉
以上
(61ウ)

一、法花会使上洛了、〈十二月廿一日〉
会料五拾五貫文到来、請取出了、
使三人〈清助・家永・清時、各々酒肴料一貫ツヽ、三貫文沙汰了、〉
一、法花会料
弐拾貫文請取、請取出了、〈十二月廿一日、是ハ地下之政所、是ニテ借銭スル歟、以二月十一日請取出了、〉
都合九十五貫文歟
未進四十貫文歟、
一、六堂中一面一瓶到来了、〈二十九日〉
一、出納歳末薪一荷到来了、〈代ニテ沙汰了、向後者、代ニテハ不可請取之、〉
(62 オ)
永享十年〈戊午〉
一、正月一日倉祭之事
八種菓子一前〈ツイカサネアリ、〉　円鏡〈一面三升餅〉　酒〈一瓶子、二升余〉　居肴〈〆マメ・コハウ〉　毛立三〈山ノイモ・クヽ立・コンニヤク〉
御サカツキ三〈アカノカワラケ〉
以上〈ホカイニ入テ、以人夫進之、打テウシ一アリ、ホカイト、サカ桶ト、テウシトヲハ持テカヘル〉
又出納ニ
八種ノ菓子　毛立二〈チセンコヽリ〉　居肴〈〆キリマセエヒ〉
酒出之、
以上
(62 ウ)
一、万燈会〈正月廿二日施行〉半減定、今度モ如去々年、自施主方被施行、委細者、別紙ニ記之、当職出仕外者、依無所役、巨細不載此記者也、
一、玉井荘去年スマイノ米事
三斗六升六合〈二月廿六日上、カツヽヽ定、〉
コレハ去年地下逃散ニヨテ、于今不致沙汰之間、連々及催促之処、七斗五升之半分ト申テ、今之分上了、相残分、別而可閣之由、歎申哉、雖然可閣条、不可叶之由下知了、
(63 オ)
同スマイノ米未進、玉井ヨリ一斗三升四合上〈三月十四日〉〈但代銭二百六十文八文上云々、五升和市〉、是マテ去年分五斗上歟、地下如申者、三分二ニ当ルト云々、七斗五升通ニテ申歟、自此方ハ八斗ト毎度問答之、今三分一、弐斗五升ヲハ優アルヘキ由頻申之、雖然自此方者、来秋マテ相延ハス也、当年分沙汰時、必可致其沙汰由申カケ了、

一、当年〈戊午〉大井荘花厳会料使事
下知状一通、使公人〈清里・清国〉三月十五日々付也、
下知状一通、追立使公人〈清行〉三月十八日々付也、
文章如前々、此状三月廿日〈清国ニ渡了、廿一日ニ下向云々、〉

(63ウ)

一、八幡宮大般若供養在之、〈卯月四日〉
毎事如例、引頭〈蔵人寺主・大夫都維那〉
但今度ノ供養者、神人定清男大般若経一筆ニ書写シテ、社頭ニ奉寄進、其ノ供養云々、然之間、布施以下諸下行物彼神人ノ沙汰也、荘役ナト云事無之、引頭ノ別合力、去年寺ヨリノ如ク在也、天気快然珍重也、

一、菖蒲葺事
酒一桶〈一斗八升六百テ〉〈サカヒサクアルヘシ、〉但壹斗余入之、　肴二種〈ムキマメ干蕨〉　魚〈二枚名吉〉　粽八十　土器百卅〈五ト入十斗、イヒモリ六十、ストキ六十〉　折敷十束〈大五束・小五束〉

(64オ)

箸六十前　カイシキ之葉　マナ枚(板)〈刀・ハシ〉　ヒサケ三ツ　シヤクトリノ下部〈二人少物、上下ヲキスル、〉

以上

当年ハ人数スクナシ、公人廿六人、少物五人在之、雖然酒肴ニオヒテハ、大都モテナスト云々、比興々々、

一、花厳会料事
弐拾貫文到来〈五月四日〉、請取出了、
此内執行分一貫二百文請取之了、
往来封事、如前々、

(64ウ)

一、玉井荘之内執行所麦事
合一石五斗請取之、且定、〈二石之内、但近年一石五斗、外ハ無沙汰云々、
麦以外悪之間、是ニテヒサセテ五升斗返了、重
而可致沙汰云々、五月廿九日請取下了、使職事
□人飯酒出之、〉

一、櫟荘之内執行所麦之内
一反〈アサナマコシ〉　一斗五升之内、代八拾文、同廿九日三郎次郎取テ
イチノモトノ宮ヨリ
上ス、
一反〈スチカイ〉　一斗五升之内、代五十文、六月二日三郎次郎取テ
カワラカマノ頭太郎上云々、
上ス、

一、公人人新補

助長ト号ス、　六月八日〈百文請取了、補任状如例、〉

(65オ)

一、公人一人新補

貞房ト号ス、　六月十三日〈百文請取了、補任之状如例、〉

一、供御瓜支配出了、〈六月十三日今月廿日以前云々、〉

一、花厳会料

八貫文〈六月十五日到来了、〉請取出了、

　同使三人分三貫文沙汰了、〈同日到来了、〉

此八貫文之送文、納所安楽坊被見失云々、仍是へ折紙給之間、料足、被請取
之段、肝要なる間、請取出了、随而往来封了、是まて廿八貫到来了、

(65ウ)

一、小綱職事

新補一人〈号栄舜、六月廿日〉　補任状如例、〈任料七百文沙汰了、〉

一、供御瓜事、度々雖催促遅々以外也、於自荘分者十合〈キヨスミ五合・サウヤ
ク五合〉、コノ分、是ニテ瓜ヲ取テ、清澄ノ夫二人シテ廿七日進了、
又長屋荘之寺瓜半分トテ、去年者口数十三分沙汰之間、執行所留了、当年ハ
数ハイクツモアレ、二ニ分テ両堂へ可被入之由、給主深位坊人、以折紙内々
申候了、尚々而可為其儀歟、
如此雖申送、只自執行所可支配之由、被申了、数十三送給之間、留置了、是
ハ七月八日、

(66オ)

一、薬薗荘之寺瓜二駄分沙汰云々、両堂へ一タツヽ、自給主方直ニ被入云々、仍
児瓜十分、是へ送給了、七月六日

一、清澄荘寺瓜一駄〈数廿〉如例、八幡宮拝殿入了、七月四日

一、櫟荘寺瓜一駄沙汰〈云々、且定〉、則両堂へ十ツヽ、都合廿分自給主方直被入
云々、随而児瓜五、執行所ニ納了、七月十日

一、玉井荘之内、梵供瓜代事、一貫五百文請取了、七月十二日

　使職事、飯酒所下数五十束代五十文上、近年定、

料足六百拾二文ニテ、瓜二百廿七買了、瓜二百之内五ヲハ、三綱所・勾当分
マテ留テ、百九十五渡了、以請取十三日々中程ニ取ニ来也〈毎年定〉、当年
ハ瓜取吉定云々、当年ハ小瓜盛也、十三日早朝、可然之買手ヲ手掻へ

(66ウ)

出テ、瓜ヲ大概ソロヘサセテ籠ニ入サセテ、一駄ニナサセテ、数八十ト云付
テ、代物百九十文ニテ定テ、是へヨヒテ来也、瓜八十ヨリ多ハ料足ヲマスへ

シ、又瓜八十ヨリ少クハ、料足可減少ト、ヤクソクシテ来ル云々、アンノ如
ク、瓜ハ八十ニハタラス七十余リアリ、仍料足ヲ是□□結解シテ減了、サル
程ニ三駄ニ及テ買之間、瓜ノクツモ、サシテ無之、代物ハ年ニヨル事ナル間
ニ、又難定、玉井ノ料足ハ、本式雖二貫文、近年一貫六百文上、何モ無ヤナ
リナマシ、比興々々、

一、荘々寺瓜近年依無沙汰、両堂へ一駄半ツヽ所下了、仍以使者、数ヶ度自堂方、
雖有催促、イツレモ近年無正体之間、任到来之所在、分配了、猶モ荘々可致
催促候、不可有等閑儀由、返答了、

(67オ)

一、龍池祈雨之事
自来八月二日、龍池祈雨可有沙汰候、任先規可成支配之由、自年預兼日に被
申送之間、則認支配、以木守、荘々差莛ヲ相触了、寺僧方者只二日ノ日一日
也、自翌三日、於社頭大般若云々、巫女神人計者、猶於龍池致沙汰云々、然
之間、四日之夜雨少降了、仍先祈雨止了、莛ヲハ五日之夕、木守持セテ、給
主々々方へ返渡了、若祈雨七日中に雨不降、重テ又致沙汰者、二七日ノ中ニ
酒肴ノ支配ヲ可成之処、早速雨下之間、尤珍重也、

(67ウ)

一、当年法花会々料使下事
下知状一通、如前々、〈使清助・清里九月廿一日〉
下知状一通如前々〈追立使家永九月廿三日〉
以上公人三人〈此状廿四日早朝出了、廿六日ニ奈良ヲ立云々、〉

一、河上三斗米方之内、
五斗二升七合〈執行分トシテ〉所請申如件、〈年号九月廿八日〉
請使（花押）
於法蔵院請之、

一、玉井荘スマイノ米事
七斗五升上、十月十六日且了、請取ヲ出了、〈職事一人ニ飯酒、余ノ者アラ
ハ酒計〉

(68オ)

一、転害会支配事
十通分認之、
中門酒肴方、競馬単衣、宿坊酒肴、三輪板、仮屋之畳、同差莛、馬場掃
除、神馬糟藁、駕輿丁、競馬之人数、以上十通〈但宿坊ノ支配ハ、定日
アリテ後ニ可出、〉

前々ハ楽屋ノ畳ノ支配別紙ニアル間、十一通云々、雖然、楽屋ノ畳ハムラサキ一帖入計也、黒田役也、仍仮屋ノ畳[illegible]黒田荘分ニムラサキ一帖増シテ、コノ一帖ハ楽屋之用ト書付了、自余ハ大仏殿ノ長床ヲ渡ス間、不及劬労、長床ヲ渡ス

(68ウ)

事ハ、木守、郷之夫ニ仰テ運之了、仍支配之分十通也、

一、公人新入事

行長〈補任状如常、十月廿日〉、任料百文請取之了、

一、手掻会事〈十一月三日施行了、〉

一通〈中門之支配〉 一々〈競馬之単衣支配〉 一々〈畳之、々々〉 一々〈莚之、々々〉 一々〈三輪板之、々々〉 一々〈糠藁之、々々〉 一々〈掃除之、々々〉 一々〈宿坊酒肴、々々〉 一々〈駕輿丁之、々々〉

以上九通ノ支配兼日ニ用意了、

委細者、会行事之記ニ載之間、爰ニハ略之、

(69オ)

一、花厳会々料之事

弐貫文〈十一月五日到来、請取出了、当年分以上参拾貫文皆済了、〉

一、法花会料事

拾貫文〈十月廿九日到来、初度〉此内二貫八百文執行分也、

一、法花会事

十一月自十九日施行之、

掃除并日垸飯等、任前々旨、自執行所触之、日供垸飯ハ綱所三人ニ各一石五斗ツヽ、内〈現米一石五斗代銭也、斗別七十五文ツヽ、寺和市也〉

(69ウ)

一、講師料理之事

屏風〈一双〉 御簾〈一間〉 畳〈二帖小文〉 ウスヘリ〈二帖〉 燈台〈一対〉

以上五色渡之了、

但諸院家講師沙汰之時者、台・火鉢等出之了、畳之数ヲモ少シ増之、爰当年ハ相模已講重円沙汰之、今之料理外ニ炭・油自執行所可出之由、被申之、所驚入也、所詮於炭・油事者、努々執行所不存知申候也、講師之方ヨリ被持之条、毎度之儀候歟之由、返答了、

(70オ)

一、法花会料

弐拾貫文〈十一月廿二日到来、請取出了、〉二度目也、〈是マテ三拾貫文也、〉
一、恒例之切符八通〈十二月五日用意之、〉、員数・文言同前、
又支配五通用意〈大湯屋一通、政所長講二通、講堂二通〉
一、法花会々料
柒拾六貫文到来云々、仍請取出了、〈是マテ百六貫文未進二十九貫文〉
使之公人〈清助・清里・家永〉 三人 〈各酒肴料一貫文ツヽ、合三貫文沙汰了、十二月二十四日〉
(70ウ)
一、自六堂之中、歳末之事
一面一瓶子〈到来如例、廿九日〉
一、出納之歳末事
〈以下四行分白紙〉
(71オ)
永享拾一年〈乙未〉
一、正月一日〈巳刻〉 御倉祭之事
八種之御菓子・円鏡・御酒等事〈色々如常、〉
出納之節、同如前々、

一、大井荘花厳会料使事
下知状一通〈文章如前々、〉 三月六日、使公人〈清行・安房〉
下知状一通〈追立之、文章如前々、〉 三月九日、使公人清国
以上三人、如前々、
(71ウ)
一、三月廿八日、八幡宮大般若供養在之、
楽所支配前々 引頭〈公寛寺主・浄実寺主〉
一、五月四日、菖蒲葺事
酒肴以下所下并料理等如前々、
一、玉井荘之内執行所麦事
一石五斗上〈二石之内且定、近年如此、〉五月廿日〈酒ヲ出ス、式事一人ニハ飯ヲモ出ス、〉
一、供御瓜并粥漬莚等二通支配出了、〈五月廿二日〉
随而諸荘之瓜、如前々進之歟、〈是ヨリハ四籠、数六十、清澄・雑役分也、〉
(72オ)
一、寺瓜事、近年無正体、堂方催促連々在之、
清澄之寺瓜〈一駄、数廿〉 八幡宮へ進ス、
長屋之寺瓜〈数十三〉到来、〈十ハ片駄分歟、三ハ児之瓜分歟、〉、所詮不足支

配之間、余之瓜ヲ十引違了、廿ニナシテ両堂へ十ツヽ〈半駄定〉入レ畢、三
ノ瓜ハ児之瓜歟之間、是ニ留了、其後、薬薗荘之寺瓜二駄、両堂へ〈一タツヽ〉
被入云々、仍児瓜是へ到来ス、
櫟荘以下雖為催促、更不到来、以外之事共也、飛騨・長屋〈二タツヽ〉四タ
分、絶テ年久シ、至テハ櫟荘
(72ウ)
二駄分遅引〈上古ハ三タ云々、〉長屋モ〈二タ也〉、而ニ一タノ内、尚ヲ半分
四分一沙汰也、執行分之瓜一タ也、自荘雑役ノヲ可取歟、尚々諸荘催促アリ
テ、両堂へモセメテ二タツヽ分出サハ、可然哉、
一、花厳会料事
弐拾八貫文五月二十九日〈到来云々、〉
此内一貫二百文執行分、六月卅日請取了、五月廿九日請取ヲモ出シ、此一貫
二百文ヲモ可納之処、楽所之銭主安楽坊〈大進得業憲延〉四月廿九日逝去之
間、彼銭主之
(73オ)
跡、不定ニヨテ六月卅日マテ延引也、返抄者、仮請取ヲ下ケルトカヤ之間、
正返抄ヲハ、于今不下也、正返抄トハ執行所之返抄也、銭主之納所加判在之、

一、又寺瓜事
櫟荘ヨリ一駄〈半ツヽ〉両堂へ入之云々、児瓜到来、凡近年為最減二駄之処、
結句一駄ハ珍事たるもの哉、如此シテ惣而当年ハ両堂へ二駄ツヽ四駄分入之
了、
一、玉井荘梵供瓜代事
一貫五百文上〈七月十二日〉、薪五十束、代五十文、同上
(73ウ)
仍如例二百ノ瓜、十三日早朝ニ売(買)了、代六百五拾文ニテ瓜二百三十計売、
百コミノ駄瓜ヲ三百文ツヽニ売之間、瓜以外ニ微少ニテ珍事也、所詮毎度七
十コミ計ノ駄ヲ先ツ三駄可売、其ヲ二百ソロへテ可下行之、二百文之瓜之内、
毎度三綱ノ人数分・勾当分ト是ニ留メテ、コヽニテ下行ス、
一、公人一人新補〈補任状如例、百文沙汰之、号清房、八月十一日〉
一、河上三斗米方事
五斗二升七合〈楞伽院請之了、九月九日、請使〈花押〉〉
楞伽院者、西院之代按察公之計ニテ請之、
(74オ)
一、万燈会事

九月廿六日施行〈施主方之沙汰、如去年・去々年、〉
一、花厳会料使事、未会料所ニ在荘哉らん、不審之由、度々清貞之方へ相尋、仍
使三人分三貫文、自如意坊伝給了、清貞ニ尋ル事者、此三人之使ノ即体ヲ清
貞請取テ、定間相尋了、如今者、会料ハ雖不究済、使者マツ地下ヲ上ル分歟、
依別之所用在荘之者各別ナルヘシ、、、、
一、櫟荘之内執行麦事
一段〈マコし一斗五升、代百文上、宮ノ浄貞〉、一段〈カハラカマノ一斗五
升、代百文上トウ大郎〉、イツレモ被上了、
(74ウ)
一、法花会料下知事
下知状一通〈文章如前々、十月廿五日、使公人〈清助・家次〉〉
下知状一通〈追立之文章如前々、十月廿八日、追立使公人友次〉
彼状則十月廿五日早旦ニ出畢、
一、法花会料事
合弐拾貫文到来、〈十月廿四日〉
彼初度之到来之内二貫八百文執行分
(75オ)
一、玉井荘相撲米事
合七斗五升者、〈且定〉〈十一月廿四日〉〈当年ハ以外遅々也、〉
一、歳暮之切符事
八通〈毎年定、十二月三日認之、巨細見前歟、〉
一、法花会料事
合参拾貫文到来〈十二月十八日請取出了、〉
一、万燈会事
十二月十八日施行〈不闕之万燈也、勝定院殿明年正月十八日十三廻之御仏事
云々、〉
(75ウ)
料足百貫文被下畢、於大仏殿脇士之前、勤行在之云々、万燈会者、布施物壹
倍ツヽ、十二導師・三綱等也、両勾当者、五百文ツヽ云々、問者人別二間ツヽ・
油一升二合ツヽ、刺油マテ歟、予ハ依為現病不致出仕、乍去酒肴料肴一貫文
分請之畢、
一、支配五通〈用意、十二月三日〉
政所長講〈二通〉　湯屋畳〈一通〉　講堂酒肴〈二通〉
(76オ)

一、当年法花会料事
合弐拾三貫文到来、〈十二月廿七日、是マテ七拾三貫文到来、〉
一、去年法花会々料未進事
合拾貫文到来〈十二月廿七日、是マテ百拾六貫文到来歟、〉
一、花厳会料未進事
合五貫文〈十二月廿七日到来〉
〈先立廿八貫文到来之間、今之二貫文ハ其口歟、今三貫ハ大般若
料之歟、請取ニハ五貫文花厳之料ト書下了、今之二ヶ条之未進
者、自年預、公人ヲ下テ被催促之間、請取も自其方、可出歟、ナ
レトモ当年法花会料之請取次ニ、納所ヨリ申給之間、請取下了、
未進使之酒肴料ハ年預所ヘ致沙汰云々、近年作法也、当職両会料
之本使計、やう〳〵六人あたり計也、比興々々、〉
(76ウ)
一、六堂之一面一瓶子、如前々、〈二十九日到来、〉
一、出納之歳末〈薪〉正月被沙汰了、遅引以外也、
一、法花之勅使之酒肴料事、近年一貫文ツヽ致其沙汰候処、今度者無日数、和市
等無公平之由申テ、三人シテ一貫五百文致沙汰候間、得分之多少、又日数之
大小、惣而不可依其、只近比イツレノ使モ一貫文ツヽ出候上者、限今度五貫
文ツヽハ無謂之由、加問答追返了、如此シテ春二月マテ無沙汰也、余々無勿
体トテ如意坊口入分トシテ三人ニ二貫文被出畢、仍〈家次・友次〉二人分各
六百六十六文ツヽ、合一貫三百卅二文致沙汰了、今一人〈清助〉者、六百六
十五文分四月朔日比、必々可致沙汰、至其可相待之由、堅歎申之間、其分了
致沙汰了、
(77オ)
永享拾二年〈庚申〉
一、正月一日〈巳刻〉
御倉祭之事〈如前々、〉
又出納之膳〈如前々、〉毎年歳末者也、
一、大仏殿修正第七夜壇供事、
近年雖為断絶、当年再興、尤珍重也、口別百文宛執行所ニテノ札、算合マ
テモナシ、
(77ウ)
一、同第五夜之壇供
出仕分五十文ツヽ請之、此壇供事近年依無沙汰、自寺門、可有直務之由、有

評定、既美濃荘へ公人ヲ被下云々、不法之一段雖不可然、給主当時計会被察
哉、
此壇供事、近年或札計被曳之、或余之絹塵之沙汰不可然間、彼料所美濃荘、
自寺門被取放、欲被直務之処、給主悔前非、被欲之間、於半分者、為壇供分
被直務、今半分者、就被歎申給主可有知行之由、被定云々、
(78オ)
一、花厳会料使下事
使公人〈安房・清国〉
東大寺公人所下　大井荘沙汰人・百姓等所、
早可致沙汰花厳会料事、
右、会料者、任先規早速可致皆済之沙汰之、敢不可有懈怠之旨、下知状如
件、
永享十二年三月廿一日
公文所（花押）
(78ウ)
追立使公人清行
東大寺公文所下　大井荘沙汰人・百姓等所、
早可致沙汰花厳会料事
右、会料者、任先規、早速可致皆済之沙汰旨、既相触畢、随而猶為令無遅引
等之不法、追而下知状如件、
永享十二年三月廿四日
公文所（花押）
廿二日之晩景、以折紙此分可然之由、清貞申由申給之間、即如此下知状
両通出了、
(79オ)
一、主典之事　〈任料三百文沙汰之、〉
文章如例
一人新補〈号松若丸、善智之闕〉　近年三人之内〈三月廿四日補任之、〉
一、五月四日菖蒲葺如例
酒一桶〈一斗二升ヒ杪アルヘシ、代三百文〉　居肴二種〈干蕨・ムキ大豆〉
魚一種〈名吉二枚〉　粽八十〈勢分、薬薗荘ノ公事粽ノコトシ〉
折敷十束〈大五・小五〉　土器百廿〈イヒモリ六十・ストキ六十〉　箸六十
前　カイ敷葉　マナ板　刀八十　ハし　同座席ニハ悉ウスヘリ〈薬師堂ノヲ
カリワタス、〉　五ト入十〈サカツキ〉　杓ノ下部二人〈ヒサケ三エタ〉
以上

(79ウ)

一、万燈会事

五月六日奉為鹿園院殿三十三廻、自京都被行之、御布施料百貫文云々、但以
此内余之勤行ヲモ被沙汰、十二導師・三綱・勾当等各一貫文ツヽ被引之、

一、会料事

花厳会料八貫文之送文到来〈五月七日〉、雖然此会料内四貫文者、去年未進
ニ引ヘテ、当年分四貫文請取可出之由、楽所之銭主申賜之間、任其通請取ニ
通出了、如今者、去年分卅七貫文皆済歟、此内七貫文者大般若方、卅貫者会
料ニテ、往来ニ所封也、

(80オ)

爰当年分四貫文之内、一貫二百文執行分納了、

同五月七日

一、法花会理料、去年〈己未〉未進之内七貫五百文到来、且々請取出了、是マテ
八十貫五百文歟、

一、花厳会料事

拾貳貫文到来云々、〈五月廿九日〉請取出了、此内〈二貫文ハ現到来、十貫文
ハ替料足云々〉、此分無子細之由、銭主如意坊被申之間、任其旨了、当年分
是マテ十六貫文也、

一、戒壇堂童子清次昨日〈六月五日〉逝去云々、随而鎰事可進上之処、無其儀之
間、自是遣人乞取テ、則大炊之方ヘ預了、凡昨日逝去之処、今朝鎰ヲ自此方
催促之段、雖相似無故実、

(80ウ)

公事之法則候之間、早速可被召放之由、大炊内々来テ申之間、乍病鎰ヲ乞テ
遣了、

一、玉井荘夏麦事

一石五斗上、〈二石之内、且六月十日上、〉

一、櫟荘之内執行麦事

一段之分一斗五升〈瓦釜ノ頭大郎料足七十文上云々、此分ナラハ不請取トモナリ、六月十日〉

五月四日菖蒲之事、公人丸一献、故実之由申以来、秋下行申定、一献無之以
当秋六百文下行也、

(81オ)

一、戒壇堂童子職事

東大寺公文所

補任　戒壇上中旬廿日堂童子職事

清光　〈清次之闕〉

右、以人所補任彼職也、寺家宜承知、敢勿違失、仍補任状如件、

永享十二年六月廿日

執行法橋上人位〈任料三貫三百卅二文致沙汰了、三旬、五貫文之三分二云々、
使料二百文〉

(81ウ)

一、大井荘花厳会料事

合五貫文到来〈六月廿五日、当年分内且検納之、請取出了、〉

送文不見、銭主如意坊之状ニ任也、

是マテ当年分廿一貫文到来云々、

一、玉井瓜代之事

合壹貫五百文〈二貫文之内、且之定、七月十一日ニ上、〉

此内代五百六十文ニテ、瓜二百廿ニ取了、

二百ノ瓜ヲ、五ト丶メテ百九十五〈七月十三日日中過程ニ神主方ヘ渡了、〉

(82オ)

一、補任式事

東大寺公文所

補任　公人職事

国光〈百文上了、〉

右、以人補任彼職也、寺家宜承知之、敢而勿違失、仍補任状如件、

永享十二年八月三日

(82ウ)

一、東大寺公文所

補任　小綱職事

勝賢〈七百文上了、〉

右、以人補任彼職也、寺家宜承知之、敢而勿違失、仍補任状如件、

永享十二年八月七日

〈文安四十一月公人入了、〈行本子〉行実、文安五六月一日小綱入賢□文安六二月廿八日公人入了、〈友次か子〉友光〉、文安六〈己巳〉八月廿二日〈成清か孫也、〉清方公人ニ成了、〉

公人々数四十五人アリ、

〈是マテ公人数四十六人アリ、〉

(83オ)

東大寺公文所〈友次子友光公人成事、仍代物百文出了、〉

補任　公人職事

右、以人補任彼職也、寺家宜承知之、敢而勿違失、仍補任状如件、

文安六年二月廿八日

(83ウ)

東大寺公文所

補任　公《人》文職事

清方〈船屋か孫、実清か子也、〉

(三行白紙)

(以下三丁白紙)

〔紙背文書など〕

○第9丁紙背文書

追立使

東大寺公文所　大井荘沙汰人百姓等

早可致沙汰花厳会々料事

右、会料者、今月二十八日以前、可致皆済沙汰由、既令下知畢、随而猶為令□

引等之闕怠、追而可相触之旨□□

(料紙切除による欠損)

公文所判

○第12丁紙背文書

検納　大井荘華厳会々料事

合十三貫文者、

右、当年分之内、且検納如件、

永享五年〈甲寅〉卯月十九日

公文所（花押）

○第15丁と第16丁の間の挟込み文書（本文の内容と直接関係なし。栞か。）

戸田因幡様

○家老　本多伝左衛門○御用人中嶋六郎左衛門公用人○加藤治兵衛○駒井甚

衛門加役田中五大夫同小川清左衛門取次本多老之丞

○第28丁紙背文書

追立使

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰法花会々料事

右、会料者、今月廿日以前、任先規可有究済之由、既相触畢、随而猶為令

遅引等之不法、追而可加催促之旨、依政所仰下知状如件、

永享六年十月

公文所（花押）

○第30丁紙背文書

東大寺公文所下　大井荘沙汰人百姓等所

早可致沙汰法花会々料事

右、会料者、任先規早速可有究済者也、敢不可有懈怠之旨、依　政所仰下知状如件、

永享六年

公文所（花押）

○第40丁紙背文書

東大寺執行ほけうけい実（法橋慶実）謹申、

右、かの執行しよくハ、そのけつあるによつて、あておこなハるゝものなり、しかるにせん執行のやうし、かの執行□（じ）きハ代々もちきたりたる事ニて候を、こんとよ人□もたせられ候とて、上いをうかゝい候へきよし、その聞□□ん執行よりたゝさきハ、たい舜と申候し《ゑいとくの比》、そのさきハ又□□□と申候し《□いわの比候》、この二人ハけい実かために、ひとり□□□、ひとりハおほをち、いつれせんその執行ニて候、けい実かおや実せい□せん執行の中□に応永□比、執行をつかまつりて候、かやうに候事を、代々もち□□たるよしかすめ申候、はやりうん（理運）の事に□□むてらのさたともにおもひ候て、あておこなわはる□事ニて候、せんするところ、きこしめし入られ□ハすハ、みちのり（道理）御はからいたるへく候、

えいきやう五年十二月　日

○第44丁紙背文書

佳慶雖事■旧候、日新重畳、猶不可有際限候、就中、

4 任職控（薬二ー一九二号）

（後補表紙ウワ書）

第壹号

永享拾一

任職扣

（表紙ウワ書）

永享十一年〈己未〉

（貼紙）「此一帖ハ薬師院之慶実手跡ト相見候、」

（表紙見返し）（白紙）

（1オ）

勾当職事

乗禅房　　　　　　　浄仙房
〻正勾当快学　〻権勾当実誉

〻正勾当盛祐〈賢専房、則乗禅カ食子也、〉

（異筆）
「今者
正勾当重祐〈尭禅房〉権勾当祐盛〈尭専〉
文明七年に成補任畢、」

（1ウ）（白紙）

（2オ）

大仏殿堂司職事

〈法花堂方定円房大云々、〉
栄春大法師　〈永享五年十二月五日当職補之、任料参石之内一石分致沙汰
了、〉

（以下白紙）

（2ウ）（白紙）

（3オ）

小綱〈寅八月注之〉

〻栄賢　〻賢宗　〻賢長　〻宗舜

〻幸与　〻幸賢　〻了賢　幸尊
永享八辰九月廿日補之、

〻舜長　〻栄舜　賢真　賢了

（異筆）
「賢与　栄賢〈賢与之子〉　観舜　賢長〈笠之子〉」

（以下白紙）

（3ウ）（白紙）

（4オ）

公人職事〈寅八月注之、〉

〻清氏　〻正清　〻清安　〻安真

〻清晴　行定　〻成清　〻行実

〽清次　〽末広　〽《有》助次　〽清教
〽真家　〽清方　〽清家　〽行光
〽清助　〽安清　〽友□　〽行房
〽行弘　〽助行　〽清貞　〽清光
〽清房　〽清時　〽助氏　〽国行
（4ウ）○右端欠損
真□　助□　家次　安房
助光　〽真弘　〽友次　行本
清持　〽家永　真行　〽清里
〽清重　真本　清本　安行
清行　清国　清長　行次
清氏　助長　貞清　清房
国光　清次

（以下白紙）

（5オ）

大仏殿
一、主典事、〈根本雖為十二人近年三人補任之歟、祭礼之時王舞三人ヲ主典ノ中ヨ
リ出スニヨリ只三人分被任之、〉
今小路之番匠　押上烏帽子屋番匠
次郎五郎男　孫三郎男
此二人者、先執行補任之云々、
水門
〽善智　〈押上スチヤノ孫六男〈番匠〉之闕、是ハ自当職補任之、〉
今小路椿屋
左衛衛門
（異筆）
「松若丸〈庚申三月二十四日補任之、善智之闕也、〉」
今小路材木屋
宗次郎男

（5ウ）～（6ウ）（白紙）

（後補裏表紙見返し）

貞享元〈甲子〉年九月日修覆　法眼実宣

（後補裏表紙）（白紙）

5 執行職私記（後欠）（薬二-一四三-一号）

（仮表紙ウワ書）
執行職私記
（後補表紙ウワ書）
明応〈丙辰〉五年
　就執行職之儀私記
　　墨付拾枚

（1オ）
　就執行職之儀私記〈明応□年丁巳〉
親大夫法印〈快実〉《明応五丙辰》去年十二月□□〈八十歳〉死去之間、当寺
執行職之事《為三綱中□□臈職》任先例□(規)式候、于時寺務普門院《〈秀応〉
■■■(雅僧正)、茂井殿息〉、以出世御後見清涼院〈大夫已講秀海、当尾辰巳豊前守
之舎弟〉可被補任其職之由、伺申入之処、出世御後見挿別心之儀、正宝院中
将都維那守芸取立背先規之旨、寄事左右種々無尽之構計略、於寺家被申入之
間

（1ウ）
寺家依御無案内之儀哉、其躰以器用競望次第之由被仰出、無左右不《被》補
任、前代未聞事也、剰於寺門有御披露、可被補之由、内々被仰哉、猶以曲事
云々、往代以来執行職之事者、以《寺官中上首一臈之》臈次、不能左右為寺
務蒙仰事、度々儀、古来尤以分明也、縦又正宝院事、雖《為》其臈次、一毛
不通之仁也、於神事等

（2オ）
法会、惣別《儀》不可叶、如此出世御後見、以別心掠被申入之間、一臈法印
密乗坊〈英祐法印、山城山田之少田息〉寺務辺へ事之子細、理運分明無其紛
之由、度々被申入之間、事之子細被聞召開、急々大夫上座英実方へ、任理運
之旨、可被補任由、出世後見方へ被仰付候間、英実上座事、三綱中一臈之上
者、云理運至極、拙者マテ執行職六七代他家ニ

（2ウ）
不渡、補其職者也、以前祖父慶実法眼死去之刻、正宝院寛家法印三綱中一臈
之間、不能左右、補其職、則鎮西米之升渡遣候了〈別紙状在之〉、然処寛家法
印玉井《庄盆供》之衣、寺門下行之儀不仕之間、為寺門成集義、時之寺務東
南院殿■弥覚僧都へ被申入、執行職之事召放、大夫法印快実仁■■■

（3オ）
被仰付者也、是ハ一段ニ不法無比類候間、非分之職蒙仰、及八旬マテ、終無
相違《快実法印》補其職、正宝院度々雖廻計略、快実□期之間、無相違《者

哉》、此段者、相叶神慮之□顕哉、無比類面目云々、如此之儀者、古来□中無
其例、今度正宝院中将、以新儀□其謂子細、於寺家披露之事、未練至極之□
哉、併出世後見沙汰之次第、悪行之
（3ウ）
□太以不可然候、三綱中皆以可随其意□者哉、依之、数通状共在之、為向後
□記箱入置者也、次鎮西米之升者、同其職渡遣者也、是ハ鎮西米納所之所持
之故也、
（四行分空白）
（4オ）
一、補任之事、明応六年三月十六日成之、出世後見使〈中間与七丸〉、三献《魚
物少し》任例沙汰之、引出物鳥目参百文別遣之者也、別紙日記注之、
□(一)、□(出)世御後見《可有》補《任》料之由、依無案内被申之間、［　　］
無其跡之由返答之間、一行候之由被申入間、雖背本意、一行出之、別紙
案文在之、□(出世カ)□後見方へハ、以前者瓶子一双両種也、□□者以別段之儀、
樽一荷并両種遣之、
（4ウ）
□樽一荷ニマンチウ一盆、ウト一盆遣之、寺務へハ一向無之、但出世御
後見同道、□礼計ニ参者也、

□御大夫法印補其職之時、出世後見□海大夫法印、時之寺務尊勝院殿之
時、出世方へノ瓶子遣、返状在之、別是ヲ秀海已講ニ見セ申也、其時不
審開、比興〳〵、
（5オ）
一、任初執行職之時、公人中へ一献在之、鳥目壱貫文也、是ハ鎮西米納所之
□公人丸召遣故、一献コレヲタフ、於今者鎮西米無之間、一献事無其故、
雖然、近□□付上者、今度モ可遣之者也、乍□□在之間、社頭已下社参
無之、服者□□□間、公人中へ返答之、度々可給□□遣参ニて、先申
延候了、終者　　］□可遣之、但度々公人中雖歎申、不下行之也、
（6ウ）
［　　　　］〈五百文〉遣之、一献代也、是ハ［　　］□是非ヲ不申之、公
人丸・少綱中□□之旨可遣之者也、
□(一)、□□五日菖蒲之事、執行之家、公人丸□菖蒲所持之、四日早朝連参シ、
□葺之由申、家葺スル時者、三献在之、日記別紙在之、不葺之時ハ代物
ミ［　］六百文に則時下行之、可葺事尤之也、近代無力之間、無其儀可葺
之由
（以下欠）

6　東大寺執行職得分請取日記（薬二―一四〇号）

（後補表紙ウワ書）

（貼紙）「第壱号」

明応六　参帖之内

執行得分請取日記〈法花会料・花厳会料・河上三斗米〉

叡実記

（後補表紙見返し）（白紙）

（表紙ウワ書）

明応六年〈巳〉三［　　　］

参帖之内

執行得分請取日記〈◎法花会料方・◎花厳会料方・◎河上三斗米方〉

薬師院

執行大夫法橋叡実

（表紙見返し）

◎明応六年〈丁巳〉三月廿九日《叡実》執行職新補ス、

親快実法印明応五〈丙辰〉十二月卅日往生スル間、叡実初而執行

ニ補ス

《明応七〈戊午〉春之比、》就倶舎卅講之儀、無謂被改替《叡実執行》、彼職

ニ、又明応八年〈乙未〉歳彼《執行》職還補ス、時之寺務西室殿三條殿之息、

出世後見密乗坊禅識法印英祐宛文ヲ被成ル、

執行大夫法橋叡□

（1オ）

◎明応六年〈丁巳〉十月廿六日執行得分河上［　　　］請之、　河上升定、

伍斗二升七合　納所信花坊刑部卿已講方ヨリ請之、

是金伏ノ十合ニハ六斗一升五合在之、

以請取取ニ遣也、

請取案

◎請　河上三斗米之事、

合伍斗貳升七合者、

右、為執行得分所請之状、如件、

明応六年〈丁巳〉十月廿六日　請使〈判〉

（1ウ）

執行得分今度初而請取可申之由納所へ申遣之処、八ヶ之納所兎角難渋之間、

年預願勝五師并般若坊弁已講納所へ被出、事子細無其妨之旨、渕底被入魂之

間、即時下行之、昔ハ本器壱石下行之処、中古如此五斗二升七合ニ減少之、
八ヶ名之納所何之方ニテモ、以請取可請取之也、惣而此於三斗米執行得分五
斗二升七合者、定所下トテ惣之御米修理方ヘモナサレ、又ハ借物方ヘモ被成、
五斗二升七合分ハ下行之事無其妨者也、
(2オ)
縦又炎干損亡以下等、雖為最少分寺納之儀、於定所下者、善悪共以下行之段、
惣而無相違者也、并法花会料・花厳会料合四貫文之分者《法花会料二貫八
百文・花厳会料一貫二百文》同是定所下トテ、自国以最前之到来之内、不
依寺納多少所下之也、
一◎明応六〈丁巳〉十月之比哉、和州敵御方之忩劇ニヨリ、以越智之儀今市ニ随
禁之間、俄越智・今市令没落、則拙者ハ社家正真院ニ隠居ス、依之不住之儀
トテ、就倶舎卅講之儀、無故執行職ヲ被改替而、正宝院
(2ウ)
中将寺主ニ寺門ヨリ被申付、其折節山内辺ニ令牢人之上者、雖背本意無為令
勘忍者也、依之明応七〈戊午〉歳分ト同八年〈己未〉歳分ト、両年之三斗米
執行得分事者、不取之、又軈而明応八〈己未〉十二月《十八日》廿八日越智
并今市出頭之間、事之子細於寺門歎申開之間、則以集会之砌、当寺務西室殿
ヘ早々可被還補之由、年預五師願勝得業
(3オ)
顕円被申入之間、叡実に彼職被補任者也、出世後見密乗坊禅識法印、英祐以
使者宛文被送也、〈使ニ一献三献引出物三百文例式、日記別紙在之、〉
一、《時之勧進聖運誉十穀也、》先年八幡宮楼門修理之時、法花会料方借物ニ被
入置、口別惣所下無之、依之彼執行得分之事モ、為修理、悉以借物ニ入置之
上者、執行得分定所下モ不可有下行之由、寺門被加評定無所下之間、無没落
前又山内辺ヘ隠居之折節モ、定所下事者、
(3ウ)
縦雖被入借物等、於執行得分者、被所下事舊記無其紛之由、度々納所三蔵院
順宗房律師経健方・年預惣持院大夫五師英順方ヘ連々申届之間、云無其紛、
執行還補之上者、此刻可有所下之由申之間、則十二月廿八日ニ会料執行得分
二貫八百文願勝五師方ヨリ所下也、■(於)於実相坊ヘ被持送之、則請取認遣也、
又今一年分正宝院取之、是モ可給諾之由、雖申達、此分ハ先執行取之間、可
令故実之由、年預并実相坊〈重祐〉被申間、無力故実之、
(4オ)
寺門之儀、毎々時々に寺官方之事者、申掠所下之事無明無実之企也、惣而法

花会料・花厳会料・河上三斗米等事者、定所下之儀也、於向後モ得其意、能々可申達事也、如此之間、法花会料一年分ハ正宝院中将寺主取之、此重雖不申達、彼寺主越其職之上者、年預并実相坊以下言ヲ分被申之上者、今一年分無力令故実者也、

（4ウ）

◎執行得分請取日記

法花会料方・花厳会料方・河上三斗米方、以上三色之分

己未ノ分
貳貫八百文〈法花会執行得分方〉 明応九年〈庚申〉六月廿八日請之、
初度
会料納所密乗坊禅栄房得業英憲方ヨリ請之、以請取取ニ遣也、

庚申之歳分
五斗二升七合 河上三斗米 明応九〈庚申〉十月十三日
河上升定 執行得分

（5オ）

庚申ノ年分 明応十年〈辛酉〉六月六日
二貫八百文〈法花会料執行得分〉 納所密乗坊禅栄房得業方ヨリ請之、請取遣ス、

己未ノ歳分
一貫二百文〈花厳会料執行得分〉 納所四聖坊順宗房律師経健方ヨリ請之、請取遣ス、

辛酉ノ年分
五斗二升七合〈河上三斗執行得分、河上升定〉
明応十年〈辛酉〉十月十三日、 以請取請之、

壬戌ノ年分
五斗二升七合〈同得分、河上升定〉 文亀二年〈壬戌〉九月廿三日 納所信花坊少将得業英海方ヨリ請之、請取ヲ遣取之、

（5ウ）

庚申ノ歳分
一貫二百文〈花厳会料執行得分〉 文亀二年〈壬酉〉六月廿一日 納所三蔵院禎宗房順助方ヨリ請之、以請取、取ニ遣也、

法花会料請取之案

◎請 法花会料之事
合貳貫梱百文者
右、為執行得分〈己未年分〉所請取之状、如件、
文亀三年〈癸亥〉正月廿七日 請使判

同 花厳会料ハ花厳会料事
合壱貫二百文ト可書之也、年号シカン（支干）、是モ書也、

（6オ）

辛酉ノ年分 第三度同
二貫八百文《法花会料執行得分定》 文亀三年〈癸亥〉正月廿七日請之、納所四聖坊興春得業長帔方ヨリ請之、請取遣之、

此辛酉歳分
今度法花会料、自国本綿ニテ寺納之、然間、綿二把国本ノ代ニ、一把

ヲ一貫貳百五十文ツヽニシテ合二把ヲ二貫五百文ニシテト、相残三百
文加テ、二貫八百文分執行方へ可有下行之由被申送、惣而執行得分之
二貫八百文事者、代々物ニテ請取申事無其例也、口別之事者、惣之聴
衆之引別可在也、□□縦綿ニテモ可為惣並候、彼於

（6ウ）

執行得分者、現銭二貫八百文也、可給詰之由、納所并年預惣持院《大
夫得業英順》へ賢(堅)加問答之間、執行方申事理運服前々子細也、然間、
只今之事二月堂練行衆参籠之用意共取乱事間、披露之事難成候トテ先
年預深位坊願勝五師〈顕円〉・当年預惣持院〈英順房〉・当納所興春得
業〈長帔〉・実相坊弁得業重祐已下、各被加談合、此得分之事ハ不依
寺納多少之儀、最前之以到来内ヲ

（〇この間、中欠）

（7オ）

辛酉年分　執行得分請之、　文亀四〈甲子〉正月十九日
一貫二百文　花厳会料之納所深位坊願勝五師顕円方ヨリ請之、
花厳会料
壬戌ノ年分　永正三〈丙寅〉正月十六日
一貫二百文　同納所顕円方ヨリ請之、
執行得分
丙寅年分　河上升定

五斗二升七合　永正三〈丙寅〉十月十五日
六名納所琳禅房得業宗順房方ヨリ請之、
法花会料執行得分
癸亥年分　第五度　永正三〈丙寅〉年ヨリメ、初納所
二貫八百文　永正四〈丁卯〉六月十三日納所密乗坊禅栄得業英憲方ヨリ
請之、

（7ウ）

丁卯年分　荘納升定　三ノ名納所
五斗二升七合　執行得分九月十四日〈但古米ヲ先申請之〉
於納所密乗坊禅栄得業英憲方請取之、請取認遣之、中市
金伏ノ十合ノ升ニハ六斗六升計在之、
永正五年〈戊辰〉二月廿九日　叡実（花押）
癸亥之年分
一貫二百文　花厳会料執行得分請之、請取認、取ニ遣之、
納所三蔵院順宗房得業
今度花厳会料、国本ヨリ十一貫五百文方寺納ト也、夫賃以下引テ寺納分現
納

（8オ）

八貫二百文也、此内一貫二百文執行得分所下之、猶残分冷人・楽頭已下所
下也、惣而法花会料モ花厳会料モ国本寺納ヲ以テ、執行得分ハ不依寺納多
少之儀所下之也、夫賃以下之路次等之引物之ナントハ、算用ハ不入也、殊
花厳会料之事ハ最前ニ執行得分引テ、又残分楽頭分引テ猶残分冷人方へ所

下之、冷人之楽頭以往来、毎度於納所支配之スト云々、戌年少カヽルヲ引
テノ所下也、〈送状在之、〉三蔵院納所去年〈丁卯〉年ヨリ新納所也、法眼
（花押）
永正五〈戊辰〉二月廿五日 リ（ヨ脱） 辛未ノ二月廿五日迄□□

（8ウ）

正宝院大進都維那寛識可取之也、〈執行職事、三年持之廻持〉
（以下白紙）

（9オ）

永正八年〈辛未〉二月廿五日自午剋叡実法印執行職ニ成ル、自正宝院大進之
寺主方請取之、正宝院三ヶ年ニ已満者也、大進寺主、叡実初度之次第二番也、
又大進寺主之次叡実法印第二度目也、
河上升定
五斗二升七合 河上三斗米請之、則出請取、トリ遣ス、十月十六日納所惣持
院英順ニテ請之、使者ヲ取遣、是之十合ニハ六斗五升四合在之、惣持院大夫
得業英順

（9ウ）

〈執行得分乙丑年分〉永正九年〈壬申〉正月十四日

（左「一貫二百文」にかかる注記）「此会料甲子年分ハ正宝院請之、」
一貫二百文 花厳会料所下之冷人楽頭上越後守方ヨリ花厳会料寺納候テ所下
候、早々以御請取可請取旨、以書状被申送、当納所密乗坊英憲方
ヘ、請取相認取ニ遣之処、坊主留守トテ使罷帰、然処ニ又越後守
使者在之テ納所得分無之之間、楽頭方ヨリ執行得分可支配候由被
申、料足預置候間、私ヘ早々以請取可執給候由被申、近比納所之
被申事、無其覚悟、乍去楽頭方ヘ請取遣候、則一貫二百文分所下
也、

（10オ）

寺門納所ヨリ執行所ヘ可有下行之処ニ、納所得分有無トテ、如此
冷人方ヘ可支配之由被申、近代之新儀也、陵爾之沙汰之次第也、
為已後所録也、前々寺門納所ヨリ執行所ヘ早可請取之由使者ア
テ請取事、往古ヨリ無其紛者也、近比候、当年事珍被申比興御随
一者云々、
丙寅年分　第五度目歟、
貳貫八百文 法花会料所下之〈丙寅年分執行得分〉
執行得分 永正九〈壬申〉正月廿一日納所信花坊少将得業英海方ヨリ下行
之、則請取相認遣之間、則使ニ被渡者也、

（10ウ）

甲子・乙丑二ヶ年分ハ正宝院大進寺主執行分トシテ其方へ所下也、
又丙寅年ヨリ叡実法印拝領之也、則納所書状共別紙在之、当年会式
可有執行之通ニテ能（濃）州ヨリ所納之会料少々先以被取置〈三蔵院
ニ信花坊納所トシテ料足都被預置者也、〉

（左「五斗二升七合」にかかる注記）
「一此三斗米ハ当年談義坊夏籠、依周防之借銭方ニ
被成、夏籠停止之、然処執行得分ハ定入物之得分
間、縦借物方へモ被成、於執行得分ハ無闕退所下
也、」

河上三斗米所納升定
五斗二升七合　執行得分請之、〈永正九〈壬申〉〉拾月一日請取ニ相認テ三日ニ
取遣、納所惣持院之大夫得業英順方ニテ所下也、コレノ十合之
升ニハ六斗五升二合在之、去年ニハ今二合減少之トナリ、
ヤトヒテ、又コレツホミヲ相制（副）テ取ニ遣也、

（11オ）

一小侶方夏供五人分、為年預切紙ヲ被出、少綱各々所下之、雖
無夏籠五人分下行之比、寺僧衆モ三斗米所下哉、其謂ハ周防年
貢上ル、借銭方少々被返弁候哉、

一、談義坊之夏籠事ハ少綱方ヲ一向被略之、寺僧二人ツヽカイコモリ也、少綱方
夏中請取テ、朝夕之経営巨多之物入之間、失墜ト云、寺門無物ト云、旁以少
綱方下行之事ハ先以暫被略之、寺僧モ上古ハ六人宛タリト立トモ三人ツヽ之
参籠之儀也、乍去三斗米分事ハ任先例可有所下ト云々、少綱不略事不可然候
哉、

（11ウ）

丁卯年分也
二貫八百文　法花会料執行得分請之、請取認、納所勧学院宗順房得業椿賢方
ヨリ請取之、永正十〈癸酉〉七月十四日、今度会料国本五十貫
文寺納之、惣而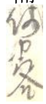（何番合?）百五貫文分送上也、イツカ新
造屋籠東室殿迄之惣寺分、寺納云々、当年ヨリ勧学院三ヶ年持
納所初之、勧学院之書状別紙在之、

河上升定
五斗二升七合　永正十〈癸酉〉九月廿六日執行得分以請取請取之、
納所興春擬講長俶方ニテ所下之、

（12オ）

是之十合升六斗五升三合在之、

一、永正十一〈甲戌〉二月廿五日午尅ヨリ正宝院大進寺主方へ執行職渡之也、又
丁丑之二月廿五日ヨリ叡実法印可為執行職也、

甲戌年之
一、会行事職叡実法印存知之、則当年之榊差少使法印出之、〈藤太郎ヲ被出、ヒタレ、円禅坊ニテカル、〉〈会行事職ハ各年ニ三綱中□衆各之致其沙汰也、〉

（12ウ）

一、永正十二〈乙亥〉十一月十六日依薬薗荘夏麦段銭之儀、正宝院大進寺主、自寺門被加罪科者也、寺持之寺務之時、無故夏麦段銭懸相事、以外曲事云々、然処、甲戌年ヨリ丙子之年ニ至迄、大進寺主執行職可被相拘之処、被加罪科之間、闕如分大夫法印可存知之由、以少綱賢光、年預如意輪院ヨリ被申送候間、執行職事拙者存知之、則大仏殿七賢之切符堂童子一﨟方へ書下在也、

（13オ）

執行闕如分十一月十六日ヨリ法印存知之者也、月廻之切符尚以可書下者也、

丙子
一、執行得分河上三斗米無沙汰哉、正宝院大進寺主不被請之間、寺門へ致披露、五斗二升七合分於密乗坊請之、周防へ被下代官実円所下之、年預如意輪院取合也、寺門集会在之、一円ニ為理運之上者、早々可請之由、返牒則別紙ニ在之、

一、永正十四〈丁丑〉二月廿四日ニ子大夫都維那頼実三綱職ニ新補、又次日廿五日ニ正宝院寛識

（13ウ）

次第之次、《頼実》執行職ニ新補之、同月廿五日寺務代清涼院大夫法印秀海方ヨリ執行之補任状被送之、使与七、則三献在之、任料例式三百文、即座ニ遣之、

一、永正十四〈丁丑〉七月廿二日法花会料寺納《辰年分ハ正宝院取也、》、納所勧学院ヨリ以請取状可取給之由書状在之間、則以請取取遣、軈而所下在之、巳年分二貫八百文分以最前之寺納所下之、大夫都維那頼実、当職執行之間、拝領之、〈納所之書状面、委在之、頼実初任執行会料二貫八百文初ニ而取也、〉〈今度之請取巳年分ト書之、頼実初度分、辰年ハ正宝院方請之と、納所之状在之、〉

（14オ）

一、永正十四年〈丁丑〉十月十五日執行得分河上之三斗米、大夫都維那頼実分請之、則請取相認、借米スル間、帥殿方へ以賢光大遣之、伍斗二升七合〈河上升定〉請取之、是之（者）十合升ニハ六斗五六升分在之、此分帥方へ、先借米方へ返也、

一、法花会料寺納分
去年・去々年分廿五貫文計ト、《又当年》四十二貫文計ト、コレナル也、花厳
会料ハ一銭モ不上ル、法花料ハ合六七十貫文計、至戊寅年寺納候哉、
一、永正十五〈戊寅〉十月十五日、河上三斗米執行
（14ウ）
得分五斗二升七合〈河上升定〉請取相認帥殿方借米方へ返遣、十合升ニハ六
斗五六升在之、〈コレノ十合升定〉
一、永正十六〈己卯〉十月十五日河上三斗米執行得分大夫寺主頼実分五斗二升七
合之分、二ノ名阿弥（陀脱）院宮内卿律師方ヨリ請取之、請取状相認遣之、則所下
也、帥殿方、先借米方へスクニ遣、残一斗二升三合此方へ請取之、借米方悉
以皆納也、借状被返付也、
（15オ）
一、永正十四〈丁卯〉大夫都維那頼実執行職ニ任、三綱中次第之、新補之旨、二
月廿五日ニ当職新補之、永正十七〈庚辰〉二月廿五日至迄、頼実執行職令存
知、〈庚辰〉二月廿五日ヨリ上衆へ令次第、大夫法印叡実執行職令存知者也、
一、会行事之事モ三綱中各年々一年持之処、去年己卯歳、正宝院押而八月一日之
榊差之少使被出申之上者、当年之儀モ大夫都維那会行事可致其沙汰者哉、
（15ウ）
永正十七年〈庚辰〉九月九日法花会料方之執行得分、自納所密乗坊禅栄坊之
律師英憲方二貫八百文分所下之、則請取相認遣之者也、然処於于今年記ハ不
入、国之寺納次第、会料之百卅五貫文結解スミ次第ニ可所下候由被申、則納
所之返事、此方相留置之、然者花厳会之儀モ未進無其沙汰ニ、寺納次第ニ可
有所下者也、次此二貫八百文、清乗栄房方借銭ニ入置之間、則直々罷出遂結
解、借状二通令棄破也、
（16オ）
永正十七年〈庚辰〉九月廿九日河上三斗米執行得分伍斗二升七合之分、二ノ
名之納所大喜院観順房得業公意之方ニテ請之、以請取ヲ認遣之、是之十合升
ニ六斗五升九合在之、〈此比中方ノウリカヒ九升ツヽニ、二文ツヽノ目ヲサ
シテウリカヒ在之、〉請取之日付ハ九月廿八日之日付也、
（以下白紙）
（16ウ）
（前丁までと異筆）
一、執行得分請取事
請　河上三斗米事

合五斗二升七合者

右、為執行得分所請状如件、

天文五年〈申〉十月　日　　請使〈判〉

六名納所成福院ニテ請之者也、

同六年〈丁酉〉十月十七日請之、

（17オ）

納所同成福院ニテ請之畢、

当執行英実

（以下白紙）

（17ウ）

（前丁までと異筆）

請　河上三斗米之事

合五斗二升七合者

永禄六年十一月十三日

地蔵院請申候、

（以下白紙）

○18丁白紙

（後補裏表紙見返し）

貞享元〈甲子〉年九月日修覆　法眼実宣

7 東大寺執行職折中之記〈私〉（薬二-一四三-二）

（表紙ウワ書）

東大寺執行職折中之記〈私〉

（表紙見返し）（白紙）

（1オ）

東大寺執行職之事者、自往代、於三綱中為上首一臈越其職之処、正宝院中将寺主〈守芸〉、先年拙者牢人之時、筒井成身院へ罷出、以其威勢之儀、寄倶舎卅講之儀事、無故乍次座補其職、前代未聞之儀、背本意候之処、軈而、拙者出頭之間、寺門へ申開、即時執行職ニ還補ス、又其後■(明)永正元〈甲子〉九月九日、越智・今市没落之間、拙者令牢人、依之又正宝院、筒井成身院之

（1ウ）

扶持人ニ罷成、以彼威光、寺家并寺門之儀、色々寄事左右競望ス、又拙者之事ハ、越智弾正忠方へ申談、寺門へ度々書状付、然処、無謂子細権門権勢之家ニ宿、依申掠神罰哉、永正二〈乙丑〉二月二日ニ疫病ヲヤミ、十七日ト云々ニ令死去畢、又其子二郎猶筒井成身院ヲ憑ミ、剰兄弟之者、彼両所之致奉公、重日弥於寺門致競望之条、以外之乱吹之至極也、如此越智・筒井二郎三郎トノ

（2オ）

相論ニ成間、為寺門加折中、三綱中各三ヶ年宛執行職可為各年之旨、仲人ヲ候、雖然、拙者此段不及覚悟、自類中為一臈上首居其職由、三綱中之掟旨、厳重之処、今更於拙者代、可付疵事、無覚悟之由、度々雖致返答、寺門之面々以内儀、色々無尽之色々被加教訓之間、雖非本意、当時之儀、折節無力致領状候、返々口惜無念之随一也、則於実相坊辺、各令

（2ウ）

内談、以一書正宝院并拙者方へ被申送者也、軈而致返牒者也、

其時之人数

東室之内　禅位坊
当年預舜賢五師延海　願勝五師顕円
惣持院　信花坊
大夫五師英順　少将五師英海
実相坊
弁得業重祐　琳禅房得業宗順

此面々、色々被申宥之間、無力雖非本意、寺命之上者、致領状者也、寺門評定之趣一書一巻在之、於自然之紛者、以其面可明

（3オ）

者也、時之筆者信花坊少将五師一巻之加判、当職舜賢五師延海也、此時之越

智・寺門之状共、別紙ニ在之、

一、正宝院二郎〈カミヲ切〉ワラハ《童》ノ形ニテ成身院ニ致奉公、惣而自類中事者、一段規模之処ニ、児躰ニテ《無》得度ニテ居寺官ニ之処ニ、カミヲ切ナカラ得度シ、可成三綱ニ事、前代未聞之曲事カシ、轤而於安楽坊得度也、三綱職之補任被出事、言語道断之新儀也、

（3ウ）

当寺務尊勝院殿・出世後見清涼院大夫法印秀海、越度之至極哉、如此児躰得度之事、三綱中掟旨破申候、此方雖可致違乱、当時以権門之勢、如此成下候間ハ、無力令堪忍者也、彼正宝院行末之儀、意懸可見者哉、神慮冥加之程、無心元者也、

永正二〈乙丑〉四月十九日書之、

執行大夫法橋叡実（花押）

○11丁（白紙）

8 執行方諸補任成下引付（薬二―一四一号）

（後補表紙ウワ書）

（貼紙）「第壱号」

永正元

執行方諸補任成下引付　　叡実記

（後補表紙見返し）（白紙）

（表紙ウワ書）

永正元年［　　］

◎大仏殿方　◎講堂方　◎大炊方

三帖之内　◎大仏殿堂司〈堂方新補〉◎小綱方

執行所方諸補任成下引付　◎勾当方〈正権〉

◎戒壇方〈両〉　公人方　◎主典方

◎塔婆方　七堂方　◎出納方

薬師院□執行大夫法印叡□

（表紙見返し）

（六行分白紙）

（1オ）　叡実（花押）

一、大仏殿六堂々童子番之次第事

◎正月一日ヨリ〽至十五日二﨟　〽同十六日ヨリ至晦日迄三﨟

◎二月一日ヨリ〽至十五日迄一﨟　〽同十六日ヨリ至晦日迄四﨟

◎三月一日ヨリ〽至十五日迄五﨟　〽同十六日ヨリ至晦日迄六﨟

◎又四月一日ヨリ如前之番同十五日宛、二﨟ヨリ初而巡次ニ廻リ、大仏殿之御番可
懃仕也、

◎大仏殿六堂之内、於闕如之時者、残堂童子之

（1ウ）

ヲトナノ衆トシテ一日宛、御前之御番可勤仕也、又講堂々童子、大仏殿ニ闕在
之者、急々講堂ヲ相退七堂職ニ可渡、其謂者、大仏殿エ可登殿故也、又講堂番
事、於闕退者、大炊并戒壇之両堂童子合三人シテ一日宛、各日ニ御番ノ可懃仕、
往古之旧例如此云々、

一◎閏月分依年在之者、其月三十日之分ヲ、又六堂トシテ五ヶ日ツヽ、六人シテ
可番ヲ懃旧例如此云々、

（2オ）

一、大仏殿当堂童子之交名事　（○割り付けを適宜改めた。口絵図版参照。）

（○以下、本丁「」は追筆か。）

◎一臈《行光、□アル堂童子》〳〵清次《船屋》「永正十六〈己卯〉九月ニ死去、」

◎二臈《帰金屋》〳〵行真《友安イネヤ》

「永正八〈辛未〉十月廿六日寅刻ニ死ス、八十五歳ニナル云々、
則大炊行貞廿七日ニ此旨注進ニ来ル、毎度如此、」

◎三臈《助民、ハラマキヤ》〳〵清家《房屋》「此闕ニイネヤ友安新補、大進方執行
成下、」

◎四臈《清真》〳〵行光〈清真〉《〳〵清真、帰金屋之弟》《〳〵六堂座次ハ補任日付次第
也、》

◎五臈《カリカネヤ行光》〳〵行房《大炊行貞弟、腹巻屋》「闕助民入、大進寺主補
任之、」

◎六臈《行正》〳〵清長《房屋弟》「己卯八月廿七日令死去、此闕行元令新入、」
「《行元、大夫寺主頼実当職》」

以上六人

一◎講堂々童子

〳〵友安〈稲屋、大仏へ上ル、〉

（2ウ）

一◎戒壇堂童子両人

〳〵清成《房屋弟》〈上十五日ノ番〉《永正三〈丙寅〉十二月十日死》

清民《ツヽヤ》〈下十五日ノ番〉〈又上十五日□其□也、〉

清成闕ニ清安新補〈下旬之番〉

一◎大炊職

〳〵行貞

叡実法橋初而成之、

（3オ）

東大寺公文所

補任　講堂々童子職事

行光　〈帰金屋行真弟　之闕〉〈大仏方〉

右、以人補任彼職也、寺家宜承知敢以勿違失、仍補任之状如件、

永正元年〈甲子〉九月六日

執行上座（花押）

（3ウ）

東大寺公文所

補任　大仏殿堂童子職事

行光

右、以人補任彼職也、寺家宜承知敢以勿違失、仍補任之状如件、

永正元年〈甲子〉九月六日

執行上座（花押）

（4オ）
講堂大仏殿一度ニ《トル日ニ》入堂者也、補任料十五石分運上之、此内一石五斗余侘言スル間、一日ニ両堂へ上ル間免之、十三石五斗代八貫八百文請取者也、中市金伏升ニ一斗五合、仏餉升ニハ一斗四升宛、今月五日ニ昼以前講堂へ新入シテ、又日中已後其ノ日ニ大仏殿へ入堂ス、一日ニ両堂へ上事大儀云々、補任ヲハ当日六日書成ス、例式使ニ三献在之、奔走ニて又例式二百文運上之、又補任ハ日中已前一通、日中後一通、合二通書之、使ニ例式二献両度ナカラ三献ツヽ奔走云々、大仏殿入堂ハ補任次第■■■（二百文）百文上之、

一、講堂々童子職之新補〈是ハ去年〈甲子〉歳可入堂之処、依執行相論之儀当年ニ延引ス〉
行房〈大炊行貞カ弟〉　永正二〈乙丑〉四月廿四日
補任成之、一献例式百文沙汰歟、
（4ウ）
仏餉升定
五石補任料　四月廿二日ニ皆納、現米三石、相残ハ代ニテ取之、惣合四石二斗六合、猶残二百文取之、免三斗免之、物ヲヌラスル間、内ニハ不成損亡也、

一、大仏殿堂童子職之新補
行房　永正三年〈丙寅〉九月十一日補任成之、一献例式并二百文沙汰之、
補任料十石、此内《仏餉升定》一石色々賃侘言之間、無力、一石分免之、残九石分三石米ニテ運上之、仏餉升定
（5オ）
残六石、代三貫六百五十文納之、私（和）市一斗二升ツヽ一貫文ノ代ノ米一石六斗四升五合ツヽ、一合《十合一石》仏餉升ニ延テ一石四斗三升在之、中市ノウリカヒワ一斗一升ツヽ也、雖然余侘言之間、一斗一升五合宛ニ定九月十日ニ皆納之、補任十一日ニ書下、一献三献使在之、例式二百文進上之、今月下旬之番役也、

一、講堂々童子新補
清長〈房屋之弟〉　永正三年〈丙寅〉十一月六日補任成之、一献例式并百文沙汰之、
補任料五石〈仏餉升定〉、此内余侘言、今日三斗分免之、残四石七斗分、
現米三石七斗納之
（5ウ）
尚残九斗八升代五百文沙汰之、仏餉升ニ一斗カ五十文ツヽニ当ル、合五石分皆済之、十一月二日ニ上之、補任六日ニ書下、使ニ三献在之、例式百文沙汰之、

一、大仏殿童子職新補

清長　永正四年〈丁卯〉四月十一日ニ補任成之、一献例式并二百文沙汰之、

補任料十石〈仏餉升定〉色々雖侘言ス、已前之事を以取入宥免之、自類中之掟旨在之、自今已後侘言不可叶之由申間、侘言停止之シテ不申上、惣而已前之儀各侘言曲事ニて、向後ハコレヨリ已後令停止者也、十石分三月廿四日皆済之、

（6オ）

三石ハ現米ニテ取之、七石ハ代銭四貫二百九十文運上之、私(和)市一斗一升四合ツヽ、中市ニハ一斗ツヽノウリカヒ在之、十合ニ一石一斗四升カ、仏餉升ニ一石六斗三升二夕ツヽ、十石分皆納、補任状十一日ニ書成、使ニ三献在之、例式二百文沙汰之、

一、講堂々童子職新補

友安〈稲屋〉　永正四年〈丁卯〉二月七日補任成之、一献例式并百文

沙汰之、執行法橋（花押）

補任料五石〈仏餉升定〉二月六日ニ皆済之、惣而侘言停止之間、一粒モ不聞入、又不申候、現米二石六斗九升、残二石三斗一升代一貫五百文、《中市ハ一斗分ニウリカヒ歟、》私市一斗一升ツヽ、合五石分皆納之、十合ニ一石カ、仏餉升ニハ、一石四斗三升在之、

（6ウ）

石ニ四斗二升三合計延申、則補任状二月七日書成之、使ニ三献《魚物也、》在之、例式百文進上之、惣而毎度之日記別紙在之、并仏餉升之本モ毎度写之置者也、米ハ中上品ヲ運上之スル也、

永正五年十二月　日　薬師院大夫法眼叡実（花押）

（三行分白紙）

（7オ）

大仏殿六堂々童子職新補

清真〈舟屋一﨟清次子帰金屋行真闕、永正八〈辛未〉十月廿六日ニ死去ス、〉

永正九年〈壬申〉三月三日補任書下、使三献〈サウメン・赤飯已下魚物ニテ〉、三献在之、則例式二百文沙汰之、

一、公物補任米之事

十合〈大仏殿仏性升定也、十合升ニハ七石在之、〉

五石ハ代五貫文ニテ沙汰之、私市十合升ニ七升ツヽ、中市ハ六升一・二合ウリカヒ雖在之、帰金屋之

（7ウ）

行元連々来リ、色々賢(堅)侘言スル間、無力七升ツヽノ私市ニテ五貫文
分取之、料足清撰之シテ取ル在也、

五貫文ハ二月廿四日ニ上之、随分悪銭不足、其外清撰シテ取之也、
相残五石〈仏性之升〉、三月一日ニ沙汰之、皆納、米随分上品ヲ致運上者也、
如此間拾石分皆納也、公物皆納シテ、補任書下者也、公物無皆済ハ補任不可
書成日記別紙在之者也、

料足モ米モ清撰シテ悉以取之、料足ハ二月廿四日運上之、米ハ三月一
日計進上下者也、

（8オ）

一、補任書成之事、〈三月三日〉下司之職掌ヲイトナム六堂職掌之衆、寄合ヲ致沙
汰之時、頂戴スルヤ、公人中惣之イトナミワ三月七日致其沙汰之由、行元申
也、

永正九年〈壬申〉三月三日　執行法印大和尚位　叡実（花押）

（四行分白紙）

（8ウ）

一、戒壇院堂童子職、木ノ瀬〈清成上旬分〉、去年(永正十三年)十二月ニ死去畢、
当堂童子職事、下旬分清安ヲ補任之、
任料二貫五百文沙汰之、但度々煩ヲスルノ間、百文分免之、二貫四百文《四
百文》運上之、

永正《十》四《十四》丁丑
二月十九日ニ補任書遣之、三献在之、使百文分例式致其沙汰者也、
此補任事、正法院大進寺主雖可被成下、去年薬薗荘夏麦事ニ為寺門被
加罪科之間、執行職事、大夫法印ニ寺命トシテ被申付之間、執行職ヲ
相拘暫存知云々、依之所補任也、

（9オ）

惣而戒壇院方ニ堂童子上旬下旬二人也、上下分補任料合五貫文分也、
例式百文ハ各々沙汰之、一献等如六堂也、

一、正法院被加罪科、執行職叡実法印ニ可存知之〈寺門〉牒送状《在之》、又被加
免除執行職可渡遣之由、寺門評定状等別紙在之、并河上執行得分之三斗米五
斗二升八合モ正法院不請之間、叡実以請取請之者也、正法院依罪科、三斗叡
実請者也、

（二行分白紙）

（9ウ）（白紙）

（10オ）

両勾当職事、〈今度堯専・実盛令死去之間、子堯実・栄盛新補之、〉
東大寺公文所
補任　権勾当職事
栄盛　〈父実盛カ闕〉
右、以人所補任彼職也、寺家宜承知敢以勿違失、仍補任状如件、
永正十五〈戊寅〉八月廿日
執行都維那（花押）　〈大夫都維那執行也、〉
（10ウ）
権勾当堯専令死去之間、子息堯実・栄盛新補也、
補任料三貫文之処、余ニ〳〵侘言□、三分一百疋ニテ令補任者也、使ニ
百文合一貫百文致其沙汰者也、興福寺中綱琳智房取謹者也、後之例ニ不
可成之由、堅約諾云々、
補任者堯実職掌ニテ今日是へ令参上、礼ヲ申、直々補任頂戴之、任料一貫文
使ニ百文合一貫百文分、
（11オ）
即座ニ運上之也、
一、永正十六年〈己卯〉八月廿七日《大仏殿》六堂々童子三﨟清長令死去、此闕
之新入帰金屋行元可令入堂《次第也、》則早々致参上御補任可頂戴候由、申上
者也、同八月六日ニ補任料仏餉升定拾石分致其沙汰、但仏性升十石ハ十合之
金伏之升ニ七石在之、当時市ノウリカヒ九升ツヽニウリカフ、雖然色々堅歎
侘言スル間、私市一斗ツヽニ算用之、然間七貫文ニ相当、此内猶五百文分侘
言スル間、五百文別而宥免之、現銭六貫五百文分今日六日ニ悉以運上之、事
外之侘言過此事也、於向後如此之儀、不可有聊爾者也、又補任之事、同七日
ニ書遣者也、
（11ウ）
補任使荘厳院之少法丸ヲ遣、魚物・モチ・サウメン也、以下三献令奔走、行
元公人補任頂戴之者也、同任嘉例使ニ百文渡之、如先例相働者也、当職大夫
寺主頼実補任ヲ書成也、
一、此二百文ヲハ荘厳院之少法丸細々召遣候間、別而志分ニトラスル者也、
一、補任料悉以皆納シテ、補任書成者也、則六日ニ悉以令運上、七日補任令頂戴
也、
一、大仏殿六堂并戒壇・講堂・大仏之堂司、其外諸堂之堂童子闕之時ハ、毎々大
炊職、於執行所致注進者也、今度不注進之間、曲事之由、抑加折檻可罪科之
由申遣之処、親斎五郎来リ、

(12オ)
他国仕候、剰不知案内之儀、於已後得其意候由、色々侘言スル間、大炊 元
罪科ニ事者、以令故実者也、於已後者、背先規事、太以不可然者也、堅可申
付者也、
一、永正十六〈己卯〉大仏殿当堂童子現任職
一臈　。〽清次《船屋》　二臈　行光《次第ニ上ヘ上ル》　三臈　友安
○「清次」上への挿入指示がある。
《稲屋》　四臈　清真《舟屋子》　五臈　助氏《腹巻屋》　六臈　行
光《帰金屋》　六臈　行正　以上六人
一、戒壇堂方
上旬　清氏〈十五日ツヽ〉　下旬　清友〈十五日〉
(12ウ)
一、大仏殿　堂司　中門堂々衆　上院奥坊春定
(以下異筆)
一、大仏殿堂司職補任、中門堂衆文殊院任料種々侘言候て、五十疋同心申候、良
泉入畢、
慶長二年〈丁酉〉極月大晦日入候、
(五行白紙)

(13オ)(のど上部丁付け)「十四」
東大寺公文所
補任　戒壇下旬童子職事
助近
右、以人補任彼職也、寺家宜承知、敢以勿違違失、仍補任状如件、
慶長十年〈乙巳〉二月十八日　新入
(三行白紙)
(13ウ)(白紙)
(14オ)
(以下、叡実筆)
一、小綱新補之体補任案
東大寺公文所
補任　小綱職事
琳賢
右、以人所補任彼職也、寺家宜承知敢以勿違失、仍補任状如件、
(14ウ)
文亀二年〈壬戌〉卯月八日
執行上座法橋上人位〈判〉〈トモ可書、大都是吉也、〉

公文所〈判〉

此琳賢少綱之事、興福寺勧修坊〈浄勲房〉以内儀色々賢(堅)侘言之間、
無二之昵近者上者、無力雖為任料七百文《之内》三百文ニテ入置也、
於向後者、最少事之儀賢令停止者也、琳賢軈而執行所ヘ礼ニ可来之処
ニ、今市之有所用座之間、無其迄之由、申遣之間、礼ニ不来者也、

(15オ)

小綱職新補

〽舜良　笠坊賢長子《小綱職ヲヌクル、》

永正二年〈乙丑〉八月廿八日補任賢光取来ル、此補任料之事、年預
舜賢房延海、色々以内儀侘言之間、雖為七百文無力五百文ニテ補
任ヲ成、則五百文沙汰之、則舜良礼ニ来、補任頂戴也、

(15ウ)(白紙)

(16オ)

小綱之人数

笠坊　小綱職ヲ《丁丑》辞退　表法師子三位之子　賢与子
〽賢長　宗賢　賢光
母方ハ芝絵所武蔵之孫子、又父方ハ表法師三位之孫子也、
〽琳賢〈小綱ヲヌクル、〉
〽舜良《笠坊之子》〈丁丑小綱職、無力■■■■〉

以上五人《今ハタ、四人之分也、》

永正十七〈庚辰〉卯月十一日ニ小綱ニ新補之、
兼祐　宗賢少綱之子、仮名ハ順禅ト名ノル、惣而小綱分者、
ケミヤウ・実名ト申事、今度初而申事、珍敷事也、本
ハ実名ト、ケミヤウトタ、一ノキ(儀)也、今度メツラシ
キ新儀哉、

(16ウ)(白紙)

(17オ)

一、公人職新補之案

東大寺公文所　〈叡実上座当職ニ初而成之、〉

補任　公人職事

安行

右、以人所補任彼職也、寺家宜承知、敢以勿違失、仍補任状如件、

文亀三年〈癸亥〉正月廿一日

執行上座法橋上人位（花押）

(17ウ)

補任例式百文持参之、

可公人新補之由、兼日ニ執行所ヘ伺案内申也、同各等伺得其意也、則烏

帽子・直垂ニテ即体参上仕、補任頂戴之、又親ニテモ、誰ニテモ、ヲト
ナシキ公人一人相具
(18オ)
致参上、補任頂戴、惣而使ナントテワ不出之、即体式正ニテ参、礼ヲ申
補任取之也、

一、公人職新補
成清　明応六年〈丁巳〉十月廿日
公人一人相添両人礼ニ来補任頂戴之、同例式任料百文持参之、
(18ウ)
一、公人職新補
清定　明応十年〈辛酉〉三月廿三日任料例式百文持参之、

一、公人職新補
国行　文亀三年〈癸亥〉六月二日任例式百文持参之、
(19オ)
一、公人職新補
清光　文亀三年〈癸亥〉十月七日任之例式百文持参之、

一、公人職新補
行清〈稲屋之子〉
永正三年〈乙丑〉九月九日任之、例式百文持参之、親友安召
具礼ニ出頂戴之、

一、公人職新補
(19ウ)
行次　永正元年〈甲子〉十月廿日任之、例式百文持参之、

一、公人職新補
助永　同歳十月廿日任之、例式百文持参之、
此行次・助永両人事、永正元年〈甲子〉十月廿日已前ニ補任可頂戴之処ニ、
執行職依相論之儀、永正二〈乙丑〉卯月廿九日ニ補任成ス、日付年号ハ永
正元年〈甲子〉十月廿日之日付也、
(20オ)
一、公人職新補
行国　永正三年〈丙寅〉十月十七日任之、例式百文持参之、

一、公人職新補
清里　永正四年〈丁卯〉八月十八日任之、例式百文持参之、

一、公人職新補

（20ウ）

房屋弟清長子
清宗　永正四〈丁卯〉八月十九日任之、例式百文持参之、

一、公人新補職
腹巻屋子、親助氏召具礼ニ出ツ
助家　同歳八月廿四日例式被百文即体参上之、補任頂戴之、

一、公人新補職
房屋清家三﨟之子
清持　同歳十月十三日例式百文持参之、即体礼ニハ同道《清長》

（21オ）

一、公人名帳現在之事、〈永正四〈丁卯〉八月十八日書之、〉

一﨟船屋　二々帰金屋　三々房屋　四々帰金屋之弟
〽◎清次　〽◎行真　〽◎清家　〽◎行光
〈此六人大仏殿堂童子也〉〈清家闕ニ稲屋友安六堂ニ新入、正宝院補任成之、〉

五々大炊方　六々房屋弟
〽◎行房　〽◎清長〈己卯死去ス、〉

大炊職也　房屋弟　筒屋、同堂童子
〽◎行貞　〽◎清成〈戒壇堂童子〉　◎清氏

稲屋　講堂々童子　一﨟清次子
友安　◎清真　◎助氏　◎清安

ヲ、イカ弟
行俊〈他国〉　◎行家〈他国〉　◎行吉　◎清持〈他国〉

（21ウ）

カリカネヤ行真子
◎行元　◎行正〈他国〉　◎真清　◎友次

一﨟行次子
◎安清〈他国〉　◎清国〈他国〉　◎正清　◎清貞〈他国〉

六﨟子
◎安行　◎国行〈他国〉　◎清則　◎清光

腹巻屋　行家子　稲屋子
◎助長〈他国〉　◎行次〈他国〉　◎行清　◎行国

清長子　助長子　三﨟房屋清家子
◎清里　◎清宗　◎助家　清持

稲屋次男、叡実法印当職補任之、　稲屋子五郎
友行
〈永正八〈辛未〉十月　日〉　行長〈永正十〈癸酉〉十月六日新補行房カ養子成〉

（22オ）

永正十四〈丁丑〉六月十日当職トシテ出之、自身礼ニ来ル、
助宗〈公人新補、腹巻屋次男〉〈大夫都維那頼実《代ニテ、》叡実法印方補任書成之者也、〉

一、公人新補　永正十六〈己卯〉十月九日
行真〈当大炊弟例式百文持参之、〉
大夫寺主補任成下之、〈則兄弟礼ニ来リ補頂戴之、〉

永正十六〈己卯〉
一、同十月十日　六堂一﨟船屋行次カ闕也、
大仏殿堂童子職新補
行正　〈行光カ子、一﨟船屋行次十月十日ニ死去、闕ニ新入、〉

（22ウ）

行光父子今日十日樽両種等持参之シテ礼ヲ申、補任可成之
由申契約之、然処今日吉日之間、先公物雖無皆納、御補任可
被下候由申間、父子請人之由、堅契約候間、則補任遣之者也、
任先一貫文分運上之、

一、公物之米、《大仏殿》仏性升十石カ、是之十合升ニ七石在之、六貫文ニ堅侘言
之間、其分ニ免之、米私市九升、又ハ一斗ハカリウリカヒ在之、然者十合一
石斗ニ宥免也、又十月廿一日ニ補任使遣之、赤飯并サウメン・アワヒ已下ニ
テ三献在之、任嘉例之儀者也、則如嘉例二百文使ニ運上之、行正シヤウハン
ト云々、両度迄樽肴ニテ、ワヒコトニキタルモノ也、

○23丁は内容から26丁と27丁の間と判断されるので移動する。

（24オ）

永正八年〈辛未〉二月廿五日ヨリ叡実法印執行職相当、正宝院大進寺
主之三ヶ年已満シ、其次任其職者也、

当寺公人新補之記

公人新補〈当職初度〉

友行　永正八年〈辛未〉十月十三日

稲屋友安四番目子、即体礼ニ出、補任ヲ頂戴之、礼ヲ二百文持
参之、〈兄〉安行同道シテ礼ヲ申也、

（24ウ）

永正十〈癸酉〉拾月十八日

公人新補

行長〈大仏殿之五﨟稲屋友安カ子五番目之子、則筒屋子真清職掌ニテ召、
礼ニ出、補任頂戴〉

補任書出、対面シテ遣之、則例式百文沙汰之也、

〈此行長ハ大仏殿童子三﨟行房之養子ニ遣之由、是ニテ申上者也、〉

（三行分白紙）

（25オ）

永正十四年〈丁丑〉六月十日　公人新補在之、為当職書成之者也、初度之補任
成下、

当寺公人新補之体

助宗〈腹巻屋次男〉

永正十四〈丁丑〉六月十日補任書下、例式百文持参之、代物ハ
八日ニ上之、補任ハ十日ニ取之、

此補任ハ子大夫都維那頼実可書成之処、伊賀ヘ罷越之間、叡実法印為代官

書下之者也、則助宗職掌ニテ執行所ヘ参上之、今一人同道シて、任嘉例之
儀者也、

永正十四年〈丁丑〉六月廿九日　公人丸新補在之、大夫都維那頼実〈当職〉

（25ウ）

公人新補　　　　　　第二度　為当職書成
清堅〈筒屋真清子、生年十六歳親清氏カ孫嫡、稲屋友安カタメニモ孫也、〉
丁丑六月廿九日補任、例式百文持参之、任嘉例者也、
大夫都維那頼実カ代ニテ法印書下之、

公人新補
清俊〈西転害郷清安カ次男、永正十五〈戊寅〉卯月五日〉
大夫都維那補任書下之、例式十疋持参之、大夫法印代ニテ書成之、

（26オ）

即体、自身礼ニ来リ、補任可頂戴之処ニ、兄卯月五日来リ、侘言之間、即体
礼之事免之、補任状出之、

（白紙）

（26ウ）（白紙）

（23オ）

大仏殿主典職之事　〈執行所ヨリ、主典ノカハリニ新補之者也、〉
今在住之主典

押上市ノ辻子
五郎三郎　補任所持之、　同在所ニ住ス
三郎次郎〈フニン二ツ分在之、〉
西院ニ住ス、カルイト云茶ヤ
孫三郎　任在之、　今小路ニ住ス
孫二郎〈此者事ハ、永正十五〈戊寅〉十月十八日ニ新
補、任料三百文致沙汰也、〉

（四行白紙）

（23ウ）（白紙）

（27オ）

大仏殿主典新補案
補任　大仏殿主典職事
国光男
右、所補任彼職寺家宜承知、敢以勿違失、仍補任状如件、
永正十五年〈戊寅〉十月十九日
執行寺主〈在判〉
任料三百文分《口入公人》行元持参之、則補任書遣之、

（27ウ）

大仏殿
典職事〈四人分〉
押上　同　西ノ院カルイト云　今小路〈永正十五戊寅十月十九日〉
五郎三郎　三郎二郎　孫三郎　孫二郎〈今度新補、〉

一、当寺小綱新入　〈永正十七〈庚辰〉卯月十一日小綱宗賢之子〉
実名ト補任書成、
兼祐〈仮名ハ順禅ト申、惣而小綱分之者、仮名実名ト申事、無其例、補
任云兼祐ト書下者也〉
然処、任料百文之処ニ、色々宗賢度々来リ
○以下、現状では新補表紙（白紙）がある。
（薬-2-109　22オ）（丁付け）「廿九」
侘言スル間、半分定五百文ニテト申ハセトモ、一銚子〈両種并〉茶已下持
参シテ事ヲ□□シテ侘言スル間、三十疋分ニテ任料□□前代未聞之
陵爾ナレトモ、アマリニ〳〵、堅歎詫言スル間、無力、補任書成者也、次
即躰〈今日〉得度之間、明日兼祐可同道、御礼可申入候由、堅《■■》許
諾シテ、ヲヤ宗賢請取之間、補任宗賢ニ遣之者也、所詮百疋分カ、七百文
分カハ、トリツムヘキ事也、則十二日ニ父子礼ニ来ル、少綱衣ニテ礼ニ可
来之間、直《トツ》垂ニテ来事、以外之慮外也、
（上部余白）「惣而公人・小綱或裝ニテ礼ヲ申者也、今度チキトツ太以不可然候、令故実者
也、」
但中御門□宮之間、大概ニテ先見参衆者也、於向後ハ衣ニ□□
（薬-2-109　22ウ）
本式白衣ニテナクワ不可対面者也、
（白紙）

○この間は中欠か。以下は別の冊子の断簡の可能性があるが、内容の関連性から便宜的に掲載する。
（薬-2-109　23オ）
大炊子　清宗子
行宗　清長〈天文五年丙申補任出之、〉
清安カ子
清友〈戒壇院童子補任出之、天文六年丁酉正月廿二日〉〈任料雖為弐貫五百文、正
円方堅□間、三十疋指置、二貫二百文納之〉
清持〈大仏殿堂童子補任成之、天文七年戊戌十一月十八日、日付ハ廿日ニ沙汰之、
行正十月八日ニ死去之闕也、任料慥々侘言之間、二石指置、八石納之、一
駄ハ、初コン餅、二コンウトン、三コンタウホ、魚入タルスイモノ云々、〉
大炊子
安行〈天文十四年乙巳十月十三日補任出之、〉
（二行文白紙）
（薬-2-109　23ウ）
（異筆）
補任　勾当職両勾当職之内、正勾当入
慶長二年丁酉十二月朔日、入置申候任料種々侘言、四聖坊之内、卿公被申間、不
及力、五斗分同心申入置候、重々不及例候、権勾当今無之、委注置畢、
補任　公人〈転害之喜兵衛三男〉
慶長二年〈丁酉〉六月入置申、
（二行分白紙）

9 東大寺執行所日記（薬二‐一〇九号）

（後補表紙ウワ書）

永正二

東大寺執行所日記

叡実記

（後補表紙見返し）（白紙）

（1オ）（白紙 ○表紙欠）

（1ウ）（○表紙見返し）

東大寺大湯屋之日事

二日　五日　九日　十三日　十七日　廿四日　廿八日　毎月

如此、

五節供ニ毎度在之、　六月五日〈上人之御房御仏事之湯在之〉

惣而湯分三綱所皆以湯屋入者也、

東大寺十二大会

大仁王会〈撰吉日行之〉　花厳会〈三月十四日〉　仏生会〈四月八日〉

小五月会〈五月五日〉　万華会〈六月十四日〉　千華会〈六月廿四日〉

解除会〈六月廿八日〉　妓楽会〈七月十五日〉　千燈会〈十一月十四日〉

法花会〈三月十六日〉　万燈会〈十二月十四日〉　方広会

以上十二大会

執行大夫法橋叡実（花押）

（2オ）

永正二年〈乙丑〉九月十三日手掻会執行之、

一、田楽頭人　禅花坊大蔵卿権律師英経

勅使御下向〈勧修寺殿〉　威儀御馬三疋、自京都下、

会行事執行兼帯　大夫法橋叡実

時寺務尊勝院、出世後見大夫法印秀海

同年十一月十九日ヨリ五ヶ日法花会始行之、

講師次第之切口

一、講師　大夫法印権大僧都　委（秀）海〈清涼院一老法印也〉

一、探題　大蔵卿権少僧都英経〈禅花坊時ノ二﨟也〉

（2ウ）

手掻会・法花会等之日記、別紙書置之、

一、寺門評定之記云

正勾当快実〈乗禅房〉〈東南院上北面也〉去夏之比死去畢、

同東南院上北面　賢専房

然而彼養子祐盛　勾当事望申間、致披露令治定了、然小綱方列

事、近年一貫三百文之由、小綱方申、日記出畢、勾当方只三百文之
由、如形以支證歎申之間、両方共ニ有支證、結句小綱方乗禅房時分
明、一貫
（3オ）
三百文請取分可及起請文旨、披露之間、以折中之儀、八百文可有沙汰
之旨、勾当方ニ被下知　号（畢）、仍其分落居了、依評定為向後記之畢、
　　文安五年〈戊辰〉十二月廿七日《信花坊》年預五師賢祐

一、永正四〈丁卯〉八月七日ヨリ至十一日五ヶ日真読之大般若八幡宮於南北
之御廊在之、南北之御廊障子已下悉以取放、旗・花曼ヲカケ、厳重之導
場云々、寺僧上卅人ニ配帙已□
（3ウ）
信読之、開白《導師》一臈法印秀海《法服ニ》縫袈裟・鼻高、其外之
平衆ハ重衣ニ白五帖、又於新造屋集会シテ自其、至楼門南北之廊ヘ出
仕、卅人ツヽ次第〳〵ニ真読之、其外之若衆之寺僧ハ、於新造屋大般
若転読之、同重衣ニ白五帖、辰鐘ヨリ初而日定一両度御廊ニ上、真読
之、次十一日之結願之導師~~今蔵院大貳律師盛縁~~（無量寿院律師実厳）法服ニ縫ノ袈裟如開白
之儀、又大般若之札各在之、

一、去四月六日〈永正三丙寅〉
東室之実儼卿律師之弟師両人民部卿公ト
（4オ）
専覚房ト霍執在之、差遣下部故之事云々、依之専覚房之頭ヲ民部卿ウ
チワル也、去法花会執行之時、講堂前ニテ禅花房之弟師少納言公ト如
意輪院之弟師中将公トロ論ヲ申合、頭ヲハリアヒ、以外之物忩ニて、
是モ未盡成敗、依被処無沙汰、如此物忩出来哉、又於如意輪院宰相公
ト了順房ト有霍執、了順房カ頭ヲウチワル、是モ黐而寺僧中一両輩仲
人シテ、即時令落居、如此度々儀寺門厳密之無成敗之條、近比曲事
云々、

七日　永正三年〈丙寅〉歳引付
一、去卯月六日於東室民部卿・専覚房霍執之事、
（4ウ）
下部之緩怠ヨリヲコル事也、剰専覚房ヲ下部之身トシテハウ（棒）ヲモツテ
打擲スル事、前代未聞之悪逆之上者、於大講堂集会シ彼下部之住屋被
　破却也、又民部卿・専覚房ワ黐而田舎ヘ罷下也、
六月六日

就東室民部卿・専覚房霍執之儀、民部卿カ親族方寺門へ状ヲ入ル、依
之、於二月堂神水在之、又其後彼弟師両人帰住、

九月十三日

一、普門院之禅師公依乱行不法之儀、先年寺門ヨリ加罪科之処、以澤蔵軒威
勢、押而寺門へ入寺、如此

（5オ）

罪科人押而沙汰之次第、前代未聞之儀也、然処、彼禅師色々対当年預
〈信花坊少将五師英海〉方へ、公事ヲ被申懸、今之折節之猛悪之時節
之上者、為寺門色々内儀申、最寺門ヨリ免除申、御棰之代五百疋分被
進上、無為云々、又其中間衆口之銭トテ年預方へ事煩敷間申懸之間、
中間衆へ五百文被出、惣而寺門之儀ニ口之銭ナント被出事、当職凌爾
至極也、今更珍シキ事也、於向後之疵也、寺門内々曲事之由、各被申
号（畢）、

潤十一月五日夜

一、於東室今夜亥剋已前ニ挿野心専覚房、民部卿ヲ刀ニテ四刀五刀ツキ（突）
テ、手ヲヲウセ、驪而其夜逐電、

（5ウ）

前代未聞之儀云々、

去五日

一、於東室辺民部卿・専覚房喧嘩前代未聞、越常篇、今日廿二日寺門集会ア
テ、民部卿・専覚房任故戦坊戦之旨、各十ヶ年ヲ限被加罪科　号（畢）、今
迄如此延引モ年預信花坊之無沙汰故哉、

十二月十四日之暁

一、西室宮内卿之得業之部屋へ盗人入ル、物共悉以取リ、剰弟師大蔵卿ヲ手
ヲヲワス、経蔵面ヲ切入、如此沙汰之事、存外之次第也、

（6オ）

永正二乙丑九月上旬之比

一、正勾当堯延〈重俊〉対東南院之儀、不法緩怠之儀、越常篇、剰薬師堂之
壇供已下令押妨之間、御門跡（徒）中於東室辺集会之、御門跡之被放下北面
并正勾当職之儀、被召放畢、則於寺門被牒送之間、勾当職、執行叡実
得其意、堯顕〈重実〉ニ新補ス、任料已下之事、実相坊・顕宗房取嗳
被致其沙汰畢、同少綱中へ勾当之一献在之、如形七百文ニテ笠坊被継
属無為云々、同

（6ウ）

《興福寺之中綱也》顕宗取合云々、〈堯延・重俊正勾当之時、少綱方へ

ハ以顕宗方取継、六百文分一献□出之、無為云々、執行方之任料ハ如
形一貫六百文分ニテ、顕宗房被託言、〉
一、長享三年〈乙酉〉三月廿八日、於八幡南北之御廊経供養執行之、施主一
﨟法印密乗坊英祐、時之年預侍従五師円禅坊住ス、
別当西室殿公恵僧正、
職衆卅四人、引頭加二人〈大夫上座叡実、正宝院中将〈都維
那〉守芸、〉饗料一斗下行之、〈寺升定、自密乗坊所下之、〉
一、正勾当驪而実正之体相定可申、今先カリノ名代計也之由賢顕方約諾之、
依之任料モ今如形分也、於已後ハ可為本式也、
（7オ）
永正四年〈丁卯〉之引付、
正月五日、此壇供之事、大仏殿第二夜於堂内自連ヲ取ル、少綱自連ヲ
持、硯ヲ公人持、一座ヨリ交名ヲトリ、次第〳〵官位交名
ヲ書、成業分ヲ取終テ三綱所、三綱所ヘトリ終テ、方広衆
ニ至ル、
大仏殿修正第二夜之壇供所下之、〈自分二枚請之、加分可下、〉当年修
正無之、雖然壇供上笠間之庄役トシテ所下之、

大仏殿第二夜之壇供三百枚上笠間之庄役也、
定入物算合日記
廿枚年預五師分、廿枚正勾当分、廿枚楽所分、《可随時之人数》十枚少
綱五人、年預少綱一人、堂達二人、自連取二人、
（7ウ）
七枚杖切、七枚七堂、卅二枚公人中《可随時之》人数也、五枚散所、
一枚寺木守、三枚主典、一枚花摘、一枚硯持、一枚札持、一枚中門力
者、一枚医師、一枚陰陽師、一枚小目代、二枚両堂聖、二枚正勾当、
七枚七ヶ夜之導師、一枚権勾当、
以上合百四十四枚、
残百五十六枚、
官位加分之事、
（8オ）
法印加〈三枚〉、僧都加〈二枚半〉、律師加〈二枚〉、擬講加〈一枚
半〉、成業〈一枚〉、　中﨟〈半〉、四人大〈准成業、仍一枚〉、
七ヶ夜之導師分事
秀海、英経、盛縁、秀恵、良範、実儼、年預五師、于時信花坊少将五

師英海、
　永正四〈丁卯〉正月五日、又第二夜之自連ヲ年預ヨリ勾当ヘ被渡
也、正月五日正勾当年預所ヘ出、第二夜之自連ヲ以テ算合之、居肴餅
菓子以下ニテ三献、年預之振舞在之、
（8ウ）
自然正勾当指合之時者、権勾当罷出、算合在之、壇供下行之、
一、九月九日ヨリ至十一日迄、於二月堂祈禱三ヶ日在之、観音経已下当寺安
全之祈禱也、
一、興福寺於南円堂大般若経在之、今度当国武家就乱入之儀祈禱也、九日ヨ
リ至十一日迄在之、
一、当寺於執金剛神、十二日ヨリ至十四日三ヶ日分祈禱在之、当寺安全之祈
禱云々、
一、河上之損免、依百姓等歎申、損免自寺門遣、当年ハ風不吹、日テラス、
悉以豊饒之処、如此之儀、年預信花坊英海取継披露之段、
（9オ）
不可然哉、
一、東南院殿御門主、不相定之間、門徒中致評定大少之事、被相計也、随而
東南院之御門跡ハ自余之院家門跡ニ相替、御門徒之集会ニ祗候人相交
テ、相共ニ致評定事定例也、則今度任其例、度々集会ニ罷出ツ、然処、
無故一両輩不可出之由被申合、及二三度集会ヲ不相觸候間、曲事由院勾
当方ヘ申遣、其後就御門主之儀、可有集会之由、相觸候間押而罷出候ヲ
見テ、軈而集会延引之由兄弟申候間、
（9ウ）
自東室殿罷帰、其後者集会実相坊重祐得業申合押置者也、然処、就今
度春日社御造替之儀、今在家橋之事可有其沙汰之由、牒送之間、御門
跡中ヘ可有披露之由、《惣寺年預、》院勾当ヘ被申送、雖然集会破、于
今無其沙汰候由返答在之、如此厳密之他寺牒送ニ、返牒遅々不可然之
由候、所詮就薬師院之儀、集会出仕之事、不可然候、出仕候様ニ可申
調トテ、実相坊ヘ密乗坊以下、申合門徒中之内儀相調、薬師院出仕不
可有子細之由申定、惣寺年預密乗坊之一行ヲ
（10オ）
実相坊ヘ被出、則今日〈十二日〉之集会東室殿罷出、今在家橋事、各
評定在之〈彼両人之状為後證留之、〉惣而東南院之御儀御門徒中於評定
集会者、祗候人上衆少シ罷出、致評定之事、自往古定例無其紛之処、

今度如此一両輩何モ不存申出事存外之次第也、則今度罷出之上者、不
及是非之儀者也、

一、九月十五日
於八幡宮南北之御廊、為寺門安全之大般若在之、惣寺之衆一日中、

(10ウ)

一、今度当国ヘ就武家入国之儀、為寺門安全之、於二月堂今日〈十六日〉巳
初点ヨリ三昼夜至十八日迄在之、尊勝之法加持陀羅尼祈禱執行之、十九
日之辰之初点ニ結願之、

一、当年之年預深井坊顧勝五師〈顕円〉之処ニ俄違例シテ、此夏之比死去
也、然処ニ明年之年預東室之内舜賢五師延海、次第ニ切ロタリ、雖然当
年預職俄被死去之時者、年預之衆各月三ヶ月宛可被永(示カ)承当職之処
ニ、今度ハ信花坊少将五師英海九月迄年預職ヲ被存知、又十月

(11オ)

ヨリ舜賢五師被致其沙汰、明年二月廿五日ヨリハ理運ノ職也、其迄十
月ヨリ相続之也、年預職俄闕退之時者、時之年預衆、各月ニ一ヶ月宛
可被沙汰之事、旧例之儀哉、今度ハ無其儀夏之比ヨリ至九月中迄、被
其沙汰事、今度初哉、随而年預得分之事、内々及相論之由其聞在之、

一、十一月四日夜寅剋、八幡宮之拝殿ヘ盗人令乱入、拝殿之道具等トリ、剰
検校〈小二郎〉ヲ殺害ス、言語道断前代未聞之珍事也、拝殿之南之戸前
ニテ、検校生涯スト云々、結句拝殿之内

(11ウ)

ニテ小二郎生涯之由、其聞在之、則拝殿之内、血コホレ在之間、拝殿
先以暫閉戸ラルヽ也、

一、去十月之比、今度就春日造営之儀、御財木等自木津可寺納之処、今在家
橋破損之間、早々可被修理之由、自他寺切ニ惣寺ニ牒送之間、年預、東
南院門跡之門徒中ニ被申送候間、度々集会ニ披露、雖然要脚余分無之
間、三論之宗役ヲトリコシ、彼橋之用脚ニ可被沙汰之由、門徒被加評定
之間、雖無其例、無力二人分宗役トリコサレ了、

(12オ)

一人別雖為二貫八百文、舜賢房之弟師秀舜房之前一貫八百文、今一人
一貫文、合二貫八百文分宗役両人分、色々申勧橋之儀、惣寺之修理所
密乗坊英憲ニ申合、如形先以加修理者也、然処宗役ヲツフシ被沙汰
事、前代未聞之新儀也云々、

一、就今度八幡宮拝殿盗人之儀、寺門集会アテ検校小二郎無比類相働打死之

上者、忠節無其紛、仍褒美、寺門ヨリ在之、盗人則被載高札、
一、十一月廿一日ヨリ学侶櫃渡在之、経営西室ニテ
（12ウ）
用意シテ、於実相坊会合在之、大都十月中雖其沙汰、依当国武家入国
ニ如此十一月迄延引、学侶年預了順房実憲、

永正五年〈戊辰〉正月　日之日記

一、大仏殿修正無始行之故何事哉、禅花坊大蔵卿権少僧都ト無量寿院卿律師
ト﨟次之アラソヒニヨテ無之、無勿体随一也ト云々、雖無修正第二夜之
壇供事、上笠間方庄役トシテ、正月九日ニ実相坊ヨリ請之、此壇供之事
ハ第二夜之自連ヲ三綱所、於大仏殿封シテ年預所ヘ取之、又年預所ヘ正
勾当罷出、
（13オ）
年預所相共致算合年預日記ヲ出、壇供ヲ正勾当方ヘ被送遣、勾当之在
所ヨリ各以請取取之、又勾当年預所ヘ参時モチ以下ニテ一献三献在
之、然処さ様之儀ヲ略之、堯顕勾当方ヘ被申付之間、堯顕勾当頭宗引
廻之間、実相坊ヘ誂所下之云々、
一、二月十二日之暁、二月堂之内チンノ丑寅スミ焼上、結願衆食堂ヨリ早々
罷上内陣ニ入、ヤウ〳〵火ヲケシ堂無事ニ候、近代之曲事也云々、
一、大仏殿修正三月二日(ヨ脱)リ八日ニ至迄執行之、火之頭人各沙汰之、
一、三月十八日子剋ニ三面之僧坊并大講堂一時
（13ウ）
焼失、近代之珍事、寺僧衆悉以重衣・道具等ニ至迄焼失、或ハ物取已
下ニ被取、目モアテラレヌ作法也、雖然興福寺学侶六方衆、悉以クワ
イラウノ北之門ニ出、大鼓鐘ヲ突、奈良中之甲乙人ヲ寄テ調法之間、
大仏殿ハ無事云々、興福寺ニハ五ヶ條之大儀之立願在之、軈而京都ヘ
自寺門注進之、
一、北室辺之坊中、金蔵院已下ヲ初テ、火事之難ヲタスカル也、三蔵院同無
事云々、〈一向ニ無為ノ坊ハ禅花坊・惣持院・如意輪院以上三也、〉
一、今度之火事ニ東室之越前〈侍法師〉焼死、於円禅坊一人焼死ト云々、言
語道断之次第也、
一、廿三日如此荒室等焼失之間、寺門之集会大(屋脱)湯ニテ在之、
（14オ）
又廿四日ニ年預所如意輪院ニテモ在之、
一、興福寺学侶六方衆等、当寺ニ罷入奈良中甲乙人集、色々別而調法在之、

大仏殿無事、殊以興福寺大儀之五ヶ条之立願ト云、旁以重恩也、依之、
自当寺廿日密乗坊〈経栄得業〉・当年預如意輪院・実相坊弁得業以下ヲ
以テ興福寺一札ヲ被申、使節両三人也、
一、廿二日ヨリ、為祈禱、惣寺心ヲチニ、於八幡宮心経三ヶ日分在之、卯剋
ヨリ戌剋ニ至マテ一日中在之、心ヲチノ番ナル哉、
一、新年預如意輪院二月廿五日東室舜賢五師方ヨリ被渡之、
一、三月十日東南院新御門主様、自京都定被申候畢、
（14ウ）
当今第三宮ヲ伏見殿之御養子トシテ御門主ト以叡慮之儀被仰定也、伏
見殿之御儀者、今（金）剛三昧院聖珍親王之任御例、如此成下云々、則令
旨ニ武家之公方御奉書相副被下知也、
興福寺別当〈修南院〉 令旨ニ武家之御奉書相副、
東大寺別当〈尊勝院〉 同之、〈令旨ハ興福寺・東大寺別当へ東室被下以上三通也、〉
東室之禅師房 同之、〈是ハ東南院之惣奉行殊御門徒頭之間、惣門徒ニ可被加御下知儀云々、〉
官符〈古市播磨律師方へ公方御奉書、立紙〉
実相坊〈御奉書一通、折紙〉 安楽坊〈御奉書一通、折紙〉
（15オ）
其外無量寿院・宝性院・観順房・専舜房・院勾当以下へ 公方御
奉書被成了、〈是ハ連奉書〉
如此之間、御門徒衆等被成集会、祝着之儀也、然間以寺官、軈而 伏
見殿并長橋之臈へ御礼可令申入用之処、今度依三面之僧坊大講堂炎上
之儀、先以令延引者也、
一、就今度三面之僧坊・講堂焼失之儀、信読之大般若、惣寺老若衆読誦之、
廿八日結願也、
一、大講堂焼失已後、軈而勧進所ヲ立、杪勧進在之、并参銭之事、堂童子臈
屋友安ニハトラセス、勧進所へ皆以取納之、堂童子歎入ト云へトモ、先
以如此不便ナル哉、講堂之童子職事、以補任料入堂仕候処、本尊前之
参銭無許可事、且不便之儀哉、後之代可為如何事哉、自然六堂闕如之
時ハ、可有申事候哉、当執行職正宝院大進都維那之処ニ、公人中不及
是非之儀事不審候、
（15ウ）
卯月十一日
東大寺八幡宮之上ヨリ当初申酉方へ巳剋ニ以旗雲《本ハ八幡之上ニ在

也》一筋立ツ、本黒ク末白シ、軈而消、近代見事之雲也、彼西国之将
軍御上洛之由、厳密之其沙汰云々、
去七日細川之一家阿波守、依没落之儀、其外之一家衆悉以取還之間、京都之
儀破畢、依之大和ニ在住之京衆籾井已下ヲ初而、皆以山城之辺ヘ罷退、
同古市播磨律師木津ヘ引還、自其賀茂ヘ引退、然処、和州筒井方之牢人
衆十日・十一日・二日三日之間ニ、
（16オ）
筒井ヲ初而悉以出頭、次京都之儀ハ、細川之家督阿波守・民部少輔殿
存知之由、其聞在之、
一、三面之僧坊・大講堂炎上之刻、〈十八日〉東室之専舜得業信祐、浄土堂
ヘ罷向、御舎利ヲ急々堂僧所持シ奉リ、新造屋ヘ可奉移之由、被申候
間、則堂僧一両輩御舎利イタキ奉リ、専舜得業ト同道シ、新造屋ヘ罷向
之処ニ、専舜房於彼屋請取、堂僧ヲハ其ヨリ浄土堂ヘ返シ置、彼御舎利
新造屋ニモ不奉置、私ニ所持シ、行方不知ナル、軈而次日、於院勾当今
蔵院集会シ、急々彼御舎利浄土堂ヘ可被返付候由、度々申遣候処、令無
沙汰之間、及数度加催促候処ニ、二三日ヘテ於宝性院之井之ハタテ懐ヨ
リ御舎利ヲ取出、堂僧ニ被渡之、言語道断
（16ウ）
前代未聞之悪逆也、寺門軈而集会シ専舜得業ヲ加罪科者也、然間為可
此御舎利取配立ニ、東室之門ニ火ヲ付之由、甲乙人及口遊、但此子細
ハ人之申事哉、寺僧ヲケカス躰、不可有凌爾儀事也、
一、就今度講堂・三面之僧坊炎上之儀、於彼焼跡万部之御経可奉読之由、天
王寺之十穀競望之間、然者軈而可罷上可加談合之由、寺門之返答云々、
〈時之年預如意輪院春芸〉
一、去七日八日之比哉、於八幡宮〈大宮殿〉水垣之内ニテ神人二三人酔狂ヲ
シテ喧嘩ヲナス、剰血ヲ出畳已下御供所ヘハコヒ出、前代未聞之沙汰之
次第也、則神人三人被加罪科畢、雖然社内血気之儀可為如何事哉、例之
寺門又以贔屓之儀可被処無沙汰候哉、
（17オ）
一、三月四月之二ヶ月分之両宗談義令闕退、故ハ今度講堂・三面之僧坊已下
炎上ニ付、寺僧衆不便ト云、取乱ト云、旁以如此先以延引哉、
一、寺門集会之事、荒室炎上之上ハ、其已後ハ一円於大湯屋在之、
一、当年正月之大仏之修正、禅花坊大蔵卿ト無量寿院卿律師ト付臈次相論之
儀、延引シテ三月二日ヨリ修正執行之也、于時会行事正宝院大進都維那

寛盛、差帳被致其沙汰、又当年会行事之番叡実法橋也、則八月一日ニ八
幡宮小使出榊ヲ下、

(17ウ)

一、六月廿八日之解除会之事、大講堂炎上之間、於油倉亭殿被執行之、時之
年預如意輪院執沙汰也、講堂々童子稲屋友安仏供燈明等可致取沙汰候
処、講堂炎上トテ堂童子依不被居、仏供燈明、別人ニ被申付哉、依之小
綱已下申事在之、七堂方ヘ被申付仏供燈明拝領之由、其聞在之、更以不
盡理子細也、

一、今度西国之公方、大内供奉シ帰洛之間、寺門ヨリ御礼被申、寺官無量寿
院実儼権少僧都以其次東南院新宮御門徒中ヨリ、御樽已下大裏・伏見殿
〈被上、御礼被申上、〈并寺門ヨリ、公方其外大内方、所々樽被送之、〉

(18オ)

一、四月花厳宗談義、三面之僧坊炎上ニヨリ八月一日ヨリ至廿一日迄在之、
例年尊勝院薬師堂内談義如意輪院ニテ在之、夕談義三蔵院〈惣読興春卿
得業〉、

一、去七月廿一日公方将軍宣下、同大納言宣下以下、大裏御拝賀在之、〈大
雨云々、〉御参内之躰、任先規在之由聞云々、

一、去八月十二日拙者法眼之口宣、於寺門可被披露之由、口宣ニ折紙ヲ相
副、当年預如意輪院〈卿五師春芸〉ヘ遣之、則廿五日於集会披露在之、
軈而自年預、口宣此方ヘ被返付、時年預〈卿五師春芸〉此口宣一乗院
殿、今度御上洛之時申沙汰アテ被下之、祝着之、法橋之口宣ハ東(南脱)院殿
ヨリ申沙汰アテ被下之者也、父快実法印之口宣ハ、大乗院之僧正殿

(18ウ)

申沙汰アテ被相副御書被下忝存者也、則於寺門致披露、任法印八十歳
迄執行職令存知、十二月晦日往生云々、　永正五〈戊辰〉八月廿七日
法眼叡実（花押）

都維那・寺主・上座迄ハ当寺々務之宛文ニテ昇進、時之出世後見執申
沙汰、則出世後見書成也、毎々於寺門披露、但都維那之事ハ初度之三
綱補任之時、寺務之以御下知、出世後見方書成、法橋・法眼・法印ハ
毎々大裏当官ニ伺申、口宣申下テ、口宣ヲ於寺門披露之、時之年預五
師付之、於集会披露之申書状、相副口宣、被返付者也、〈時之年預卿五
師春芸〉、

一、九月六日夜半、山上堯延〈重俊搦捕〉就東南院之儀、不法越常篇之儀、
門跡之下北面ヲ已前被放、祇候人ヲトカル并東大寺正勾当職同被召放

了、然処ニ東南院之
(19オ)
薬師堂之壇供、北伊賀廣瀬庄ヨリ運上之処ニ、無故於路次押取之間、御門徒等加評定、三論御宗へ牒送シ、五貫文之勧賞之被載、任其面堯延法師ヲ筒井之河崎搦補、時之年預如意輪院へ被渡之、東南院壇供之儀者、一定、又三面之僧坊・大講堂焼事、堯延所行哉之間、今日糺問之由被申合者也、仍以罪怠儀難遁者也、此者之事ハ東南院上北面堯円上座之〈ヒトリムスメノ〉ノ腹、父ハ秋篠祖子宗覚房《西大寺衆徒》之子也、堯禅〈重祐〉か子ヲ堯延ト云、実名重俊ト云、然処ニ院司役下北面職之間、携其職之間、雖為上北面、下北面ニ致競望越其職者也、

一、八日於北御門薬師堂辺堯延糺問、老若廿人之沙汰人ヲ差衆徒已下申合、沙汰衆〈西村〉筑後公被申付糺問之、公人并
(19ウ)
少綱已下ニ加下知糺問之メシウト、堯延召出時者、七郷民以下召出、坊禦之儀被申付、堯延〈メシウトヲハ〉六堂之一臈船屋清次申所々、被預置、各々坊禦之儀堅被申付者也、爰ニ不思之儀之事在之、先年東南院之薬師堂壇供、北伊賀ヨリ上之処ヲ、度々押取間、被載高札、又糺問之儀、又八日之日、於薬師堂在之、又十二日ニ糺問言語道断之次第也、

一、当寺之召人之事、上代者、公文所〈執行所事也〉ニ召置、沙汰衆・公人已下ニ申付加糺問、依為鎮西米之納所、号ス公文所ト、惣而寺門之事、内外惣別大少之事、悉以執行所ニ執沙汰之、然処、鎮西米依不納之儀、諸事令退転、中比ヨリ衆徒方へ被命沙汰衆沙汰之、応永之比、兵庫舟盗人糺問之時モ、此分、又其後、油倉盗人糺問之時モ、沙汰衆・上綱・公方執沙汰之、今度堯延糺問、寺僧手ツカラ糺問之事、
(20オ)
今度弥新儀云々、殊若輩衆等凌爾之至極也、

一、九月十三日、就堯延捕人之儀、於二月堂神水之集会在之、寺門老若之集会也、実相坊重祐得業之身上之事也、同十六日ニ又於大湯屋集会在之、以外之物忩之集会也、

一、去八月一日例年会行事方小使之事、叡実法眼当番之間〈永正五戊辰〉歳分ニ小使出之、毎度、時之検交(校)会行事へ案内ヲ兼日ニ申上之処ニ、去年之冬比、八幡宮拝殿盗人打入検校小二郎ニ生涯サスル間、于今検校

之躰無之間、不及例年之案内之儀間、会行事方ニ以故実、八幡宮へ小使
上之、已鐘撞ニ出之、兼日ニモ当日ニモ毎度
（20ウ）
検校経案内事、旧例云々、今度検校之躰及闕退之上者、不及力小使出
候、於向後者、可得其意者也、
一、会行事職之事、三綱中各承之、致其沙汰者也、但執行職之躰者、会行事
職ヲハ不存知候也、乍去近年ハ、以寺命之儀執行職之躰、会行事兼帯、
旧例之儀者、執行躰難不存知、近年之儀者兼帯也、別紙在之、
一、九月廿一日於大湯屋有集会テ、ソレヨリ三倉之下へ引移シ、集会シ、実
相坊〈弁得業重祐〉里坊進発之、竹木已下拂ワレ畢、彼坊ヲ令進発、ソ
レヨリ又三倉之下へ引移、立集会シテ、実相坊之被官之
（21オ）
少者靏若カ家ヲ又進発在之、弁得業重罪之、剰又如此、靏若カ家ヲ被
破脚事、重罪之上之重罪候哉、如此之子細ハ、就今度尭延捕人糺問之
儀、実相坊東室ニ火ヲ付候へ、火ヲ付ハ舜賢五師ト無量寿院トノ公
事、可仲人ト被申候へ共、終ニ火ヲ不付候ト申事ニ付テ、実相坊難遁
其罪、然者以湯誓文可被開之由、為寺門被申送之処、湯誓文之事者、
両方相対シテ対決ヲイタシ、猶以不事開者、其時自身可為湯誓文取之
由返答之間、此上ハ其科極成之段、無紛トテ加罪科、彼里坊・同靏若
家已下被進発了、軈而弁得業ハ逐電、又尭延者、至于今迄被籠在者
也、返々尭延白状ニ
（21ウ）
我等ニ実相坊直ニモ東室ニ火ヲ付ハ、無量寿院、舜賢房可為難儀候、
其時可仲人之由被仰、又コシウトノ村嶋与九郎ヲ以テモ可火付之由、
被仰事候ツレ共、終火ヲ不付候ト申事候間、弁得業モ彼村嶋与九郎方
ト遂対決、猶以無一進之儀ハ、其時自身可湯誓文之由、寺門へ返牒在
之ト云ヘトモ、其分寺門無承諾、終進発之、里坊之竹木已下迄ハラワ
レ了、前代未聞之次第也、又寺僧中坊ヲ直ニ被令進発之事、且無其
例、不可然之由、集会ニ色々雖被加評定、先年就東南院之常盤井之宮
御門主之儀、院勾当三位律師方之里坊ヲ、実相坊大将トシテ官符〈古
市播磨律師〉ト引汲シテ被加進発之上者、其例在之トテ、彼里坊被加
進発云々、
一、三論宗四月之談義依講堂・三面之僧坊炎
○この間、22丁・23丁は薬二―一四一執行方諸補任成下引付（8号）の断
簡が混入する。翻刻は同号末尾にある。

（24オ）
上之儀、令延引十月二日ヨリ至廿一日、執行之、夕談義ハ無量寿院ニ
テ在之、依炎上、■■■内談義於今蔵院在之、朝本談義ハ唐善院之薬
師堂ニテ在之、惣読無量寿院卿僧都実儼房、
一、執行職之補任之事、以寺務之御下知出世之後見方被書成之、補任料一向
ニ無之、補任使ニ三献、何ニテモ可随其時、同使之引出物三百文在之、
寺務ヘハ御礼何モ無之也、出世後見方ヘハ瓶子一双ニテ、指樽一荷ニテ
モ両種相副送之、則自身礼ニ出ル也、其当職之心々ニ可随者也、
（24ウ）
一、三綱初補任之事、以寺務之御下知出世後見方被書成之、初補任之書成
ニ、都維那タレト被書成者也、是も補任料一銭モ無之者也、
一、寺主上座之事、以寺務之下知、出世後見方被書成之、兼日ニ以出世後見
寺務方ヘ申入、伺取之者也、是モ補任料一銭モ無之者也、次法橋・法
眼・法印ハ大裏之口宣ヲ致頂戴、於寺門、以時之年預方披露之、
一、法花会々料之往来之補任ハ、会料之時之納所ヨリ補任取之、是モ任料無
之者也、
一、御八講之補任ハ、出世後見方ヨリ被出之也、是ハ補任

（25オ）
料二百文在之哉、各別紙書置者也、
一、東南院御門跡之坊官侍之間之事、イカニ昨日今日法師ニナリ、雖為若
年、カリソメニモイカニ法橋已下之、雖為厚年之衆徒輩、其之次座ニ不
可着座、則故水門快賢五師之時、拙者叡実得度之時、衆徒之次座ニ不着
座、同寺僧之面々、得業之面々之下ニ不可座者也、凡三綱所之儀、一段
規模事、坊官已上之躰、別而可得其意者也、両寺之衆徒之事者、三門跡
之上北面之シユンキヨ也、北面トハ戒臈次第也、東南院之門跡之事、為
竹薗之間、大乗院・一乗院之両門三段相替規模之門跡也、依之御内仕已
下ニ至迄一段高位之儀、不異之于他者也、
（25ウ）
一、十月十二日堯延〈重俊〉興福寺ヘ被渡、東大寺之寺僧老若十人雲居坂迄
罷出、興福寺寺僧六方衆十人同在所ヘ出合、堯延ヲ請取之、東大寺ヨリ
ハ七郷之者具足・長具足以下ニテ郷民ニ防禦サセ、公人丸五人ニ堯延召
具サセテ、寺僧衆被出、興福寺ヨリ南里市衆已下、是モ物具長具足ニテ
防禦サス、公人五人罷出、堯延ヲ雲居坂ニテ請取之、ナワ取公人行定・
興福寺公人箙屋友貞請取之、驪而縄ヲカケナヲス、東大寺寺僧衆ハ、ア

ケスノ門之前ニ一面ニ居、興福寺六方衆ハ雲居坂ニ一面ニ居、則今(金)堂
前へ堯延召居、ソレヨリ衆徒申合十三日ニ申剋ニ、任其例河原者ニ申
付、興福寺大築垣廻シテ被誅畢、究連々悪逆、終被切
畢、

(26オ)

一、就今度堯延糺問之儀、両度之糺問、簀(責)手粉骨分ニ百疋清安仕丁下行
之、又此間堯延被召籠置間、公人中防禦色々奔舞粉骨付分、惣公人中へ
三百疋分下行之、又堯延日別之下行、日ニ百文宛被下行畢、惣而糺問之
事ハ、第二度分也、初度足ヲハサミ、第二トメ水簀也、両度共以如此、

一、又シウ人糺問之事ハ、往古ハ公文所〈執行所事也〉被致其沙汰、中古ヨ
リ衆徒中へ被申付、沙汰衆罷出被致其沙汰、簀具等之事ハ公文所ヨリ、
先年親快実法印之時迄ハ、被出事在之、乍去今度之事ハ年預所如意
輪(院脱)卿五師、一円簀具被出之者也、公文所方ハ今度正宝院大進都維那

(26ウ)

一向ニ見物シテ不被存知者也、

一、衆徒沙汰之衆糺問之儀、被申付被致其沙汰、別而粉骨分ニ百疋分下行
之、

一、就東南院薬師堂壇供、堯延押妨之儀、最初被載高札、惣之三論宗ニ被申
合五百疋分也、此内二貫五百文東南院方、二貫五百文三論宗惣方ヨリ可
被出一決也、先東南院方此十四日、於院勾当無量寿院集会シテ、二貫五
百文可被出之通一決也、

一、河上三斗米執行得分之事、当年戊辰ノ年二月廿五日午剋ヨリ正宝院大進
都維那三年之間、被越其職之間、五斗二升七合〈河上升定〉於宝性院之
内親舜得業公恵、二ノ名ヨリ以請取被請取也、三年之

(27オ)

間ハ大進都維那可被取之也、又辛未ノ年二月二十五日午剋ヨリ、此方
父子之間ニ執行職可存知者也、此執行得分五斗二升七合ト、法花会料
二貫八百文執行得分ト、花厳会料一貫二百文トハ定入物ニテ、如何様
之借物、又ハ修理何之要脚等ニツフサルヽトモ、於執行得分ニハ定所
下之間、寺門所下、自往代被定置所也、悉以無相違、則今度堯延高札
銭ニ、三斗米口引悉以惣ヲツフシ、雖被出之、於執行得分ハ定所下ト
テ、正宝院大進方へ七ノ名観順房方ヨリ被下行之、何モ〳〵定所下ハ
皆以下行也、

一、執行職之事、正宝院中将寺主守芸、筒井成身院立入、以彼威勢寺門之

面々相語、一向ニ三綱中次座ナカラ、三綱中一﨟職理運往古之例、至于
今無其紛之処ニ、無故可押妨企結構、前代未聞之悪逆之処ニ、
（27ウ）
神罰哉、疫病之床ニ伏、一七日ニテ、軈而令死去、又其子大進都維
那、筒井成身院へ立入、猶重而相語当職可令押妨之企、寺門之面々引
汲シテ、当職一円ハキトルヘキトス、雖然、自已前越智弾正忠ノ以扶
持、叡実、於寺門、子細色々申分之間、寺門難糺決哉、又筒井成身
院、権門勢家ニ恐ヲナス哉、終正宝院方ヲ不相退シテ、以寺門之儀、
時之年預宝性院舜賢、五師延海、仲人ヲ色々被申合、被加教訓間、破
往代之旧例ヲ、以新儀之仲サクトシテ（籌策）、無力三綱中三年宛ノ各廻職ニ
申合者也、於当職之代、又如此旧例ヲ破、新儀非法、雖為口惜題目、
当時之筒井成身院無理ヲ申カケ、殊正宝院方之儀、
（28オ）
聖武天皇以来之三綱之掟旨ヲ破、恣ニ致沙汰之間、時ニシタカフ習ナ
レハ無力、三綱中之三年ツヽ各々廻職ニ所申定也、則寺門之チウサク
ノ成敗状一巻ツヽ両方へ書分被送置者也、別紙ニ在之、於自然之儀
ハ、彼一巻之書分ヲ可召之、然間、執行職之事、自今已後ニイタリ、
縦雖若輩之族タリ（下脱）云トモ、三年ツヽノ廻職之上者、三綱中老若ニヨラ
ス、又父子之間ニヨラス、三綱中廻職之上ハ、三年宛各年ニ可越其職
者也、二月廿五日可為期限、先年之執行職一﨟職死去之刻、次座之二
﨟ニ彼職ワタル時、鎮西米ノ大升ヲ職ノカワリメニ取渡也、其升今度
サル子細ニヨリ紛失之間、
（28ウ）
職替不及申子細、二月廿五日ヲ期限ニ相定者也、以自他可得其意者
也、今度正宝院大進都維那、次叡実法眼カ子可存知者也、然間、正宝
院之中将寺主悪行企之間、無程疫病ニヲカサレ、終ニ死去ス、是併仏
神罰哉、又其子大進都維那只今無故越其職、自是又更以非理運之儀、
所詮彼正宝院方ノ家ノ行末ヲ心ヲカケテ、可見之者也、神慮ハ正直之
儀之処ニ、如此無理非法之沙汰之上ハ、平ニ尺迦八幡ニ可恐之、／
＼、殊越其職ナカラ、寺ニ住セスシテ一向ニ田舎ニ住シテ、如此執行
職ヲ存知スル事、前代未聞之曲事也、
（29オ）
寺門之面々零落、甚以口惜次第ト云々、為後代所記置之也、

永正五〈戊辰〉神無月之比書置之、

先執行大夫法眼（花押）

一、五月四日之菖蒲之事、公人丸菖蒲ヲ持参シテ執行所之屋祢ヲカサル、菖蒲ヲカサリハテヽ内へ召入一献在之、マナイタ肴已下ニテ、惣之公人丸祝之日記別紙ニ注之、雖然執行所近代無力ト云、一献已下大儀之間、一献之代五百文、菖蒲之代百文、合六百文之分下行之、然間五月四日時之寺務并西室・尊勝院・東南院殿已下葺、終テ其後執行所ニ参、執行所之屋祢ヲ公人トモニフカスレハ、何迄モナシ、フカセネハ、菖蒲ヲ各公人之衆進上之、

（29ウ）

敷菖蒲ハ、別而加三日テ進上之、何以御屋祢可奉葺之由、公人丸申上ル、来年可葺之由、返答之シテ、六百文分下行スル也、是ハ執行職之時之事也、

一、正宝院大進都維那、当年当職初之処、菖蒲ヲハ、納一献料六百文分不出之由、公人中申、言語道断、慮外不吉之子細云々、

一、十月廿八日浄土堂御舎利カラミヲツケナヲサル、御門徒・院勾当ヲ初而、十人計浄土堂へ罷上、御舎利奉出カラミ付ナヲサル、当奉行大夫法眼罷出、各カラミニ封ヲ被付、奉行同之、御舎利花座ニ奉納シテ、軈而舎利礼三反在之、又軈而舎利殿へ奉入、其後堂僧一献申沙汰之、日記別紙ニ在也、

（30オ）

一、十一月二日法花会料、国本六十貫文寺納之、稲屋友安罷上、則執行得分二貫八百文分正宝院大進都維那方へ下行之〈甲子年分哉〉并口別之下行七百余〈七百六十五文歟〉下行之、当年第二度之催促之寺納也、癸亥年分ハ拙者当職之所下也、永正四〈丁卯〉六月十三日納所密乗坊ヨリ下行也、

一、当年之河上之三斗米、夏供方ハ悉以ツフサレ、〈但執行得分五斗二升七合ハ定引物ノ間所下也、〉堯延高札銭ニ筒井河崎方へ自寺門下行之、

一、十一月八日ヨリ八幡宮御廊ニテ真読之大般若、至十二日迄〈五ヶ日〉在之、今度密乗坊禅栄得業〈英憲〉違例立願本服之間、読誦之、其外寺門惣別祈禱也、

（30ウ）

一、十一月十六日学侶櫃渡在之、勧学院之弟之式部卿沙汰之、於三蔵院如形沙汰之、今度之学侶之年預花蔵坊順円房也、

一、十一月廿七日春日恒例之若宮祭礼執行之、田楽頭人勧修坊浄勧房・花蔵

坊願実房、願主人猶原殿・《ヲチノ一族》高松殿、願主人、奈良入ヨリ
至当日迄天気快然、次若宮神主ヲハノケカレニ指合間、正預可被沙汰之
処ニ、又死去之間、権正預可被沙汰之処ニ、不相調之間、舎弟之少輔殿
神事之御役ヲ被沙汰、神事無為云々、

一、就今度堯延高札銭之儀、百貫文自寺門可被
（31オ）
出之処ニ、寺門無為之間、三蔵院ヲ以テ河崎方へ以内儀色々雖有詫言
之、百貫文分可取詰之由申之間、夏供米其外大湯屋之毎月之湯已下、
其外之物共フツシテ、連々河崎方へ高札銭被渡之、寺門分百貫文、又
東南院方五貫文、合百五貫文分被渡者也、悪銭不足ヲエリ、請取之
云々、前代未聞之沙汰之次第也、

一、十二月廿三日夜丑之尅、社頭ヲ初テ悉以閉門也、右子細者、今度公方様
筑紫ヨリ、大内左京大夫御伴申罷上之間、於京都之寺官〈無量寿院卿実
儼僧都〉上置、寺領国衙事、押領不可然候、急々如往古寺門へ可被返付
之由、樽已下遣色々申届之処、
（31ウ）
一途無返事之間、又重而信花坊少将英海五師ヲ上置申届之処ニ、何以
寺門ニ可返付之事、不可叶之由、返答事切之間、無力閉門云々、土代
兵庫北関已下ト云、国衙之儀ト云、旁以無力閉門也、廿三日巳貝定、
於大湯屋惣寺之集会在之テ、事子細一決之上ハ、重而老若之集会ヲ成
テ、戌尅大湯屋ニ集会ス、於天狗社第三度之蜂起ヲシテ、天狗社ヨリ
一之鳥居ニ至、ソレヨリ東南院之北之芝へ蜂起シテ、ソレヨリ焼杉之
前ヲ真言院之前ニ至テ西へ出、中水門ヲトヲリテ龍池之橋ヲ渡テ、〈戒
壇院四足之内（門）へ入、北之門へ出テ、ソレヨリ〉中門堂之後ヲ西之クワ
イラウノ前ヲ北へトヲリテ、至北中門ニ、北中門ニ
（32オ）
大衆各々集会シテ、センキヨム〈ヨミテ信花坊少将五師英海〉、センキ
事終テ各退出、同興福寺へ牒送、状ヲ其夜被遣者也、於北中門、カヽ
リ已下タカセテ被加評定、大内左京大夫此数年国衙令押妨、又公方様
御入洛之儀申沙汰之上者、寺門領可被渡之処、猶以押妨之儀、前代未
聞之悪逆ニて、大衆老若重衣ニ白五帖、如此同心之上者、重衣白五帖
等停止、ケ衣ニ布ケサニテ七ツナリテ、寺僧等可入堂之由評定也、外
様之会合禁制、諸講油・年始歳暮等停止也、然間、廳而廿五日ニ以事
書、事之子細、大裏・公方へ被申上者也〈興福寺学侶六方へ牒送、可

同心之返答〉、
一、廿六日播州大部庄就年貢銭寺納之儀、悪銭也、以外之間、
（32ウ）
定使〈筒屋清氏〉為糺明於大湯屋老若之集会〈午鐘定〉在之、同廿七
日辰鐘定此事ニ又集会老若在之、時之納所勧学院悪銭之事、無私曲之
旨以午玉厳重啙(告)文之上者、不及是非、於清氏〈定使〉何以賢(堅)可糺明
之由、評定ニテ各退出、
一、廿八日ニ又悪銭事ニ付テ於湯屋、於寺老若集会在之、清氏ニ厳重之起請
ヲカヽスヘシト評定、雖然、既月迫之間、正月十五日過テ可加成敗之
由、今日集会退出也、土代美濃之会料等ヲ初而、惣寺之寺納之料足ニ悪
銭以外多之、一段ト、可有厳密之沙汰事、尤以可然事哉、
一、就今度寺門閉門之儀、七堂之分悉以如往古閉門也、
（33オ）
但浄土堂并二月堂・戒壇院・千手堂已下事ハ、別相伝之上者、七堂之
外之間、無閉門之儀也、惣而七堂之外ハ昔ヨリ至于今無其儀者也、則
御舎利等之事、奉出甲乙人令頂戴者也、浄土堂者、東南院別相伝之堂
也、雖為度々閉門之儀、七堂之外者、曽以無其儀、無案内之寺僧ナ
ト、自然事之紛、不可有其儀候、往古之筋目事、新不可成其意得也、
為覚悟書置者也、
〇以下、抹消。翻刻省略。
（33ウ）
〇非常に薄い墨色の下書き。翻刻省略。
（34オ）
永正六年〈己巳〉正月　日
一、依旧冬寺門閉門之儀、大仏殿修正無執行也、
一、大仏殿第二夜之壇供〈上笠間之庄役也、〉雖無有閉門之儀、修正壇具之
事者、所下、但正勾当之事、聊申事在之間、権勾当〈堯専〉被申付壇供
所下之、上院之樋坊ヨリ令下行、堯専権勾当、樋坊へ誂所下哉、時之年
預如意輪院〈卿五師〉方ニテ定而例式ハ壇供算合并勾当方罷出、一献等
在之哉、餅已下ニテ三献在之、年預所役也、自然正勾当事、指合之時
者、権勾当罷出算合已下沙汰之所下也、又大仏殿自連年預所ヨリ勾当ニ
渡サレテ、以其内所下、
（34ウ）
一、定入物僧綱等支配之日記在之、

一、八日三綱所大夫法眼叡実分、以請取候、遣間、則三枚半分所下之、二枚半ハ僧綱〈法眼分〉御加分一枚ハトヲリノ自分之儀也、別紙注之、

請取書案

請　大仏殿第二夜壇供之事、

合

右、為三綱所法眼叡実分、所請之状如件、

永正六年正月八日　　請使（花押）

如此認勾当方へ取て遣者也、

但当年ハ上院之中坊ニテ請之、権勾当誂下行候哉、〈時之年預如意輪院ヨリ直ニ被申付〉

（35オ）

一、二月堂恒例之勤行執行之、〈連行衆十八人歟、減少〉

一、二月二日七堂開門〈酉尅ニ〉在之、先前ニ於大湯屋有集会テ集義之趣、二月堂之衆へ牒送アテ、又重而蜂起之集会於大湯屋在之、貝之衆計天狗社へ大湯屋ヨリ、スクニ上テ貝ヲ立、九シキリ在之、貝之衆之外ハ、大仏之東之廻廊ニ相待テ貝吹終テ東之廻廊之衆ニ相加テ、ソレヨリ北之後門へ罷移テ開門之子細僉義シテ、各退散、落居之趣ハ、大内方以三條殿国衙之事、悉以去年分ヲ初而、寺門へ可去渡之由、色々競望アテ、三條殿へ出状在之、則寺門へ被出、具以披露

（35ウ）

如此厳重之大内氏方請乞之上者トテ、開門在之、先年就摂州蔵橋庄之儀、尊勝院殿寺門へ披露アテ、閉門之時モ、卅九日ニテ落居シテ開門在之、又今度モ卅九日ニテ落居シテ開門在之云々、

一、寺門蜂起之時ハ、毎度法花・中門堂両堂之衆被加召哉之由、堂方申哉、於大湯屋辺ハ南北之内之床ニ着座シテ、出仕之由申哉、旧記不分明近年之儀之事者、於両堂之衆之内蜂起之時、貝ニ以器用之躰、於貝之衆超（招）請シテ被召具哉、

（36オ）

則今度閉門之時、安養坊〈春定大ハンタ顕春子〉立貝之衆ニ被加召、惣而寺門蜂起之時、貝之上手ヲ於堂衆之内請之者也、於大湯屋ハ厳重之集義也、近年ハ以外之略義未練之躰也、

一、就周防国衙之儀、大内方へ訴訟之間、去年十二月廿三日閉門之上者、大仏殿修正令延引三月一日ヨリ修正執行之、去年令延引、〈当年正月ヨリ無之、〉三月二日ヨリ被執行、今度二月一日ヨリ被執行之者也、拙者第

五夜差帳之役也、然間、当年之会行事之職正宝院大進都維那可被沙汰者
也、如此三月一日ヨリ修正可有執行之由、集会一決之処ニ、年預依
（36ウ）
惜乱之儀令延引、三月一日ヨリ修正執行者也、新年預三蔵院貞宗房得
業順助被越其職者也、但当修正之儀者、去年之年預如意輪院可被執沙
汰也、去年戊辰之年分ハ三月二日ヨリ被執行、然処ニ聽而三月十八日
ニ大講堂・三面之僧坊一時ニ令焼失之間、且其例不吉哉、又三月一
日リ(ヨ脱)修正可有執行之処ニ、年預惜乱之間、又令延引三月十一日ヨリ至
十七日迄修正有之、十七日夜結願、又前々之儀之事ハ正月ニ雖令延
引、先年預執沙汰之事、自往古之旧例并第五夜之差帳等之事モ、願勝
五師迄ハ先年預・会行事方ヘ被認書渡者也、然処ニ先年之
（37オ）
信花坊少将得業英海之時ヨリ当年預何事モ可被執沙汰之由、集会一決
也、則今度之差帳之事モ当新年預三蔵院順助・拙者会行事職ヘ於大仏
殿直々被渡者也、
一、三月十八日就周防国衙之儀ニ付テ、無量寿院卿僧都実儼・信花坊少将得
業英海寺官トシテ被上洛、就七堂開門之儀三條殿《取継トシテ》大内方
ヘ礼之儀ニ歟、寺門ヨリ樽已下被上大儀云々
一、卯月之比、周防之寺領悉以如元寺門ヘ返付、大内方書状已下厳重之儀
也、又々前々両使〈無量寿院・信花坊〉上洛并北関之儀、同　公方ヘ被
申入之間、可被返付之由、被仰出也、寺門大儀者、樽礼銭等可入之也、
（37ウ）
一、卯月一日ヨリ恒例花厳宗之談義在之、三論宗之談義ハ先以延引也、
一、講堂之焼跡千手観音安置之下ヨリ柳生ス、前代未聞之希代不思ノ儀事
也、同蕗モ生ス、如此焼跡ヘハ草木不生処、眼前御本尊之座アリツル下
ヨリ如此柳已下生事、一段之子細哉、
一、周防之代官寺門方密乗坊・如意輪院・観順房、以落書為集義、被差諾之
処、密乗坊・如意輪(院脱)依堅辞退、観順得業計十月上旬之比、周防ヘ被罷
下、戒壇院之順識房已前被下之間、案内者之間、相制(副)被下之者也、
一、中門堂・法花堂方夏供之儀、惣寺ニ被引之間、堂方
（38オ）
未下之処ニ、両堂賢(堅)訴訟シテ、両堂閉門也、依之大仏殿修正・二月
堂已下可為違乱之間、老僧衆仲人トシテ夏供米半下(分)下行之、相残来
秋可下行之由、申合落居在之、則両堂開門ス、堂方両人罪科人則被免

除者也、

永正七年〈庚午〉正月吉日

一、正月一日ヨリ大仏殿修正執行之会行事、去年分正宝院大進寺主勤之、差帳役、又差帳已後第五夜ヨリ、拙者叡実法印会行事可存知也、次拙者ハ、当年修正へハ一夜モ不罷出、

一、二月一日ヨリ二月堂恒例之行法、執行之、

(38ウ)

練行衆新入二人〈堂方・寺方〉、然処ニ十三日之巳初点ニ堂之内陣焼上ル、練行衆堂下シテ食堂ニテ、時ヲヲコナヒ、茶之折節、堂童子一徳カ第五之アカノ水持上時、見付テ走下、如此ト注進之、練行衆各々罷上之処ニ、既御厨ノ上焼ル間、堂ノハヤ鐘ヲツク、同大仏ノ鐘・興福寺観経院之鐘ヲツク間、奈良中甲乙人罷上、内陣焼間、甲乙人皆以内へ乱入ス、少観音之御厨被出申南之山ニ安置申、御厨防禦、練行衆和尚《大夫法印秀海》〈当寺一﨟法印〉一人御厨ニ付、然処ニ田舎人平郡(群)之嶋并下河原、折節当堂へ走付、同防禦申、甲乙人

(39オ)

ヲハライノケ畢、然ニ堂内へ水ヲ入レ、又ヤネノ瓦ヲヤフリ、水ヲ手ニカケ色々調法之間、即時ニヤケト、マル者也、大観音之御厨上ノ一重上ノヤネ計カケテ、其外ノ戸帳何ヶ儀モ少モ不焼、希代不思儀之題目也、驪而小観音之御厨、内陣へ奉入并奉納行法之道具等一ツモ失墜セス、則日中ヨリ行法不相替執行之、昔モ如此之儀在之、是迄第三度之火事在之、当堂之旧記被注置者也、少観音之御厨ヲ山ニ安置申、於御前大儀之立願在之、依之火事静謐哉、又咒師新禅花坊大蔵卿権少僧都沙汰之、以外之越度多之間、如此哉、又大導師

(39オ)

新信花坊少将得業英海也、

一、東南院之薬師堂行去年退転ス、宗役水門助〈快賢〉依致沙汰之儀、自往古無闕如行、退転之、院勾当卿僧都実儼罰哉、去年夏之比、腹ニテ被死去者也、当年之事ハ二月八日ヨリ三ヶ日如恒例執行之、新院勾当円禅房帥権律師実友并北伊賀之壇供已下無相違運上也、

一、於知足院千部経可有執行之由、一定云々、然処ニ当寺方広衆集会ヲ成テ、評定曰、大仏殿之千部経之外ニ千部経自往古

(40オ)

無執行之処、如此新義太以不可然之由、知足院へ牒送之、然処、以内

儀知足院色々侘言被申之間、老僧之衆・方広衆被申調承諾之間、二月廿四日千部経被執行之者也、大仏殿千部経之外今度之儀、当寺初之云々、

永正七年〈庚午〉三月十五日於八幡宮大般若経供養執行之、

一、施主　三蔵院貞宗房得業順助

一、職衆　廿四人〈加引頭二人〉

一、《以小綱触之、》支配諸庄役下知、時之執行〈正宝院大進寺主寛盛、以少綱下知之、〉

(40ウ)

一、時年預五師　如意輪院卿得業〈春芸〉執沙汰之、

一、引頭〈薬師院大夫法眼叡実、上首之間北御廊正宝院大進寺主寛盛、下首之間南御廊〉

一、布施物所下〈寺升一斗、饗料、河上升七升、引頭加分、〈此分施主三蔵院ヨリ所下之、〉〉

一、造花施主　三蔵院調進之、別而沙汰也、

一、両引頭方へ毎度為施主モ、寺門トシテモ、毎度合力之間、今度申遣之処、終無其儀、言語道断之沙汰之次第也、重而可及違乱者哉、〈大都両人江一石ツヽ之、〉

一、永正七〈庚午〉六月上旬之比、二月堂内陣之修理在之、

(41オ)

今度炎上之間、観音之御厨之屋祢新造之番匠ハ、内陣へ不叶之間、練行衆之内以器用之躰内陣へ罷入衆、俊善得業盛重・専舜得業信祐・密乗坊禅栄得業英憲、其外堂方一二人内陣之屋祢之寸法ヲ取テ、外礼堂□□番匠ニ用意サセテ、内陣へ被入、被取合、其外仏壇之カナ物、仏壇已下悉以如元取調、堂内之儀、前々儀ニ不相替、修理之儀事畢、内陣へ入面々兼日別火精進別而在之、其外瓦今度如元修造大儀云々、

永正七〈庚午〉七月　日　大夫法印叡実（花押）

(後補裏表紙見返し)

貞享元〈甲子〉年九月　日修覆　法眼実宣

(後補裏表紙)(白紙)

10 浄土堂方日記（薬二-二〇六号）

（後補表紙ウワ書）

第一号

永正二

浄土堂方日記

叡実記

（後補表紙見返し）（白紙）

（表紙ウワ書）

永正二年〈乙丑〉正月日

浄土堂方日記

（異筆か）
《奉行》薬師院法橋「盛賢」

（表紙見返し）

法橋叡実（花押）

（1オ）

浄土方日記〈永正二〈乙丑〉〉

御舎利方

上旬　御門跡分御公用方

舎利預人数

観舜、〃良順、　学乗《此闕ニ営賢新補之、》

以上三人

御公用一年中拾貫文請申、毎年□遂算用□延□□□□□□□

（1ウ）

春秋二季〈四月九月〉五百文ツヽ両奉行致其沙汰、日中之飯汁一、菜三〈魚〉
奉行辺〈仁〉取成之也、拾貫文之公事、一年中之遂算勘者也、残分門跡へ運
上無之、奉行得分ニ被下者也、

下旬　山上方自御門跡御給恩也、

舎利預人数

浄信《真》　《ヲチヲヒ》学賢　〈此等両人者山上方被官人也、〉

（2オ）

是モ一年中拾貫文仁、両人請之、

合上旬下旬二拾貫文被定置也、

一、補任成分

承仕方之補任各参貫文宛〈補任料、使ニ二百文〉
本ハ二貫文也、近年半分ニ訖言、

一、寺衆方補任　各壹貫文宛〈補任料、使ニ百文〉

一、曼荼羅尼《精進供尼之事也、》　五百文宛〈為奉行補任也、〉
　又下尼ハ念仏堂
（2ウ）
　寺衆方現在分
一臈　　二々　　死去、三々　　三々
〃延学死去　〃良順　〃観舜　〃浄信
四々　　五々　　六々
学賢　〃学乗　〃延舜　〃叡賢
　以上七人
　承仕方
カフトヤ　 ヤ子新補　菊屋
〃舜観〈死去〉　実円　〃浄善
　以上三人
（3オ）
公方分御舎利御公用、遂毎年算用御公用残分、公方へ進上之、〈奉行之以請取進上之、〉
御舎利補任各壹貫文宛、壹貫文減少也、
一、御門跡分御舎利預薬師時、壹貫文歟、任料沙汰者、進上半分定候歟、往古之儀式貫文之由、古記ニ在之ト云て、近年分ハ壹貫文ノ分之沙汰者也、奉行書成任料被下之者也、
一、浄土堂一臈ニ罷入之時、奉行所之儀ヲ伺并御門跡之御内仁ニ一献ヲ申沙汰者也、
（3ウ）
浄土堂時衆并承仕以下補任案文
補任　浄土堂時衆職事
　延阿弥陀仏
右、以人補任彼職也、寺家宜承知敢勿違失、故以下、
　年号日付
（4オ）
奉行在判
　時衆承仕等之補任如此、可相認也、
永正五年〈戊辰〉二月廿四日　浄土堂承仕新補案
補任　浄土堂承仕職事
　浄善
一、右以人所補任彼職也、寺家宜承知、敢勿違失、故以下、
　永正五年〈戊辰〉二月廿四日
（4ウ）
両奉行〈都維那寛盛在判、法橋叡実在判〉　如此補任認成下、

一、補任料之事、承仕職事ハ各参貫文沙汰処、当時御堂已下ト云、無力之儀ト云、
旁以色々、別而以浄真詫言之間、無力八百文ニテ、我等分宥免也、定而正宝
院方モ八百文出哉、然者、両方合一貫六百文
（5オ）
分タル哉、但正宝院方ハ、円禅坊別而引廻トシテ、宿坊之間、何ト被詫言せ
られ候哉、不知候、此方八百文分致其沙汰、但是モソハニテ浄土堂之一﨟良
春、三百文分助成シテ八百文出之分内儀申也、円禅坊之下人十郎承仕名主、
下笠間方ヨリ質物取流、則十郎承仕ニ罷入者也、又補任使仁二百文分礼在之、
是モ色々詫言仕候間、以別儀閣之者、於向後不可成其例者也、
（5ウ）
一、浄土堂御舎利、文明七年〈丁巳〉歳醍醐辺仁粉失之間、軈而寺門トシテ致劬
労之、鳥目六十貫文ニ買返之間、御舎利ノカラミ如何候ノ間、御舎利御堂へ
出現之後、軈而於東室辺カラミヲ拝、東室殿御門徒衆検知之処ニ無相違之間、
又カラミヲシナヲシ、御封ヲ被付、

御舎利封之人数

任親〈東室殿判〉　実儼判〈無量寿院卿得業〉
宗順〈判、琳禅得業〉
（6オ）
両奉行　快実判〈西辻子大夫法眼〉　守芸判〈正宝院中将都維那〉

以上五人之判形也、

一、同御舎利之華座、近日カラミ、クツロキクメラク間、永正五戊辰十月廿八日
ニ再興之、〈未剋〉

東南院御門徒衆於浄土堂会合之人数

院勾当 実儼〈無量寿院卿権小僧都〉　実友〈円禅坊帥権律師〉
延海〈宝性院舜賢得業〉　信祐〈専舜得業〉
公意〈観順得業〉　実憲〈徳蔵院了順房〉
（6ウ）
順芸〈安楽坊少輔公〉　奉行叡実〈薬師院大夫法眼、門跡祇候人〉

以上八人

此分於浄土堂集会シテ、御舎利ヲ堂僧加下知、未申之局ニテ御舎利ヲ机之上
ニ打敷ヲ相構、備香花、自彼華座奉取出、封ノカラミヲ検知之処ニ、文明七
年丁巳之年ノ五人之判形無其疑者也、則カラミヲ付ナヲス、作者信祐也、只
上之事者、搦既切放之間、明春可奉奔走之間、如形カラミ計ヲ調法者、クシ
ノ糸一筋ニテ沙汰之、

次搦之封之人数

（7オ）

院勾当実儼　実友　延海　信祐公意　当奉行叡実

以上六人之分加判形者也、為已後意得記之、

申之終、カラミヲワル、
カラミ畢テ御舎利礼三反〈導師、院勾当〉卿僧都

又備香花

軈而堂僧衆ニ申付、御舎利ヲ御局へ奉入畢、其後一献如形在之、慈仙ニ白餅ヲ入〈椀折敷ニテ在之、〉・菓子〈二色〉、酒ヲ献〈浄真走舞座敷々末座跡ニテ酒ヲ牒申也、〉軈而皆々退散、

一、惣而御舎《利》出入之儀之事者、堂僧等軈以無

（7ウ）

得其意、荒不可儼ニ自然ニ搦ハ弱、緩ハ急致注之、無淩爾之様、可相働者也、

一、搦畢而、御舎利甲乙人ニ頂戴之処ニ、軈而御神変在之、各祝着之、然者明春早可申沙汰者哉之由、堅令約諾者也、不可処無沙汰者也、永正五〈戊辰〉十月二十八日

一、浄土堂一﨟〈良舜〉永正六〈己巳〉卯月八日令死去也、仍御公用方之御舎利七ヶ日分預リ申之処ニ死去スル間、学賢ニ七ヶ日分申付補任案

（8オ）

補任　浄土堂御舎利出職事

合七ヶ日分者　良舜闕

右、所学賢分七ヶ日分補任之状如件、

永正六年〈己巳〉卯月十日

両奉行　都維那寛盛在判　正宝院大進法印様

法眼叡実在判　薬師院大夫法眼

一、補任料十二日分《門跡分》一貫文之任料之間、七ヶ日分五百文也、則五百文分間時之沙汰ニ二百五十文宛両奉行取之、補任頂戴之サスル者也、

（8ウ）

一﨟成無先例之由申間、以旧規□申付也、

一、浄土堂良舜一﨟令死去之間、其次観順、則一﨟ニ上ル、任先例一﨟成之一献両奉行へ沙汰之、又大夫法眼ニハ、別而別ニ礼ヲ鳥目ニテ申上者也、五月六日

一、永正六〈己巳〉十二月十五日学賢之子〈養子ナカラ聟ニトル〉

時衆職ニ新補案

補任　浄土堂時衆職事

叡賢

(9オ)
右、以人所補任彼職也、宜承知敢勿違失故以下、
永正六年〈己巳〉十二月十五日
両奉行　寺主寛盛判
法眼叡実判
一時衆之補任料雖為上方、二貫文中ヲシ一貫文ニ侘言ス、又只今別而彼学
賢以別議、色々侘言スル間、四百文減少シテ六百文分ニテ、別テ正宝院申
合参百文□□□免申□
(9ウ)
別三百文宛三面之、
一、永正七年〈庚午〉十二月廿一日観舜房次男之少童浄土堂時衆ニ新入之補任料
一貫文之処、観舜房色々別而度々侘言スル間、如形分六百文分ニテ免除之、
則今日補任相認テ遣之、正宝院我等両判ニテ書出之、
観阿弥陀仏　〈両人三百文充配当〉
補任例　マかせテ書出之、
(10オ)
一、観舜一臈成之時、奉行方へ一献事雖在之、是も色々堅侘言之間、無力免之、
惣堂之可為一臈候、返書状相認両奉行居加判遣之、
一、永正十〈癸酉〉浄真子浄土堂時衆職ニ新補之一貫文之任料之間、色々堅侘言
之間、無力六百文分ニテ閣之、但現物五百文分両奉行方へ沙汰之、正宝院方
百文分、我等弁之通ニ申定者也、則正宝院是へ被出候、在判補任状相認テ遣
之、浄真
(10ウ)
祝言トテ一銚子振舞之、補任状認テ浄真方へ直ニ遣也、
補任之聖
行阿弥陀仏
補任文言如例□(遣)之、
寛盛寺主判
法印大和尚位叡実判
癸酉八月十五日
上古二貫文之処、近年ハ一貫文分也、然ヲ猶
(11オ)
其申侘言曲事ニて、只今ハ無力六百文分ニシテ閣之、乍去現物ハ五百文分也、
則正宝院へ百五十文遣之、又我等か分二百五十文、合五百文分也、

永正十二〈乙亥〉十一月四日　浄土堂時衆事
延阿弥陀仏　是ハ〈一﨟〉《延舜　適(嫡)子》観舜孫〈補任也、〉
雖為一貫文、補任之料近年色々侘言申之間、五百文ニテ免除之、
則補任正宝院大進寺主ト拙者之分
（11ウ）
以両判書成之、観舜・延舜父子余方一献申沙汰之、
永正十二〈乙亥〉十一月十二日
浄土堂時衆新補事
藤阿弥陀仏　〈学賢房事、賢□房孫叡賢カ子〉
補任料雖為一貫文、七百文ニテ侘言、則三百五十文ツヽ配当也、
正宝院大進寺（主脱）・法印叡実　両判
（12オ）
永正十二〈乙亥〉二月十三日
~~同十三日~~同十三日　時衆職新補
寿アミた仏　学乗子
任料五百文ニテ侘言之、
補任書出、大進寺主・法印　両判　二百五十文ツヽ配当、

一、永正十五年〈戊寅〉十月十二日
浄土堂承仕職新補
甲屋道順之子新入
（12ウ）
正宝院大進寺主　両判
道順ト補任也、（ヲヤノ名ヲトリ）ヲヤノ闕之、
補任料雖為三貫文堅一﨟観順侘言之間、一貫文ニテ閣之、則大進寺主
五百文、我々五百文分取之、則時持、又我々別而三百文分樽之代トテ
参る、別ニ以観順礼ヲ申者也、彼是分八百文分取納也、
（白紙）
（13オ）（欠損）○補修裏打ち紙のみ
（13ウ）
天文二十二　十二月　■(九)　十九日ニ学興跡新入イル也、
寺衆方入
一、念仏堂時衆新補之事、一﨟跡浄真、其跡浄春時衆入畢、
弘治三年十二月十二日　新補出畢、

（白紙）

（後補裏表紙見返し）

奥半枚実祐筆跡

貞享元〈甲子〉年九月日　修覆　法眼実宣

11　東大寺執行方日記（薬二―一一一号）

（後補仮表紙ウワ書）（〇冊子全体をくるむための仮綴じ。）

永正四年八月

参帖之内

東大寺執行方日記〈近年書成可申付分〉

（貼紙）「第五号」

薬師院執行職

大夫法橋叡実

（表紙ウワ書）

永正四年八月

参帖之内

東大寺執行方日記〈近年書成可申付分〉

薬師院執行職

大夫法橋叡実（花押）

（表紙見返し）

法橋叡実（花押）

（1オ）

執行方日記

一、八幡宮政所長講　請定案

『小綱触之、年預之小綱也、』

◎請定　大宮殿政所長講事

一日　黒田荘

大夫法印権大僧都　琳禅房得業

二日　薬薗荘

（1ウ）

大蔵卿権少僧都　帥得業

三日　櫟荘

大貳律師　〇願勝房五師

以上

右、請定如件、

永正四年正月　日

（2オ）

『小綱触之、』

◎請定　若宮殿政所長講事

一日　雑役荘
三位律師　興春房得業
二日　清澄荘
三位律師　少将得業
三日　〈賀茂荘長屋荘〉
（2ウ）
卿律師　弁得業
以上、
右、請定如件、
永正四年正月　日
私云、大宮殿者、雖為三人宛、近年如若宮殿二人ツヽ也、此外奉取ト
テ、一荘ニ一分ツヽ小綱之下行在之、一斗ツヽ分、正月十日余之比、
下行也、於有辞退之躰者、又可有闕請云々
『此請定正月　日ト日付シ書テ、十二月廿七・八日之比触也、』
（3オ）
『若請定之闕請アラハ次座之衆ヲ可請、』
『堂童子触之、』
◎講堂修正　楽所酒肴事
合
初　夜　黒田荘　　第二夜　笠間・薦生荘
第三夜　北伊賀荘々　　第四夜　大和荘々
第五夜　荘厳　　第六夜　信（美）濃荘厳
第七夜　御油荘
（3ウ）
右、酒肴者、任先例可有其沙汰之状如件、
永正四年十二月廿七日　『講堂童子十二月廿七・八日比、取ニ来ル、』
『堂童子触之、』
◎講堂修正　楽所酒肴事
合
第四夜
櫟　荘　三合　　清澄荘　二合
長屋荘　一合　　賀茂荘　一合
（4オ）
雑役荘　三合
右、酒肴者、任先例可有其沙汰之状、如件、
永正四年十二月廿七日　『講堂童子、同取ニ来ル、』

『木守触之、』
◎大湯屋　正月差莚荘々支配事
　　合
黒田荘　　八枚　　笠間・薦生荘　　四枚
櫟　荘　　二枚半　　清澄荘　　二枚
（4ウ）
薬薗荘　　四枚　　長屋荘　　一枚
賀茂荘　　一枚　　雑役荘　　二枚半
右、来晦日以前可被渡于木守之状如件、
　　永正四年十二月廿日　『湯名十二月廿四・五日比、取ニ来ル、』
　　　私云、北伊賀荘々四枚ト在之、雖然近年略之者也、
（5オ）
『木守触之、』
◎大湯屋　　粥漬差莚事
　　合
黒田荘　　八枚　　笠間・薦生荘　　四枚
北伊賀荘々　五枚
櫟　荘　　二枚半　　清澄荘　　二枚
薬薗荘　　四枚　　長屋荘　　一枚
賀茂荘　　一枚　　雑役荘　　二枚半
（5ウ）
　　以上、
右、差莚者、来五日以前可被渡于木守之状、如件、
　　永正四年五月廿八日　『湯名五月廿七八日比、取ニ来ル、』
一、十二月切符　　月迫成之
◎下乃米〈并燈明銭卅文〉　三斗五升　七賢御仏供料
　　永正四年十二月八日　大膳請之、
（6オ）
右、以大井荘所納之内、可有御下行、
　公文所判　『大仏殿六堂之一臈、取ニ来ル、』
◎下乃米　肆斗伍升九合者
　　永正四年十二月八日　楽所請之、
右、下司山陵仏供料、可有御下行、
　公文所判　『六堂之内、下司之公文、取ニ来ル、』
（6ウ）

◎下乃米　貳斗八升五合者
永正四年十二月廿七日　楽所請之、
右、下司疫神仏供料、可有御下行、
公文所判　『同六堂之内、下司之公文、取ニ来ル、』
◎下乃米　肆斗伍升四合者
永正四年十二月廿七日　出納請之、
右、上司山陵仏供料、可有御下行、
（7オ）
公文所判
◎下乃米　参斗五升者
永正四年十二月廿七日　出納請之、
右、上司疫神仏供料、可有御下行、
公文所判　『同出納、取ニ来ル、』
下乃米　捌斗者
永正四年十二月廿七日　六堂童子請之、
（7ウ）
右大仏殿御施料、可有御下行、
公文所判　『六堂童子、取ニ来ル、』（追筆）「六臈取ニ来ル、」
◎下乃米　参斗　手市代卅文
永正四年十二月廿七日　講堂童子請之、
右、講堂御仏供料、可有御下行、
公文所（花押）『講堂童子、取ニ来ル、』
以上切符七通〈上古者切符八通也、近年者七通分成也、〉
（8オ）
『木守触之、』
◎自明日十一日　龍池祈雨差莚事
合
黒田荘　十枚　笠間・薦生荘　五枚
北伊賀荘々　七枚
櫟　荘　三枚　長屋荘　一枚
薬薗荘　四枚　清澄荘　二枚
（8ウ）
賀茂荘　一枚　雑役荘　三枚
以上、
右、差莚者、任先規祈雨之間、可被借出之状、如件、

永正四年七月　日

（9オ）

『小綱触之、』

◎龍池祈雨　巫女・神人中酒肴事

合

黒田荘〈酒六升・肴一合〈牛房〉・折敷二十枚・箸三十前・大瓶一杪・長櫃一合・酒土器廿・銚子鍉等〉

笠間・薦生荘〈酒三升・肴半合〈蓮根〉・折敷十枚・箸十前・大土器十〉

（9ウ）

北伊賀荘々〈酒三升五合・肴半合〈蓮根〉・折敷十五枚・箸十三前・大土器十五〉

○以下は二段組であるが便宜的に組を改めた。

櫟荘〈酒升二升・小土器十・花瓜十〉

清澄荘〈酒一升五合・花瓜七・小土器八〉

薬薗荘〈酒三升・小土器十六・花瓜十五〉

長屋荘〈酒七合・小土器四・花瓜五〉

賀茂荘〈酒七合・小土器四・花瓜五〉

雑役荘〈酒二升・小土器十・花瓜十〉

（10オ）

以上

右、来廿日〈巳鐘定〉可被寄龍池辺也、祈雨既一七ヶ日畢、而重又致沙汰之間、任先規支配如件、

永正四年七月十八日

◎私云、此酒肴モ如経供養之時、黒田之雑掌取調テ渡云々、小綱并執行所之使如毎度、

（10ウ）

二七日ニカヽレハ毎度所成支配也、花瓜事、別而是非本或(式)、何ニテモ時之景物、或枝大豆、或薗豆不可有子細事也云々、

（11オ）

一◎東大寺　十二大会

◎大仁王会〈撰吉日行之〉　◎花厳会〈三月十四日〉

◎仏生会〈四月八日〉　◎小五月会〈五月五日〉

◎万華会〈六月十四日〉　◎千華会〈六月廿二日〉

◎解除会〈六月廿八日〉　◎妓楽会〈七月十五日〉

◎千燈会〈十一月十四日〉　◎法華会〈三月十六日〉

（11ウ）

◎万燈会〈十二月十四日〉　◎方広会

以上

一◎諸職補任成分〈為執行所成之分并補任料〉
　『正権二人也』
◎両勾当各三貫文〈使二百文〉　◎小綱七百文〈使ニ無之、〉
◎公人百文　◎主典三百文　◎出納一貫文
　『仏餉升定』
◎大仏堂司三石〈但近年一石餘云々、〉　◎講堂五石〈使二百文〉
　『仏餉升定』
大仏殿六人各十石ツヽ、
◎六堂十石〈使二百文〉　◎大炊五石〈使二百文〉　◎七堂一貫文
　『仏餉升定』　『仏餉升定』

（12オ）
◎戒壇五貫文〈使百文上下二人各宛任料二貫五百文宛ツヽ、合伍貫文也、〉
◎塔婆一貫文〈『何モ／＼執行所ヘ職掌ニテ自身礼ニ参上シテ、彼補任頂戴之礼ヲ申上也』〉

以上

一◎執行所ヘ六堂之中ヨリ一面一瓶沙汰之、其返シ寺升ニ米一升遣之、面瓶之身
也、月迫ニ進上之、六堂之中ヨリ歳末云々、
年預之小綱一人也、
一◎小綱方正月四日礼ニ来ル、餅一膳〈ヲカマセ、略儀云々〉、
居肴〈メキリマセニテ〉・酒一献在之、近年此分、
上古之儀、公人・少綱歳末ヲ各進上也（ママ）之間、節モ各奔走ス、近年無其
儀間、如形其跡計也、

（12ウ）
一◎出納方ヘ御倉祭之代五十文下行、
上古之儀者、上司御倉祭色々奔走、円鏡・毛立・菓子・御肴以下雖有之、
諸荘依不納近年者一向ニ略之、親快実法印之代ヨリ如形其跡計ニ出納
ニ五十文祝而遣之也、上古者、出納モ歳末進上也、於上古之儀不審之事
者、以古本ヲ可加一見者也、

（13オ）
◎古本云、
◎抑此記者、応永十二年之比、実済法眼為当職数ヶ年致沙汰日記也、其分者、先
祖朝舜法眼・同息朝増・舎弟之実舜法眼等代々為当職、致沙汰、先跡也、然
又近日居彼職之間、為相学仁応永之跡、所写之也、自然不審在之者、以古本
可有校合矣、
永享拾年〈己未〉卯月十三日　慶実在判

（13ウ）
近年入分之支配請定以下先々此分也、十二大会、惣而之儀共、別紙在之、
于時永正四年〈丁卯〉八月之比、為末学記之、

執行大夫法橋
叡実（花押）

一◎法花会料并花厳会料・同河上三斗米以下執行得分之事、縦修理方ニモ被成、
又借物方ヘモ被成、此三ヶ之得分、於執行分者、
（14オ）
定所下トテ定リ、無懈怠之儀有所下之也、則先年之八幡宮楼門修理方之借物
ニ雖悉以会料方入置、事之子細寺門ヘ歎申分之間、明応八年〈己未〉十二月
廿八日二貫八百文分、時之年預願勝五師顕円方所下之、此日又軈而執行職ニ
還補之、倶舎卅講執行之時、山内ニ牢人之不住トテ無謂彼職改替、又出頭之
刻、云々子細申分還補ス、寄事左右正宝院中将公依申語、講衆之面々沙汰候
次第也、
一◎三綱中得度之事、得度シテ軈而大仏・
（14ウ）
八幡ヘ社参可申〈三ヶ日〉、其後当寺務ヘ御礼ニ参ス、又出世之後見ヘ礼ニ
出ル、其後惣寺之年預ヘ礼ニ出ル、『惣而、軈随其縁ニ、寺之可然面々ヘ礼ニ
出也、』
一◎以寺務之仰出世後見方三綱補任出之、其補任之面ニ、軈而都維那ニ被任者也、
又補任料ハ無之也、但出世後見ヘハ拙者得度之時ハ、瓶子一双一盆持参之、
時之出世如意輪院之内経真師法印也、是ハ別而之儀也、
一◎法花会之補任ハ、時之納所ヨリ取之、〈補任料無之也、〉
（15オ）
一◎御八講之補任ハ、出世後見被出之、コレニハ補任料二百文在之、
一◎寺主上座《『出世之後見書成也、』》迄之官途ハ、時之寺務ヨリ取之、是モ任
料一向無之也、〈又寺主ヨリ衣ニ黒ヲ可入也、〉
一◎法橋『・』法眼『・』法印之官位者、悉以京都ヘ申『・』口宣ヲ可頂戴也、随大都
其様、両寺之同之、門跡・院家ヘ付、御宣申下者也、寺主・上座・法橋・法
眼・法印等ニ至迄、毎度時之年預方ヘ付テ寺門ニ披露ス、殊ニ法橋・法眼・
法
（15ウ）
印等之口宣、別而寺門ニ披露之也、則口宣ヲ書状相副可有御披露之由、年預
所ヘ申遣也、官位ヲ各可被存知用也、

永正四年八月吉日　執行法橋叡実（花押）

文明二年
一、倶舎卅講之時、雑役荘ヨリ三十講アルタヒコト（毎度）ニシタツクエ（下机）ノ米トテ〈十合
升ニ〉六斗・カフラナ・アラメ・コハウ已下、名主ノ中ヨリ上之、先年之時

荘ヤトリマトメ上之者也、三十講所出ニ所下之也、

（16オ）

一、永正八年〈辛未〉十月廿六日大仏殿之堂童子之二﨟帰金屋行真〈八十五ニテ〉令死去、則行真死去仕候之由、大炊行貞執行所へ致注進候也、則叡実法印対面シテ、委細已後之由返答之、惣而六堂々童子・講堂・戒壇院已下之堂童子闕之アル時ハ、毎度大炊之役トシテ、於執行所参上仕、注進申事、古来如此云々、講堂・戒壇院其外毎度致注進者也、

叡実（花押）

大仏殿主典等至迄、大炊以参上執行所へ致注進者也、

（16ウ）

一、三綱得度之事、初都維那被任、二十ヨリ寺主ニ被任、三十以上ハ上座ニ被任者也、古来如此云々、

（17オ）

一、東大寺執行職之事、於三綱中衆等一﨟一期持之処、正宝院《中将寺主》守芸寺主、筒井成身院へ罷出、以彼盛勢拙者理運之職之処、寺門衆相語令違乱、則其罸哉、守芸寺主二月朔日ニ役病七日煩テ令死去、其子寛盛〈大進之寺主〉猶以令違乱之間、寺門無力、折中之儀ヲ以テ、三ヶ年宛ニ仲人之、則両方へ折中之判状一通ツヽ被遣之了、然者、於向後コレヨリ已後ハ、三綱中之衆等多少之儀ニヨラス、三ヶ年ツヽ執行職各々可存知者也、於拙者叡実法印不便至極也、此分ニ成下モ《近比候、》併越智弾正忠之以威光、当寺へ被申達間、

（17ウ）

セメテ是程迄モ成行者也、寺門之衆等口惜次第也、

執行職之三ヶ年持之記

初度
一、自乙丑歳初而、叡実法印存知、〈戊辰之二月廿五日至迄也、午剋ニ至迄也、〉

初度
一、自戊辰二月廿五日初而、寛盛寺主〈正宝院大進、辛未之二月廿五日迄被存知也、〉

第二度
一、自辛未之二月廿五日ヨリ叡実法印存知之、〈甲戌二月廿五日ニ至迄也、〉

第二度
一、自甲戌二月廿五日寛盛寺主存知之、〈丁丑之二月廿五日ニ至迄〉

如此各々三ヶ年宛其永年（示承）、三綱中多少之儀ニヨラス可存知之也、則寺門之評定之判状明鏡也、別紙ニ在之、跡職之相替之時、二月廿五日午剋ニ彼執行職可有御存知之由、渡状相認遣之者也、

（18オ）

一、新執行職之事、永正十四〈丁丑〉二月廿五日大夫都維那頼実任其職、出世後見清涼院大夫法印秀海補任被成書之者也、

一、次第之執行職大夫法印叡実、永正十七年〈庚辰〉二月二十五日午剋ヨリ彼職
令存知者也、此次又正宝院大進寺主方へ可渡之者也、三綱中雖有数輩之可為
此准例者也、寺門一段一書之一書被送之、并寺門之大双紙ニモ被書載者也、
○18ウ・19オ・ウは白紙。

（裏表紙見返し）

自閻魔王宮　　法蔵僧都へ起請之状之案、〈彼僧都実相坊住〉

敬崛　　乞閻魔王所

諸宗中法相宗獨順仏智、諸家釈中慈恩玄賛究竟、釈一乗大徳玄賛朗願勿辞、

年月日

謹々上　　閻魔法王上

（裏表紙）（白紙）

（後補仮裏表紙）　（○反故紙再利用により第一次利用時の墨付けがある。）

12 執行職之次第（薬二-一四四号）

（後補仮表紙ウワ書）（〇冊子全体をくるむための仮綴じ。）

永正十四〈丁丑〉年

執行職之次第　墨付七枚

（貼紙）「第五号」

法印叡実

（表紙ウワ書）

永正十四年〈丁丑〉二月　日

執行職之次第并会行事之次第

法印叡実

（1オ）

執行職三ヶ年持次第引付并会行事次第　永正十四年〈丁丑〉

二月二十四日午剋ヨリ

一、三綱職ニ大夫都維那頼実新入、〈于時寺務代清涼院大夫法印秀海〉所被補任也、瓶子一双〈両種持参之礼ヲ申者在也、〉

同年二月二十五日

一、大夫都維那次第之間、正宝院大進寺主之次執行職ニ頼実補任之、大夫法印秀海被補任之、任料三百文、使与七ニ渡之、〈使ニ、モチ已下ニテ三献酒ヲ献之、〉大夫都維那執行職〈丁丑〉ノ年ヨリ庚辰ノ年ニ■■（二月）至二月二十五日迄、可存知也、□ノ□ヨリ此吹□

（1ウ）

大夫法印三ケ年分可存知者也、

一、会行事職事、

《丁丑年》正宝院之次大夫都維那〈戊寅〉年八幡宮之小使出之、准次之会行事、初而致其沙汰者也、

一、己卯年ハ大夫法印為会行事、八月一日之少使八幡宮ヘ上候処ニ、正宝院大進寺主少使被上之間、当年之儀、次第之会行事職法印之間、少使之番之由申之処ニ、正宝院是非共以ト被申之間、此方ヘ不及注進之、大宮禰宜并検校、年預如意輪院ヘ伺之間、年預留守之間、中将得業被申云、去年大夫法印

（2オ）

被出ハ、当年事可為正宝院之由、被申トテ大進寺主之少使可用之由申、言語道断之事也、既及申時迄御榊令延引之間、所詮両方之使、不出申候テ榊可立之由申テ、則神人罷帰、然処ニ後ニ聞候処、大進寺主之使神人等令同道之由、其沙汰云々、以外之次第、背先規大進寺主如此、押而少使ヲ被出、去年ハ大

夫寺主次第之会行（事脱）トシテ少使出之也、然者当年己卯分大夫法印可出事、次
第之理運也、如此押而旧例之儀ヲヤフリ、大進寺主沙汰事、以外之儀也、サ
ル間、明年〈庚辰〉ハ大夫法印少使会行事トシテ可出者也、

（2ウ）

一、永正十七年〈庚辰〉大仏殿修正第五夜之差帳之事、正宝院大進寺主、押而八
月朔日少使出上者、可其沙汰之由年預如意輪院へ申間、則宿坊之円禅坊へ被
申云々、大進寺主田舎之間、年々ニ差帳之役御沙汰而被申間、法印叡実第五
夜之差帳致其沙汰者也、彼差帳ヲヨミテ次之会行事方へ渡之旧例也、大進寺
主物忩之沙汰次第曲事也、然者頼実会行事可存知哉、法印叡実可存知候哉、
既先例之次第乱了、去年法印可存知候処ニ、大進寺主押而会行事榊差存知之
間、当年頼実会行事可

（3オ）

存知候哉、但己卯大進寺主、押而沙汰之上者、〈庚辰〉歳会行事〈大進寺主可
為理運者也、〉

永正十七庚辰年本式之会行事大進寺主也、

一、永正十七年〈庚辰〉二月廿五日午刻ヨリ、任次第之准例執行職叡実法印令存
知者也、則寺門之儀任先例執沙汰之者也、

（以下、前丁とは異筆）

一、天文五年〈丙申〉二月二十五日午刻ヨリ任次第之准例、執行（職）識頼実令
存知者也、

則寺門之儀、任先例執沙汰者也、

天文七年〈戊戌〉十二月十五日三十講初也、

（3ウ）

一、天文八年〈己亥〉二月二十五日午刻ヨリ任次第、准例執行識正宝院江渡者也、

一、会行事職之事

乙巳年正宝院也、

（4オ）

ハシマル

一、天文十四年〈乙巳〉二月二十五日午刻ヨリ任次第之准例、執行頼実令存知者
也、則寺門之儀、任先例執沙汰者也、

三斗米うけ取十一月より

天文二十二年十二月十九日

（4ウ）

一、会行事之次第

甲寅年薬師院也、頼実法眼存知者也、其次正宝院申持渡、

（5オ）
ハシマル
一、天文廿三年〈甲寅〉二月廿五日午刻ヨリ薬師院頼実執行職存知者也、則
寺門之儀、任先例執沙汰者也、
大仏堂司方新補之事
会行事職〈丙巳〉年也、
（5ウ）
会行　○書きさし
（五行分白紙）
（6オ）
当寺公人新補之記
公人新補〈当職初度〉
清安　天文廿三年〈甲寅〉九月廿六日
新入者也、
（6ウ）（白紙）
○以下十三丁分白紙。紙背に永正十五年十月廿二より廿五日の倶舎三十講・世親講の請取状がある。
（後補仮裏表紙）
ノリツケヨロシカラズ、此表紙可然、

13 東大寺寺門惣別日記（薬二―一五七―二）

（後補新仮表紙ウワ書）（〇冊子全体をくるむための仮綴じ。）
永正十七年五月
　東大寺寺門惣別日記
　　叡実

（後補仮表紙ウワ書）（〇冊子全体をくるむための仮綴じ。）
永正十七年辰
□□号
東大寺寺門惣別日記〈公人菖蒲等事〉《并執行職以下》
　　法印大和尚位叡実
宝暦七正月廿八　往重競望本　書行同尋

〇以下、永正十六年記・同十七年記に正して翻刻する。

（表紙ウワ書）
　永正十《六》卯年〈□丑〉二月
卯辰之歳于至迄分
東大寺門内外惣別記

　　執行法印大和尚位叡実（花押）

（表紙見返し）
　カサリノ菜　荘厳焼之口伝事
一、大黄〈ツキテ柚子ホト（程）ニシテ〉　一、丁子〈粉ニシテ半両〉
一、ユワラ半両
　此三色ヲツキコネテ、湯ヲアヒテ、其上ニスルヌリテ、シハラク
ヲキテ、サテモ後、ソト　ユ（湯）ニテスヽキヲトス、大カサニモ、小
カサニモ、最上ノ薬也、板坂カ口伝之、
尺尊御入滅以来二千四百六十余　永正十七〈庚辰〉壬六月九日
（1オ）　（のど綴じ代により読めず。）
　寺門惣別内外之日記
永正十六〈己卯〉
一、八幡宮ノ社壇之棟ノ瓦落ツ、近代之不思議也、依之信読之大般若経於新
造屋在之、卅人之僧衆二月廿七日ヨリ在之、
一、八幡宮ノ巫子ノ木、少々カル丶、
一、三月十六日、中門堂ノ弁才天ノソハノ松ノ木ヲ、興福寺六方之衆ヨリ切
ル、親禅院ノ為造営也、近比之曲事云々、如此之間、学侶方ヘ内念申届

之間、八幡宮之木ヲハ不切哉、

(1ウ)

永正十五〈戊寅〉十月十六日倶舎卅講被執行之、

雑役庄方所下之内、小綱三人〈宗賢・琳賢・賢光三人〉

助成分

五升ツヽノ札〈二ツ〉　琳賢分

配膳料〈六升五合〉　宗賢・琳賢・賢光三人

合一斗六升分、助成下シテトラス、

一、春日社若宮祭礼三月廿七日ニ在之、田楽頭人一乗院殿布装束也、相頭恵心院、但恵心院ハ田楽之装束計当日トラセテ、軈而其座之田楽ハ一乗院殿ヘ参シテ、両座シテ御能ハ致其沙汰者也、廿四日五日

(2オ)

六日・七日ニ至迄、大雨下、但当日ハ少雨ヤムカ、雖然、天気ハモウ／＼トアリ、

一、当寺八幡宮新造屋夏籠卯月十四日ヨリ夏籠在之、寺僧三人宛也、小綱賢光参籠、宗賢少綱一﨟之間、可罷籠之処、父〈三位〉観楽之間、賢光ニ宗賢誂之也、

一、永正十六年〈己卯〉之歳八月一日当寺八幡宮恒例之榊差、会行事少使之事、三綱中各年之次第、当年叡実法印番之処、正宝院大進寺主我カ番之由申、少使ヲ被出此方、自前覚悟之間、則大進寺主已前、少使八幡宮ヘ上之処ニ大進寺主

(2ウ)

何以我カ番之由申、少使可上候由申、此方理運之次第之番、無其紛之処ニ、任雅意、如此申事、往古之旧記可破候哉、既大進寺主丑年会行事之間、少使ヲ出事暦然之儀也、又丑年二月廿四日ニ、大夫寺主頼実新三綱ニ初任、則二月《廿五日》~~廿日~~ヨリ執行職之事、大進寺主之次、執行職《大夫寺》初任ス、会行事之事、各年之一年持之間、正月大仏殿修正第五夜之差帳ヲ会行事於大殿之前読上テ、軈而其夜大仏ニテ会行事ヲ次ヘ渡也、修正有無ニヨラス、正月五日夜期限也、丑之年ハ大進寺主会行事存知也、其次寅ノ年、大夫寺主次第切口之上者、会行事存知之間、則少使ヲ

(3オ)

頼実出之、又其次叡実法印上衆之間、己卯歳少使既ニ出之処ニ、大進寺主無理之儀、旧記ヲ破テ申事曲事云々、然処ニ年預如意輪院之間、神人

カシワヤ并検校罷出、事子細伺候処ニ、正宝院可出之由被申云々、如意輪院ハ他行留守之処、中将得業之下知トテ大進寺主方之使可用之由申、惣而覚悟之外之儀、中将得業被申、其上ニ三綱中之掟旨ヲハ、惣而年預不可被存知子細也、三綱ハ今両人之間、丑年大進寺主会行事存知シテ、其次寅年又大夫寺主存知ス、又其次第大夫法印、己卯歳会行事存知之処ニ、大進寺主未練至極ニテ、任雅意、如此申事以外之儀也、乍去先以

（3ウ）

思安之間、当年之儀モ大進寺主ニ少使ヲ出サセテヲク也、サルホトニ御神供過キル巳鐘定ニ少使出候処ニ、依之申初点ニ至迄テ延引ス、神慮如何候ト存シテ、此間ハ延引ス、神慮如何候ト存シテ、此方ハ加斟酌、大進寺主ニ少使ヲ致其沙汰者也、此段重而可及糺決者也、中将得業モ検校ヲ近比之凌爾、卒爾之至、前代未聞之事也、

〈永正十六己卯〉年分　河上八ヶ名之納所之交名事

三ノ名　　　　　　　　　二ノ名
英憲〈密乗坊禅栄房得業〉　延理〈阿弥陀院宮内卿律師〉
　　　　　　　　　　　　　此名当年ハ（以下、綴じ代により読めず。）

（4オ）

一ノ名　　　　　　　　　四ノ名
春芸〈如意輪院卿得業〉　浄憲〈地蔵院公専房得業〉

七ノ名　　　　　　六ノ名
快恵〈祐禅得業〉　英厳〈成福院少納言得業〉
五ノ名　　　　　　八ノ名
宗助〈四聖坊貞教房得業〉　英訓〈観音院輔得業〉
　以上

一、永正十六年〈己卯〉九月之比哉、当社八幡宮之三社之八幡宮ノ棟ノ瓦落居、又十一月十四日重而又日中之前ニ落居云々、東大寺ニハ不知ノ前ニ世界ニ及其沙汰、然処ニ驚而瓦ヲツルヨシヲ、自社頭注進候ト也、依之、今月十一月廿一日ヨリ於二月堂、尊勝法七昼夜在之、但於新造屋執行之由也、

（4ウ）

一、永正十七〈庚辰〉二月廿五日ヨリ如意輪院之中将得業澄芸、新年預ニ新入之、

如此之間　年預分

　　　密乗坊禅栄房五師英憲・如意輪院卿五師春芸・成福院少
　納言五師英厳・新年預中将五師澄芸　以上四人分在之、

一、永正十七〈庚辰〉正月一日ヨリ恒例之大仏殿之修正在之、火頭役一人在之、年預如意輪院卿得業春芸、

一、《同年》二月堂行法如恒例之在之、

(5オ)
一、八幡宮談義坊之夏籠在之、
　時之年預中将五師也、小綱ハ賢光一人シテ其役勤之、宗賢服者、
　子ハ幼少也、
一、永正十七年〈庚辰〉三月中旬比之事哉、二月堂唐戸東南北三方分之戸、
人モ不開ニ正面計之戸計不開シテ、三方アケテ在之、近代之曲事也、寺
門之儀、可為如何哉、可有祈祷事哉、世間之病ハヤルヘキト申沙汰在之、
今月如此戸開事被見付了、
　（〇第5丁ウ、第6～8丁には、余白を利用した江戸時代の書き込みがあるが、省略する。）

(表紙ウワ書)
永正十七年庚辰五月日
東大寺寺門惣別日記〈公人菖蒲等事〉《并執行職以下付而》
　法印大和尚位叡実

(表紙見返し)
一、日本国人数、男ハ十九億四千卅人也、女ハ十九億七万八百廿八人也、女
ハ六万六千六百九十八人也、男ヨリ女ハ六万六千六百九十八人之分多シ、
以上卅八億四千九百五十八人也、
一、日本ハ東西ヘハ三千八百里也、
一、釈尊御入滅以来、三千四百六十余年云々、

(1オ)
寺門惣別条々之執行事日記
一、二月堂東南北之唐戸三方分開、剰カウシニ至迄、開云々、惣而恒例之二
七日之行法已来、タチヲサメラレテ西南之戸計、細々観音講已下ニ被開
之処、如此希代不思議之開事、前代未聞之曲事也云々、去月之比之事哉、
去月之末、当月之初之比、被見付候、何事哉、可出来歟、勝事候子細也、
当社之棟之瓦二とニ落居云、可為如何事候哉、寺門可有御祈祷哉、
一、五月五日、執行所菖蒲申之事、公人共悉以

(1ウ)
菖蒲ヲモチテ、於執行所参上申、今坊之菖蒲可奉葺之由、各々申、雖然
甲斐々敷坊舎無之之間、菖蒲計納之、菖蒲之代百文、一献之代五百文、
合六百文分下行之也、乍去只今要脚未到之内、菖蒲之代百文計当所下シ
テ、今一献之代五百文ハ重而可下行之由、堅令約諾テ、六堂之童子ヲ初
テ若衆之公人丸ニ至迄、悉以対面シテ祝言之礼ヲ互ニ申、皆以罷帰者也、

此代物之事ハ、執行所之職ニ付而祝言之事ト云、惣之公人共
(2オ)
酒ヲ祝事之間、六百文之事ハ無闕如可下行事勿論也、乍去只今京・大和、
三善(好)出京シ細川殿取合ニヨリテ、不相調之間、依難叶秘計之儀、先菖
蒲之代百文計当所下之、相残五百文、重而慥以可所下者也、惣而菖蒲之
未下、先年丸ニ六百文、清永仕丁取継ニテ一紙ヲ書遣分可在之、又去年
子、大夫寺主□為当職、六百文之内二百文下行之、使清永四百文之未下
也、又当年分五百文分未下、彼是巨多之未進也、公人中申事、是尤と也、
一、惣而此執行所菖蒲之事ハ当寺三方之[　　]寺務坊迄葺事、旧例如此也、
同
(2ウ)
執行所奉葺事、自昔寺門法則、公人中諸役也、何方ニテモ菖蒲之代各々
百文ツヽ下行之也、又惣而執行所一献ヲタフ事者、昔鎮西米執行所惣納
所之間、番之公人二人常住令祗候、少綱一人・筆師・正勾当一人於執行
所祗候、寺門惣々所下支配之儀、依執行之仰、取沙汰之公人一人祗候之
者、内者カホニテ、今朝事外ニ寒候、手カヽエ候テ、シヤウフヤウ〳〵
フキ申候、御酒一盃可被下之由、以内儀申間、名吉ト云魚、チマキ已下
肴ニテ酒ヲ被下、コレヲ嘉例ニ仕テ至于今迄
(3オ)
一献在之、近代ハ代ニフシテ五百文分所下之、然者一献之代所下事、可
為随意之儀、雖然、近年シツケラルヽ間、無力于今令所下畢、一ハ又祝
言之儀之事候哉、公人中理運之様ニ申沙汰之事ハ覚悟之儀也、只今執行
叡実法印宿所、中御門之郷ニ在之、六堂ヲ初テ惣之公人丸令連参、雖然
菖蒲之代百文計遣之、一献之代五百文分未下也、去年分四百文、先年分
丸ニ六百文、又当年分五百文分未下也、公人中歎申上事、是尤と也、為
已後記置者也、□□儀之事ハ先祖之旧記等ニ可在之者也、
(3ウ)
於不審之儀、古キ旧記ヲ能々令拝見而、無淩爾之儀、寺門之事可執沙汰
事也、
一、就正勾当之義、先年手掻会〈乙丑〉歳堯顕〈重実〉新補之以来、他寺中
綱顕宗、悉皆執以申合、実相坊年預舜賢房五師已下被申定、然処今度彼
顕宗死去之間、於寺役無闕如之様、顕宗子宗舜ニ条々申合、出状在之者
也、以執行所成敗聊以無聊爾之様、相調候、但此分ニテ、堯顕方イツモ
トナク宗舜如顕宗正勾当可相拘事ハ無覚悟之由、堅申候之間、任料トモ

ナク
（4オ）
一献トモナク、一貫三百文分ニテ種々詫言スルアヒタ、三貫文之補任料ナレトモ未落居之通ニテ令落居、同例式之上ヘノ一献料百文沙汰之、本式之補任書遣之時、使ニ三献〈魚物ニテ〉在之、百文一献料トテ使ニ渡之、雖然今度之事ハ以内儀聊申子細在之間、法印直々宗舜在所ヘ隠密ニテ罷出、以自他状ヲ取調之者也、

一、拾月九日当国和与之儀之事、畠山之次郎殿依御調法、遊佐河内守仁被申含、筒井并越智民部丞ト和睦并惣国之衆、悉属無為、国之儀先以令静謐者也、京都細川殿ナト定而
（4ウ）
下□□□被申合候哉、則於法隆寺、河内守・筒井・越智出合、対面在之、互馬・太刀出合礼在之云々、其日ニ廰而各々帰宅也、但古市ニハ不出合、乍去領内以下ヘ皆以ヨリキ、〳〵ハ其々付候ニ随相テ、無為無事也、

一、十二月六日
大仏殿七賢之切符書出之、大仏之堂童子一﨟之子行吉取来ル、則切符書出之、当執行所方書下之者也、

一、十二月十三日ヨリ興福寺維摩会在之、講師東門院殿并東南院殿如意任例
講師坊ヘ
（5オ）
被請之、院勾当実相坊并律師被渡遣者也、又当寺之丁衆已下任嘉例他寺ヘ渡、其沙汰云々、
（以下白紙）

（5ウ）～6丁（白紙）

（後補仮裏表紙）
ノリ付、不宜、乍粗々此表紙可然、

（後補新仮裏表紙）（白紙）

編集後記

本グループのメンバーは、遠藤基郎・畠山聡・西尾知己・三輪眞嗣である。それぞれが手回りで作成した翻刻データを持ち寄り、不足分は畠山が追加翻刻を行った。全体の校正は上記メンバーが行った他、本科研のメンバーである菊地大樹の協力を得た。最終的な原稿化は遠藤が行った。

また解説は、畠山・西尾・三輪によるグループ内の検討会の報告などや、翻刻原稿を整える過程で遠藤が気づいたことをまとめたものである。

本報告書の成果は編者全員で共有されるものであるが、以上のような経緯であるので、誤りについての責任は遠藤にある。

また東大寺図書館、特に研究員坂東俊彦氏には閲覧・撮影に際して格別の便宜を得た。記して感謝の意を表する。

東京大学史料編纂所研究成果報告二〇二〇-一（二〇二一年二月二八日）

中世東大寺記録執行関係史料

基盤研究（Ａ）（二〇一八～二〇二三年度）「日本中近世寺社〈記録〉論の構築—日本の日記文化の多様性の探究とその研究資源化」（代表遠藤基郎）
（課題番号 18H03583）報告書

二〇二一年二月二八日　発行

編者　遠藤基郎・畠山聡・西尾知己・三輪眞嗣
発行　遠藤基郎（研究代表者）
東京大学史料編纂所
〒113—0033　東京都文京区本郷七—三—一